写

令和５年　第１回定例会

会　議　録

（令和５年３月３日～３月29日）

枕　崎　市　議　会

令　和　５　年

枕崎市議会第１回定例会会期及び会期日程

１　会　　期　　２７日間（３月３日～３月２９日）

２　会期日程

月　　日（曜）	区　　分		時　　間	内　　　　容
３月　３日（金）	本会議		前　9：30	1 開　　会 2 開　　議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第４号－第 28 号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第 29 号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程（日程第 30 号） 14 表　　決 15 散　　会
３月　４日（土）	休　会			
３月　５日（日）	休　会			
３月　６日（月）	本会議		前　9：30	1 開　　議 2 一般質問（５名） 3 散　　会
３月　７日（火）	本会議		前　9：30	1 開　　議 2 一般質問（３名） 3 散　　会
３月　８日（水）	休　会	委員会	前　9：30	1 総務文教委員会
３月　９日（木）	休　会	委員会	前　9：30	1 産業厚生委員会
３月１０日（金）	休　会	委員会	前　9：30	1 予算特別委員会（専決承認・補正）
３月１１日（土）	休　会			
３月１２日（日）	休　会			
３月１３日（月）	休　会	委員会	前　9：30	1 予算特別委員会（当初）

３月１４日（火）	休　会			
３月１５日（水）	休　会	委員会	前　9：30	１　予算特別委員会（当初）
３月１６日（木）	休　会	委員会	前　9：30	１　予算特別委員会（当初）
３月１７日（金）	休　会			
３月１８日（土）	休　会			
３月１９日（日）	休　会			
３月２０日（月）	休　会	委員会	前　9：30	１　議会運営委員会
３月２１日（火）	休　会			
３月２２日（水）	本会議		前　9：30	１　開　　議 ２　議案上程（日程第１号－第５号） ３　委員長報告（総務文教委員会） ４　質疑、討論、表決 ５　議案上程（日程第６号－第 11 号） ６　委員長報告（産業厚生委員会） ７　質疑、討論、表決 ８　議案上程（日程第 12 号－第 18 号） ９　委員長報告（予算特別委員会） 10　質疑、討論、表決 11　議案上程（日程第 19 号） 12　提案理由の説明、質疑 13　議案委員会付託 14　散　　会
		委員会	本会議終了後	１　予算特別委員会
３月２３日（木）	休　会			
３月２４日（金）	休　会			
３月２５日（土）	休　会			
３月２６日（日）	休　会			
３月２７日（月）	休　会	委員会	前　9：30	１　議会運営委員会
３月２８日（火）	休　会			

３月２９日（水）	本会議		前　9：30	1　開　　議 2　議案上程（日程第 1 号－第 8 号） 3　委員長報告（予算特別委員会） 4　質疑、討論、表決 5　議案上程（日程第 9 号） 6　提案理由の説明 7　質疑、討論、表決 8　議案上程（日程第 10 号） 9　提案理由の説明 10　質疑、討論、表決 11　閉　　会

本　会　議　第　１　日

（令和５年３月３日）

令和５年枕崎市議会第１回定例会

議事日程（第１号）

令和５年３月３日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件名	付託委員会
１		会議録署名議員の指名	
２		会期について	
３		諸般の報告	
４	１	令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	予　特
５	２	令和４年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃
６	３	令和４年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃
７	４	令和４年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第２号）	〃
８	５	令和４年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
９	６	令和４年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
１０	７	令和５年度枕崎市一般会計予算	〃
１１	８	令和５年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
１２	９	令和５年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
１３	１０	令和５年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
１４	１１	令和５年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
１５	１２	令和５年度枕崎市水道事業会計予算	〃
１６	１３	令和５年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
１７	１４	枕崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総　文

１８	１５	枕崎市個人情報保護審議会条例の制定について	〃
１９	１６	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２０	１７	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
２１	１８	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２２	１９	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２３	２０	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２４	２１	枕崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃
２５	２２	枕崎市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
２６	２３	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
２７	２４	町の区域の変更について	総　文
２８	２５	専決処分の承認を求めることについて	予　特
２９	２６	監査委員の選任について	
３０	２７	枕崎市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定について	

○　本日付議された事件は議事日程（第１号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

1番	永野慶一郎　議員	2番	眞茅弘美　議員
3番	上迫正幸　議員	4番	沖園　強　議員
5番	禰占通男　議員	6番	城森史明　議員
7番	吉松幸夫　議員	8番	豊留榮子　議員
9番	立石幸徳　議員	10番	下竹芳郎　議員
11番	中原重信　議員	12番	東　君子　議員
13番	清水和弘　議員	14番	吉嶺周作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　増	事務局長	鷺山美津代	書記
大江武史	書記	川瀬裕也	書記
山口美津哉	書記		

1　地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成	市長	本田親行	副市長
山口　太	総務課長	田代勝義	企画調整課参事
鮫島寿文	水産商工課長	日渡輝明	市民生活課長
篭原正二	財政課長	福永賢一	福祉課長
中嶋章浩	スポーツ・文化振興課長	松田　誠	建設課長
沖園信也	農政課長	西村祐一	健康課長
鮫島眞一	税務課長	堂園力郎	地域包括ケア推進課長
上園秀人	水道課長	今給黎　仁	水道課参事
平塚孝三	市立病院事務長	橋口和洋	監査委員事務局長
水流敏幸	監査委員	天達純子	地域包括ケア推進課参事
森　智賀	健康課参事	中村俊彦	農政課参事
桑原英樹	水産商工課参事	松田勇一	市民生活課参事
今門俊彦	会計管理者兼会計課長	大工園昭則	建設課参事
平田寿一	総務課参事	木之下浩一	教育長
宮原　司	教育総務課長兼給食センター所長	中村克己	学校教育課長
高山京彦	生涯学習課長	永江靖博	農委事務局長兼農業振興係長
木口屋和彦	選管事務局長	田中幸喜	消防長
中原広次	消防総務課長兼消防団係長	中山俊吾	総務課行政係長
田畑幸作	主幹兼警防係長	星崎綾乃	総務課行政係主任
水谷彰吾	総務課行政係主事補		

午前９時30分　開会

○永野慶一郎議長　令和５年第１回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第１号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、４番沖園強議員、11番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第２号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月29日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第３号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和４年12月、令和５年１月及び２月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和４年11月及び令和５年１月に実施されました定期監査の結果、並びに令和５年２月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和４年第８回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付してありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第４号から第28号までの25件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　令和５年３月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから３年以上が経過したところですが、本年５月８日には、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の５類へ変更されることとなります。

新年度は、この変更による社会的な影響、変化を見据えた行政運営が必要とされる、対応力が試される１年になります。

この３年間は、生活者の意識の変化、社会経済活動の停滞、さらには昨年のロシアによるウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー価格、原材料価格等の高騰によるインフレ、また我が国においては、長年のデフレ経済の中での金融政策における欧米各国との金利差による極端な円安など、非常に不安定で先の予測が難しい３年間でありました。

そのような中、我が国の、特に地域が抱える大きな課題である人口減少、少子高齢化の中で、特に少子化の加速が、この枕崎市にも大きな課題としてのしかかっております。

昨年から私は、この少子化対策を、新年度の最も重要な課題として取り組むべく、庁内で準備を進めてきたところです。

まず、本市の少子化の現状について申し上げますと、出生数においては暦年で平成30年が107人、令和元年が106人と100人台を維持しておりましたが、新型コロナ感染症の発生１年目の令和２年は81人と、前年比で20％以上の減少、令和３年は98人、令和４年は73人と引き続き減少している状況です。

また、平成25年から平成29年までの本市の合計特殊出生率は1.63で、全国平均は上回るものの近隣市・県平均と比べると低いほか、本市の特徴として男女の20歳から24歳における未婚率は近隣市との大きな差はないものの、25歳以上の未婚率の比較において近隣市、県と比較して高い傾向にあり、特に男性の未婚率が高い傾向にあります。

少子化対策には２つの視点が必要であると考えます。

１つには子育て支援の拡充。

「子育て支援」は私が掲げる公約の一つでもあります。

これまでも、妊産婦健診や産後ケアなど妊産婦への支援、病児病後児保育、市立病院における鹿児島大学からの医師派遣の協力による小児科の日曜診療など、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない取組を継続してまいりました。

さらに、子育てに関する包括的な支援機能と安心して生み育てていくための様々な情報発信機能を併せ持ち、市民が日常の中で気軽に立ち寄れる子育て支援の中心的施設として、先の議会で提案させていただいた、閉院した民間医療施設を活用する土地・建物の取得について、改めて新年度の当初予算で提案させていただいております。

この施設は、改正児童福祉法で各自治体へ設置が求められている「こども家庭センター」の役割と災害発生時の福祉避難所としての役割を担うこととなります。

議会の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

少子化対策のもう一つの視点は経済の視点です。

第２期枕崎市地方創生総合戦略に掲げる４つの政策分野の一つ「若者とまちをつなぐ」に掲げる「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ための取組として、子育て環境の整備に加えて、男女が結婚し、子どもを生み育てられる経済力を確保することが必要となります。

働く場所の確保、雇用を増やしていくことが重要になり、そのためにも本市経済の活性化は欠かせない課題となります。

こちらも私の公約である「産業競争力の向上」に通じるものです。

そのためには、総合戦略の政策分野の一つである「ひとと産業（仕事）をつなぐ」に掲げる「地場産業の振興と、地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進する」という目標達成のための各施策を、確実に前へ進めなければなりません。

今後の最も重要な課題と位置づける少子化対策については、ただいま申し上げた「子育て支援」の視点、そして「経済活性化・産業競争力向上」の視点で、全庁体制で取り組んでまいります。

昨年は、本市産業の「丁寧・本物」を広く知らしめるためのＰＲ動画「枕ＪＡＺＺ」が全国広報コンクールの動画部門で総務大臣賞を、さらに地域プロモーションアワードで動画部門の大賞を受賞しました。

これは本市で、それぞれの産業を支えてこられた各業界の皆様の長年の努力が評価されたものだと感じます。

その価値が正しく評価され、それぞれの産業が収益を高められるような環境づくりを支援していけるよう、それぞれの産業が抱える様々な課題にきめ細かく対応していかなければなりません。

後ほど説明いたします新年度施策においては、職員の想像力と知恵を総動員して取り組んでまいります。

昨年策定した「枕崎市分散型エネルギーインフラプロジェクト」においては、不安定な電力市場の状況により地域新電力の設立は見送ることとしましたが、引き続き、マスタープランの再生可能エネルギー電力比率を2030年までに100％に高めるという目標を堅持し、公共施設への太陽光発電・蓄電池の導入を進める分散型電源強化事業に取り組んでまいります。

令和２年の開催が延期になった「燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技会」が、本年10月に「特別国民体育大会なぎなた競技会」として開催されます。

全国47都道府県の代表選手を市民みんなで歓迎して、選手・指導者を始め大会スタッフ、ボランティアなど大会に携わっていただく全ての皆さんの思い出に残る素晴らしい大会に作り上げてまいりましょう。

この３年間は感染対策を施しながらの人の移動、様々な制約の中での社会経済活動が一進一退で進んできたわけですが、そのような中でも本市では、地域の活力を高めるためにスポーツ・文化による関係人口の増加に向けた取組を加速させてきたところです。

昨年、大規模改修が完了した市営野球場では今年に入り、海外を含む高校、大学のキャンプ・合宿が実施されました。

さらに、バックスクリーンの特設ステージとスコアボードのＬＥＤビジョンというこの球場ならではの特徴を生かした野球以外のイベントでも、関係人口創出に貢献しているところです。

また南溟館では、ＪＲ指宿枕崎線全線開業60周年、枕崎駅舎建設10周年の今年、鉄道に関する企画展を計画して、全国の鉄道ファンを中心として多くの集客を目指すこととしています。

株式会社枕崎お魚センターはコロナ禍で厳しい経営を強いられており、先の議会において財務体質安定化のため市が長期貸付を行ったところです。

新年度は、国の交付金等を活用した大規模改修を計画しており、本市の観光ランドマークとしての施設の価値向上を図り、交流人口の増加につなげてまいります。

近年多くのキャンプ客で賑わう火之神公園へのアクセス道路に面した養豚場跡地の土地を昨年購入し、新年度から年次的に老朽化した施設の解体、危険除去に取り組みます。

昨年来、市の若手職員と市民の方に参加いただき、ワークショップ等を重ねて跡地の活用についての協議を進めておりますが、今後もその活用について幅広い御意見を収集して、本市の更なる魅力発信につながる基本構想について検討を続けてまいります。

この３年間でデジタル化の推進が求められておりますが、本市においてはまだまだデジタル化が進んでいるとは言えない状況です。

デジタル化の推進においては、通常のピラミッド型の組織運営の中で解決策を模索するのではなく、それぞれの持ち場でデジタルの恩恵を業務に生かせる人材が、組織での地位や立場に関係なくリーダーシップを発揮して前へ進めることが重要になります。

それにはこれまでの常識にとらわれない考え方も必要になります。

同時に状況の変化に対応する機敏性、適応性とスピードが必要となってきます。

私たち市役所の最大の目的は市民の幸せの実現です。

その目的を実現するための手段として活用できるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組んでまいります。

コロナ禍のもと、市民と社会を取り巻く不確実性が高まっている現状から学ぶべきは、変化の速度と複雑さが増大している今の状況こそが新しい日常であると自覚することかもしれません。

産業・経済においても、教育、子育て、医療、福祉、環境、防災、インフラ整備においても、私たち市役所の日常業務においても、この状況を新しい日常と捉えて、機敏に変化に対応していく力が求められています。

そして、変化をチャンスに変えていく前向きな取組が必要とされます。

繰り返しになりますが、私が先頭に立ち、職員の力を総動員して新年度の取組を進めてまいり

ます。
続いて、第６次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて、説明いたします。
まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。
市営住宅の長寿命化計画に基づき、谷原団地の建て替え工事、小山平団地の耐震診断のほか、火之神団地の内部改修工事を実施します。
水道事業では、「安全・強靱・持続」の３つを柱とする水道ビジョンに基づき、施設や老朽管の更新事業を継続して実施するほか、安全で良質な水道水の安定供給を行います。
公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場等の施設改築更新事業や管路・マンホール更生事業を実施するとともに、汚泥の処分先についても幅広く研究を行い、安定的な排水処理に取り組みます。
また、物価高騰や維持管理費等の上昇に伴い、更に厳しくなる経営状況に対応するため、景気動向を注視しながら、的確な経営判断のもと、使用料の改定に向けた検討を進めます。
次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、公共下水道区域外の浄化槽設置・転換を積極的に推進し、水質保全の確保や公衆衛生の向上を図ります。
また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。
2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、環境施策の柱である「枕崎市環境基本計画」に基づいた温室効果ガス排出削減に取り組むため、小中学生を対象とした出前講座や鹿児島県と連携した環境学習会を開催し、市民の環境意識の醸成と自ら取組を実践していただくための環境づくりを更に進めます。
また、妙見センター多目的ホール照明のＬＥＤ化を進めるなど、環境に配慮した持続可能なくらしを実現するための施策に取り組みます。
令和６年９月の（仮称）南薩地区新クリーンセンターの供用開始に向け、廃棄物運搬中継施設と資源ごみの中間処理を行うマテリアルリサイクル推進施設の整備を実施します。
災害を未然に防止し、人命・財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、県営急傾斜地崩壊対策事業による山手町、潟山及び桜馬場の３地区、県営砂防事業による木口屋の中洲川及び下山第１谷川の２地区の整備や、総合流域防災事業による二級河川中洲川、県単河川等防災事業による金山川及び県単砂防事業による木口屋集落の中洲川の改修・保全工事を引き続き実施するほか、新たに金山地区の上郷第２谷川や桜木町小江平地区の土砂災害対策に着手します。
海岸の防災対策については、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備に引き続き取り組みます。
また、浸水対策として中長期的な浸水対策の方針を定めることを目的とした「雨水管理総合計画」について、基本的な工法を決定するための段階的対策の検討を行います。
「枕崎市強靱化地域計画」については、施策の進捗状況を踏まえながら必要に応じた見直しを行い、この計画を指針として、本市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進します。
増加傾向にある危険空家等の対策については、引き続き補助制度を活用した解体撤去を推進するとともに、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある物件についても、法改正の動向を注視しながら、今後も所有者等に適切な管理を促すなど、市民の生活環境の保全に努めます。
災害関連情報等を確実に伝達するため、令和６年度までを予定している防災行政無線戸別受信機設置補助制度を活用した戸別受信機の設置を引き続き推進するとともに、防災行政無線の放送内容を自動配信する登録制メールの一層の普及に取り組むほか、情報伝達手段の多重化という観点から、ＳＮＳ等を活用した新たな情報伝達手段の導入についても研究します。

市総合防災訓練における災害対応訓練等の実施や、防災研修会の開催、また地域における自主防災訓練等の実施を促進することにより、市民の防災に対する意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

消防業務については、自動心肺蘇生器を追加導入して救命率の向上に努め、救急需要の増大に適切に対応します。

また、地域防災力の中核となる消防団については、市民の安全と安心を確保するため、車両の更新及び装備の充実・強化を行います。

都市公園では、公園施設長寿命化計画に基づき、塩浜公園のナイター照明施設の改修工事を引き続き実施するとともに、新たに駒場公園及び日之出公園のトイレのバリアフリー化を実施します。

また、老朽施設に起因する事故を未然に防ぐため、各公園の老朽化した遊具などを年次的に更新します。

高齢者や障害者、子どもなど、全ての市民が住み慣れた地域で更に安全に、また安心して暮らせるよう、地域における見守り活動ネットワークの更なる拡充に向けて、協力事業者・団体等の掘り起こしに取り組みます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

速度規制と横断歩道の段差などの物理的デバイスを組み合わせた交通安全対策の取組であるゾーン30プラスについて、引き続き枕崎小学校周辺の整備を進めるとともに、新たに立神小学校周辺についても整備を実施します。

良好な歩行者空間を確保するため、市街地を周遊する柳町通線などの歩道を含む道路改良工事を実施するほか、道路交通網の安全性・信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき、柴立茅野線、野平線、片平４号線の危険なのり面を整備します。

また、老朽化した市道の舗装修繕及び側溝改修工事を引き続き実施します。

橋梁では、長寿命化修繕計画に基づき、小川橋、第二大塚橋、石出橋の補修工事のほか、橋梁詳細点検を計画的に実施します。

なお、県営事業では、国道270号水流跨線橋付近の線形改良事業の用地取得及び改良工事を実施します。

昨年６月に策定した「枕崎市地域公共交通計画」に基づき、既存の交通網の最大限の活用と、それを補完する新たな交通手段の具体化などによって地域公共交通の持続可能性を確保し、高齢者を始めとする交通弱者の救済と、市民の利便性の向上に取り組みます。

地域社会のデジタル化の推進に向け、ＩＴリテラシーの向上を目的とした職員研修の実施、高齢者等に対するデジタル機器（スマホ）教室の開催、ＩＴ技術を有する民間企業者との連携を行い、デジタル人材の育成、デジタル格差の解消、地域課題の解決に取り組みます。

また、国から示された自治体情報システムの標準化・共通化の導入、ガバメントクラウドへの移行に向けて、必要な対策を推進します。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

本市に船籍を置く遠洋カツオ一本釣り漁船は、沖の漁模様が安定せず取り巻く環境が厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備については、「枕崎漁港高度衛生管理基本計画」及び「枕崎地区に係る特定漁港整備計画」に沿って水深６メートル及び4.5メートル岸壁の改良を行うとともに、漁港施設の機能保全として白沢津港の水深1.5メートル泊地のしゅんせつを行います。

枕崎市漁業協同組合の新たな冷凍冷蔵庫施設で使用する資材整備について、種子島周辺漁業対策事業を活用し支援します。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や水産多面的機能発揮対策を実施します。

水産加工業の振興については、水産加工品の輸出拡大を図るため、水産加工業者が行う輸出先のニーズに対応したＨＡＣＣＰ（ハサップ）等の基準を満たすために必要な施設等の整備を引き続き支援します。

農業については、人・農地プランに代わる地域計画の策定に着手し、集落等での話合いの上で、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化します。

具体策として、農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りの推進、最適土地利用対策事業や多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業により荒廃農地の発生防止・解消、農地の有効利用を推進するとともに、農村地域の活性化を支援します。

昨今のコロナ禍による農産物価格の低迷、サツマイモ基腐病などの病害虫対策、燃油や生産資材の高騰等で、農業経営環境は非常に厳しい状況にありましたので、本年度は、認定農業者等担い手育成対策事業費を増額し、38経営体に補助を行い、農業経営改善意欲の維持、農作業の省力化、効率化に大きく貢献することができました。

新年度も、当該事業のほか、農業次世代人材投資事業や高性能茶機械施設等導入支援事業など各種の支援制度を活用して、後継者の確保や認定農業者等の経営安定を図るとともに、新規就農者の掘り起こしを行い、担い手を確保していきます。

「サツマイモ基腐病」対策については、引き続き栽培基本技術の周知徹底を行うなど、関係機関一体となって被害の軽減に向けて取り組みます。

昨年末、近隣市で高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、本市職員も発生農場で防疫作業に加わり、その現状を直接体験したところです。

家畜伝染病の防疫を含む畜産振興については、関係団体と一体となって、環境に配慮した安全な畜産業の推進や警戒感を持った飼養衛生管理の周知徹底に取り組みます。

本市農畜産物のＰＲについては、新型コロナウイルス感染症収束後に活発化が予想されるイベント等において自ら生産した農産物等のＰＲ活動に対して助成する「枕崎の、特産品。」発信事業や、枕崎茶のブランド化と販路拡大を図る「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業を継続して実施するほか、国体なぎなた競技会場において、枕崎さえみどりＰＲ事業により一煎パックを配布するなど生産者・農業関係団体と連携し、取り組みます。

老朽化している用排水路について、農村地域防災減災事業を活用し、水路改修を行うことで排水機能の向上を図り、農地や農業用施設の被災防止に取り組みます。

深刻化している農作物への鳥獣被害については、地域での取組の支援やスマート捕獲アプリを導入して捕獲データの管理・分析を行うとともに、狩猟期間を含む通年での捕獲指示を行うなど、猟友会等関係機関と連携し一層の被害の軽減に努めます。

森林環境譲与税を活用した森林経営管理推進事業により、林業担い手の支援や地域材を利用した木材利用の普及啓発を推進します。

また、森林資源の循環利用を図るため、本市と南九州市を結ぶ新設林道大谷山内ケ谷線の整備に着手します。

市民の生命や財産を守るため、山地災害危険箇所の治山事業により、森林の維持保全を行います。

農地、山林等の入会権等を所有権へ近代化し、農林業上の利用の増進、農林業経営の健全な発展を図るための入会林野整備の取組を引き続き支援します。

毎年、多くの皆様から御厚意をいただいております、ふるさと納税ですが、本年度も１月末現在で15億円を超える多くの寄附が寄せられております。

お寄せいただいた御厚意については、本市のまちづくりの財源として、地域振興策に有効活用させていただきたいと思います。

また、今後も返礼事業を通じて本市の特産品の魅力発信に努め、産業競争力の向上、地場産業の振興につなげてまいります。

アフターコロナを見据えた取組として、地域産品の販路を拡大するため、市内事業者のＥＣサイト活用の促進や国内外の商談会、物産展等への参加、ＰＲ活動など積極的な事業展開・商流への取組を引き続き支援します。

商工振興対策として、「商店等新規出店支援事業補助制度」、「商工振興資金利子補給制度」や、ＰＲ動画「枕ＪＡＺＺ」の活用等により本市地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外において発信し、本市地場産品の認知度・イメージ向上を図る取組など様々な施策を引き続き展開するとともに、商工会議所や通り会連合会等と連携して、魅力ある商店街づくりを推進します。

雇用就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニフォーム整備を行うなど、積極的に就労環境改善に取り組む市内企業に対し、引き続きその支援を行います。

シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を新年度も継続して実施し、高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりを支援します。

観光振興については、アフターコロナにおける観光需要の動向等を踏まえながら、様々なメディアやＳＮＳを活用した情報発信、関係団体と連携した誘客事業に取り組み市内周遊を促進し、観光産業の活性化を図ります。

また、県内のホテルで開催される枕崎産の食材を使用したメニューを提供する地域フェアを通じて、地場産品を始めとした枕崎の魅力向上を図り、更なる誘客に努めます。

あわせて、枕崎お魚センターでのカツオのワラ焼きタタキづくりやかつお節削りなどの体験型観光を一層推進するとともに、本市の観光資源を活用したモニターツアーを実施し、新たな観光コンテンツを創出します。

また、本市の多彩な魅力を効果的に発信し、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

本市への移住・定住の促進については、高校生を対象とした就職支援事業等に取り組んできておりますが、若者の郷土愛を育み、本市との継続したつながりを構築していくための取組である「枕崎の、仕送り。」ふるさとの味エール便事業について、引き続き実施するなど、更なる移住・定住促進や関係人口創出に資する事業に取り組みます。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、政府決定に基づき、国、県及び本市医師会など関係機関の協力のもと、ワクチン接種体制を確保するなど、必要な情報の発信、啓発に取り組みます。

市立病院については、医療機器等の整備を実施し、より充実した医療サービスの提供を継続して行います。

また、新型コロナウイルス感染症の診療医療機関として感染患者等の診療を実施してきましたが、引き続き診療体制を維持していくほか、安心して子供を生み育てられる環境づくりのため毎週日曜日の小児診療と病児保育施設の運営を行います。

令和元年度から取り組んでいる「高血圧ゼロの街　枕崎」プロジェクトについて、本年度は、市民の血圧測定の習慣化に向けて、データ集約可能な家庭用血圧計の配布事業や、市内量販店と連携した減塩商品の啓発を実施しています。

新年度も、引き続き家庭用血圧計の配布事業や減塩食品利用の普及・啓発を図るとともに、コロナ禍で実施できなかった、鹿児島大学と連携した市内高校を対象とする講演会等や、市民向けの高血圧対策に係るイベントの開催など、本プロジェクトの取組を通して、市民の健康に関する

意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。
国民健康保険税の税率改定については、担当課でシミュレーションを行い、「市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会」で検討してきましたが、税率改定に向けて、新年度は更に検討を進めます。
市民が安心して子どもを生み育てられる環境を守るためには、市内及び南薩保険医療圏における産科・小児科医療体制を維持することが重要です。
市内産科医療機関においては、本年６月末日をもって、分娩の取扱いを終了することとなっていますが、今春開業予定の県立薩南病院に新たに産婦人科が設置されます。
本市を含む「南薩３市医療体制充実等推進協議会」において、「産科医療支援事業負担金」を負担し、産婦人科医確保など医療圏内の安定的な産科医療体制の整備が図られるよう努めていきます。
また、産後ケアを実施する体制を確保するための新たな取組や、中高生などを対象とした月経困難症などの産婦人科に関する相談を気軽に受けられる体制整備について、研究に取り組みます。
出産育児一時金の増額や妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業などの国の施策を着実に実施します。
「第２期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりを更に進めます。
具体的には、新生児１人につき２万円分の商品券と本市独自の記念品を給付する「むぞかベイビー誕生祝金給付事業」や、保育所や認定こども園を利用するゼロ歳から２歳までの幼児に係る保育料負担軽減、これらの幼児に係る紙おむつの費用に対する補助制度を継続して実施するほか、新年度は、新たに子ども医療費助成事業の助成対象を課税世帯の高校生まで拡大し、時代にマッチした形で子育て世代の経済的な負担等を軽減します。
また、食事、生活環境等において不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭等に対し、相談支援を実施する「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を新たに実施します。
なお、本年度をもって指定管理が終了する片平山児童センターについては、新たな運営体制を構築し、児童クラブ設置の検討を含め、引き続き子どもや子育て世帯が利用しやすい環境づくりに努めるとともに、児童厚生施設全体の今後の在り方を検討します。
障害者福祉においては、第６期枕崎市障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組を更に推進します。
保健センター設置事業については、冒頭でも申し上げましたとおり、民間医療施設の土地・建物を取得し、令和７年度春に（仮称）保健センターの設置を目指します。
この保健センターは、保健師等有資格者を１か所に集約することで、より効率的で効果的な連携・協力が図られることが期待されます。
そして、改正児童福祉法で設置が努力義務化される「こども家庭センター」機能に加え、これまで健康課で行ってきた「成人保健」「介護予防」等の業務と、地域包括ケア推進課で行ってきた「地域包括ケアシステム」「地域包括支援センター」等の機能を担うことで、全市民の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するなど、市民の「からだ」と「こころ」の健康を守る拠点施設として開設できるよう準備を進めます。
高齢者福祉においては、新年度を最終年度とする「枕崎市老人福祉計画・第８期介護保険事業計画」に基づき「高齢者元気度アップ関連３事業」や地域交流の場としての「てげてげ広場事業」

など介護予防活動を推進するとともに、判断能力が不十分である又は将来に不安を抱える高齢者等に対しての総合相談活動において、権利の擁護や財産管理などの課題に応じた「成年後見制度」の普及促進を図り、アドバンス・ケア・プランニングを意識した「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」などを引き続き実施します。

また、「買い物弱者地域生活支援対策事業」を新年度も引き続き実施するほか、交通弱者のタクシー利用に係る運賃助成制度については、更なる利用促進を図るとともに、今後の地域交通体系の構築を見据えた望ましい制度の在り方を検討します。

福祉や介護に関する仕事のやりがいや魅力を発信し、これらの仕事に対する理解を深めることにより、福祉・介護分野の人材確保につなげるための取組を推進し、県の保育士人材バンクと連携した枕崎市保育人材バンクの運用等により必要な人材確保を支援します。

生活に困窮する世帯に対しては、家計管理が苦手な方々に対する「家計改善支援事業」や、雇用による就労が困難な方に対し就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う「就労準備支援事業」を継続して実施するほか、新年度は、生活保護医療扶助制度の適切かつ効率的な運用を促進することを目的として、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認が導入されることに伴う生活保護システムの改修に取り組みます。

なお、今後の地域福祉に関しては、「枕崎市地域福祉計画」に基づき、「思いやり　支え合い　すべての人がいきいきと暮らせるまち枕崎」の実現に向け、地域を支える仕組み、地域で支え合う仕組み、支援を必要とする人とつながる仕組みの構築に取り組みます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

本市の教育委員会では、児童生徒の教育の重点として、３つの教育を推進します。

１つ目は、教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」、２つ目は、学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携した「協育」、３つ目は故郷を学び、故郷に返す「郷育」です。

学校教育については、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上や豊かな心を育む教育の充実を図ります。

同一校区に一小一中である本市の特色をいかして、小・中連携教育を推進し、研究指定を受けている学校が「学び」「心」「体」「家庭・地域」の４つのつなぎを重点化した研究の成果を公開します。

また、各学校に整備された１人１台のタブレット端末の活用や特別支援教育の充実など、個別最適で協働的な学習が実践できるよう、教職員を対象とした研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。

特別支援教育については、専門的な知識や技能を持つ特別支援教育・看護業務支援員を配置するとともに、関係機関と連携しながら「保護者・地域理解の促進」、「就学指導の充実」、「個に応じた学びの場の提供」に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

さらに、子供たちがこれから先の予測困難な時代を生き抜いていくための力を身に付けていけるよう、新年度も引き続き「輝け！夢・命推進事業」を実施し、自分の夢や目標に向かって、命を輝かせる取組を推進します。

国が進める部活動の地域移行については、枕崎市地域部活動推進協議会を設置するとともに、部活動地域移行総括コーディネーターを配置し、本市の中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図ります。

学校施設については、施設の適正な機能や役割などを考慮しながら、学校施設長寿命化計画に基づき、引き続き、枕崎小学校の長寿命化改良工事を実施するほか、別府中学校のトイレ改修工事や全ての中学校のバリアフリー化改修工事設計業務を行うなど、老朽化の進む施設・設備の改修等を年次的・計画的に実施し、児童生徒の安全・安心のための教育環境の整備に努めます。

学校給食については、安心・安全で魅力ある学校給食を実施するとともに、地産地消の拡大や

食育の充実を図ります。
　学校給食費について、本年度は「枕崎の、牛肉。」ふるさと給食活用事業などにより、給食費に物価高騰等の影響が出ないよう取り組みましたが、新年度は給食費の値上げを行うことから、保護者への経済的影響が出ないよう、その値上げ分を助成します。
　また、学校給食費の納付については、新年度の３学期から新たに口座振替を導入します。
　生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりを推進します。
　青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や豊かな体験活動の機会の充実を図ります。
　また、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の積極的な活用を図ります。
　社会教育施設については、新年度は、市民会館においてホール棟の楽屋及び舞台内壁の改修工事を、立神地区公民館において外壁・屋根の改修工事をそれぞれ実施し、施設の充実を図ります。
　また、他の地区公民館についても、災害時の避難所としての機能性の向上を含めた整備を今後計画的に進めます。
　市立図書館については、外壁等改修工事を行うとともに、図書館システムの普及を更に促進し、利用者の利便性の向上を図り、地域の情報拠点として、蔵書や各種資料の充実を図ります。
　スポーツによるまちづくりの推進については、改修を行った市営野球場を中心に、指定管理者や関係団体等と連携しながら大学・高校チームのキャンプ誘致や新たな大会の開催に積極的に取り組みます。
　また、本年10月には、「特別国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）なぎなた競技会」が、全国47都道府県から選手・監督、関係者が参加し、開催されます。
　本市の英知と総力を集結し、競技会の成功を目指します。
　あわせて、各種スポーツ教室やイベントを実施することで、市民の健康増進や体力向上を図り、スポーツを活かした地域づくりを推進します。
　芸術文化のまち枕崎を更に深化させるため、地域振興推進事業の補助事業を活用し、アートミュージアム拠点「南溟館」推進事業を引き続き実施します。
　新年度は「つなぐ」をテーマに、ＪＲ指宿枕崎線全線開業60周年及び枕崎駅舎建設10周年に合わせ、鉄道にスポットをあてた「果ての鉄道展」を開催し、南溟館の魅力・価値を高めていくとともに、関係人口の増加を図ります。
　伝統文化については、郷土芸能・伝統行事の保存・伝承及び後継者育成への支援を図ります。
　また、文化財においても、学校教育や生涯学習等での効果的な活用を図ります。
　次に「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。
　男女共同参画の推進については、「第３次枕崎市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。
　多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対応するため、研修計画に基づいて引き続き職員研修を実施し、職員の資質向上を図ります。
　組織機構の見直しについては、税務課管理収納係と滞納整理係を統合し、新年度から新たに開始されるＱＲコードを活用したスマートフォン決済などの納税方法の多様化等への対応を図るなど、税収納のサービス向上に努めるとともに、徴収事務経費の縮減を図ります。
　また、引き続き市税等の滞納処分の強化を行い、税の公平負担の確保に努めます。
　また、水道事業と公共下水道事業における技術の継承、人材育成の取組を強化するとともに、更なる経費の縮減を図るため、水道課施設係と下水道係を統合し、上下水道施設と給排水設備の

効率的な維持管理に取り組みます。
広域行政については、引き続き、近隣の自治体と連携した中で、事務の共同処理等による効果的・効率的な展開を目指すほか、南薩地域全体の発展のための道路網の整備、ＪＲ指宿枕崎線の存続と利活用の促進、医療体制の確保、ごみ処理施設の運営などについても一体となった取組を進めます。
以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。
何とぞ、議会を始め市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。
次に、提案理由の説明を申し上げます。
今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例10件、町の区域の変更について１件、専決処分の承認を求めることについて１件及び人事案件１件の計26件であります。
このうち、人事案件を除く25件について説明を申し上げます。
まず、議案第１号令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出それぞれ13億6,198万6,000円を減額し、予算総額を156億9,960万円にしようとするものです。
繰越明許費の補正は、戸籍システム改修関係費のほか８事業の追加によるものです。
地方債の補正は、急傾斜地崩壊対策事業の追加と、過疎対策事業ほか７事業の変更によるものです。
補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の変更、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費並びにふるさと応援寄附金の減額補正に伴うふるさと納税返礼事業及びふるさと応援基金積立金などの減額、財政調整基金費、障害者自立支援給付費、市立病院負担金などの増額をお願いしてあります。
その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。
次に、議案第２号令和４年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,354万5,000円を減額し、予算総額を34億4,652万5,000円にしようとするものです。
補正の内容は、償還金及び還付加算金の増額並びに療養諸費、高額療養費、出産育児諸費の減額であります。
以上の財源として、国民健康保険税及び繰越金の増並びに県支出金及び繰入金の減で措置いたしました。
次に、議案第３号令和４年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。
今回の補正は、歳入歳出それぞれ543万9,000円を減額し、予算総額を31億5,673万3,000円にしようとするものです。
補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金及び地域密着型介護サービス給付費の減額と、介護予防住宅改修費、地域密着型介護予防サービス給付費、高額介護サービス費などの増額であります。
以上の財源として、国庫支出金及び支払基金交付金の増並びに保険料、県支出金及び繰入金の減で措置いたしました。
次に、議案第４号令和４年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。
今回の補正は、収益的収入において、入院収益の増などに伴い、医業収益を2,207万6,000円

追加し、一般会計負担金及び新型コロナウイルス感染症関連補助金の増などに伴い、医業外収益を3,828万1,000円追加するほか、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い、医業外費用を33万5,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を1,258万7,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する2,088万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡しようとするものです。

次に、議案第５号令和４年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の減に伴い、営業外収益を９万2,000円減額し、収益的支出において、電力価格の高騰による動力費の増に伴い営業費用を420万2,000円、消費税及び地方消費税の増に伴い営業外費用を23万1,000円、それぞれ追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計出資金の減に伴い収入を156万円、建設改良費の減に伴い支出を674万円、それぞれ減額し、収入額が支出額に対し不足する２億5,202万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡しようとするものです。

次に、議案第６号令和４年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の減などに伴い、営業収益を64万8,000円、営業外収益を249万6,000円、それぞれ減額し、収益的支出において、総係費の減などに伴い、営業費用を97万1,000円、支払利息及び企業債取扱諸費の減に伴い、営業外費用を58万1,000円、それぞれ減額しようとするほか、資本的収入額が支出額に対し不足する額の補塡財源の内訳を変更しようとするものです。

次に、議案第７号令和５年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第６次総合振興計画や第２期地方創生総合戦略をはじめとした各分野における個別計画に基づく取組を、デジタルトランスフォーメーション及びグリーントランスフォーメーションの推進も念頭に置きつつ着実に進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感をもって取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は158億2,700万円となり、前年度当初予算額と比較して、６億9,360万円の増、率にして4.6％の増となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費とも増となり、対前年度比1.8％増の60億4,900万4,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、単独事業費では、新規事業の火之神地区建物解体事業及び保健センター設置事業などによる増があったものの、火之神地区土地取得事業、地域介護基盤整備事業などの減により減となった一方で、補助事業費が、市営住宅建設事業、小学校長寿命化改良事業などの増により大きく増加したことから、投資的経費全体では、対前年度比20.8％増の18億6,547万6,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比3.5％増の79億1,252万円となっていますが、これは積立金や物件費が減少したものの、補助費等が、新クリーンセンター施設整備事業に伴い南薩地区衛生管理組合負担金が大幅に増加したこと、また、公共下水道事業に対する繰出基準外の補助金や国体なぎなた競技の開催に係る実行委員会負担金も増となったことなどによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比1.0％減の21億2,238万円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比1.6％増の37億2,500万円を計上しています。

国庫支出金は、市営住宅建設事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業や道路、橋りょう、公園の整備などにより、対前年度比7.2％増の18億2,607万2,000円を計上しています。

県支出金は、かごしま国体会場地市町村運営交付金、食品産業の輸出向けＨＡＣＣＰ（ハサップ）等対応施設整備事業などの増により、対前年度比6.1％増の９億8,672万7,000円を計上しています。

寄附金は、対前年度比30.5％減の20億4,600万円を計上しており、このうち、ふるさと応援寄附金については、令和４年度の寄附額の状況を勘案し、前年度と比較して９億円減の20億円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金や減債基金、ふるさと応援基金などからの繰入れで、対前年度比7.3％増の15億5,940万1,000円を計上しています。

市債は、南薩地区衛生管理組合の新クリーンセンター施設整備事業に係る借入額が大幅な増となったことや、小・中学校施設整備事業、市営住宅建設事業などの増により、対前年度比99.5％増の24億4,633万1,000円と大幅な増加となっています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第８号令和５年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は33億3,715万円で、前年度当初予算に対し4.6％の減となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第９号令和５年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は３億8,973万9,000円で、前年度当初予算に対し0.6％の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第10号令和５年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は29億9,356万円で、前年度当初予算に対し、0.4％の減となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。

なお、保険給付費につきましては、第８期介護保険事業計画における第３年度の給付見込みをベースに、令和４年度の利用状況も勘案した給付費総額を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、保険料、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第11号令和５年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で１万6,836人、外来で１万3,621人、１日平均患者数を入院で46人、外来で53人と定めました。

収益的収入及び支出では、収入額を６億2,834万9,000円、支出額を７億7,293万9,000円とし、差引き１億4,459万円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を3,859万3,000円とし、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第12号令和５年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を１万0,100戸、年間総給水量を253万4,000立方メートル、１日平均給水量を6,923立方メートルと定めました。
主な事業として、老朽管等更新事業及び施設更新事業を予定しています。
収益的収入及び支出では、収入額を４億3,105万2,000円、支出額を４億1,475万8,000円とし、税抜き後で360万9,000円の当年度純利益を予定しています。
資本的収入及び支出では、収入額を4,766万2,000円、支出額を２億8,100万3,000円とし、差引き２億3,334万1,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。
次に、議案第13号令和５年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。
新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,870戸、年間総処理水量を159万4,000立方メートル、１日平均処理水量を4,350立方メートルと定めました。
主な事業として、管路建設改良事業、ポンプ場建設改良事業及び処理場建設改良事業を予定しています。
収益的収入及び支出では、収入額を８億7,474万9,000円、支出額を７億3,940万2,000円とし、税抜き後で１億0,240万6,000円の当年度純利益を予定しています。
資本的収入及び支出では、収入額を７億7,126万1,000円、支出額を10億5,132万6,000円とし、差引き２億8,006万5,000円の不足額については、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。
次に、議案第14号枕崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。
これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求に係る規定が同法に規定されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。
次の議案第15号枕崎市個人情報保護審議会条例の制定につきましては、枕崎市個人情報の保護に関する法律施行条例及び枕崎市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に伴い、枕崎市個人情報保護審議会の組織等に関し必要な事項を定めるものです。
次の議案第16号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、救急救命士である消防職員が厚生労働省令で定める救急救命処置を行った場合における救急業務手当の額を定めようとするものです。
次の議案第17号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。
次の議案第18号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。
次の議案第19号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。
次の議案第20号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯以外の世帯に属する子供についても、子ども医療費の助成対象となる年齢を現行の15歳までから18歳までに拡大しようとするもので

す。

次の議案第21号枕崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第22号枕崎市市民会館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、枕崎市市民会館の会議室の増設に伴い、その使用料を定めようとするものです。

次の議案第23号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めようとするものです。

次の議案第24号町の区域の変更につきましては、山手町及び日之出町の区域を変更することについて、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第25号専決処分の承認を求めることにつきましては、市内の飲食店及び宿泊業等における消費喚起を図るため、キャッシュレス決済を利用した者に対しポイント還元を行うキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業を当初予定期間の令和５年２月末まで実施するためのポイント還元原資額等の増に伴い、令和４年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時41分　休憩

午前10時49分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○４番沖園強議員　施政方針、御苦労さんでございました。

施政方針、市長の１年間の方針を示されたわけなんですけど、12月議会でもるる論議がありました保健センター設置事業の件なんですが、結局12月議会での論点は、先ほど市長のほうでも方針で示されたように、総合振興計画あるいは公共施設等の管理計画、それとの整合性が取れないと。整合性がないということで、今回また新たに御提案されたわけですよね。

そこでお尋ねしたいのは、市長の政治姿勢、手腕だと思うんですけど、二元代表制の議会と当局との関係、そういった二元代表制についての見解をお聞きしたいと思います。

そして、議決いたしました修正案を、議会は。その議決に伴いまして、福祉センターの設計業務の委託、それは元に戻しました。それでは、令和４年度事業でその設計業務委託は執行されているのかどうか、お聞きしておきます。

○前田祝成市長　まず、令和４年度の事業の中での設計業務委託は執行されてございません。

今回、改めて保健センターの予算を計上させていただいたことにつきましては、私として、施政方針で申し上げましたが、必要な施設であると私自身は判断した上で提案させていただきました。

12月議会の中で反対されたということで、そこについては当然認識してございますし、反対理由についても、ある程度把握しているところでございますが、ただ、一つには、やはりその必要性の説明が、私の説明がなかなか及ばなかったのかなという部分もございまして、今回改めて提案させていただきました。

二元代表制についての話をさせていただきますと、当然、議員の皆様方は市民の投票で、選挙でこの議場に来られているわけですから、そこは重々尊重します。尊重しないといけないという

それはもう当然のことだと思っております。
　私は行政としてやるべきこと、目的を持ってやるべきことということを皆さんにお示しした中で、最終的な御判断をいただくものだと思います。
　今回提案させていただいたのは今申し上げましたように、12月議会で修正という形になりましたが、改めてもう一度丁寧に、この施設の存在意義といいますか、必要性というものを提案したいということで、お願いしているところでございます。
○４番沖園強議員　努力義務が課されているこども家庭センターですよね。その公共施設等管理計画等において、人口がどんどん減少していると。そういった部分で公共施設を縮減していくんだという計画になっているわけですよ。
　そうすると、今設計業務委託を執行していないということになりますと、今の健康センター、福祉センターですよ、そのものをどうやって維持管理していくのか。
　それを設計業務を委託していないのに、ほんならそれはずっと残していくのか。あるいは、改修計画、大規模改修等が必要であれば、それにどれぐらいの費用が必要なのか。全然、我々比較のしようがないんですよ。そうですよね。そこを論議して議会はそういった結論を議決したと。
　そこを執行していないということは議会軽視ですよ。議決を尊重してないじゃないですか。
　そういったもので、目的は分かりますよ、だけど健康センターでできないのか、あるいは今、市民会館の新年度も会議室を改修計画も出ています。
　また我々としては、我々というよりも私個人の見解といたしましてはですよ、近々、この本庁舎の改修も必要になってくるんじゃないかと、建て替えも。そのために、今１億ずつふるさと納税から基金を積み立てているじゃないですか。
　そして、本市の庁舎の実態というものは、教育委員会ですね、水産商工課あるいは農業委員会、監査委員会、そして選挙管理委員会、全て分散しているんですよ。そして、本庁舎を近い将来建て替えようということもあり得るだろうと予測しているから、今、基金を積んでいるんじゃないですか。
　そして、先ほど申し上げました管理計画そのものは、公共施設の管理計画の中では、合理的に分散したものを集約する、そういった計画もあるんじゃないですか。あったんじゃないですか。だから、こういった設計業務委託を組んだんじゃないですか。
　そういった部分で、再度、その議決に対する市長の認識をお伺いします。
○前田祝成市長　今、沖園議員からございました現在の健康センターの活用については、当然、議論しないといけないことだと思っております。
　健康センターを、今後、保健センターが新しくできた場合にどのような活用をしていくかという部分については、当然、新年度の中でも協議しながら、最終的にどのような形にするのか、将来的に潰すのかという部分も含めて検討していく必要があろうかと思います。そこは十分我々としても、執行部としても、検討の必要があるというふうに認識がございますし、どのような形にするのかという部分についても、ぜひ委員会の中で議論をしたいと思っております。
　そして、本庁舎については、当然、２年前から基金を積んでおります。それは将来的な本庁舎の建て替えということを念頭に置いて、本庁舎の基金を積んで建設基金を積んでいるわけですが、これにつきましては、今まさに沖園議員がおっしゃられましたいろいろな消防署も含めて、集約ということを念頭に置いてやっていくべきだと思います。
　それも、やはり公共施設のあるべき姿というのを考えていかないといけない。
　当然、公共施設の在り方ということで、当時、市町村合併等があって、合併した自治体が過剰な公共施設を抱えている状況の中でその整理をしていこうというのが根本にあったかと思います。
　ただ、その中で本市としては、どのような形がいいのかということで、その当時の一番最適な計画を立てたと認識してございます。ただ、この計画につきましては、当然計画というものは状

況によって変更もしないといけない、その部分もございますので、そのあたりも含めまして、ぜひ今度の３月議会で議論したいと思っているところです。

○４番沖園強議員　どうも納得がいかないんですよね。12月議会であれだけの議論をして、議会は議決をしたと、判断したと。そして今、市長からも出ましたように、できるだけ縮減していくんだと、しないといけないと。

最小の経費で最大の効果を上げる地方自治法に基づいてですね、行財政改革は一番の手腕ですよ、我々の仕事ですよ。そういった中で、新たな施設がまたぽんと出てくれば、それに長い将来にわたって維持管理費がかさんでいくわけですがね、ほら。そういった部分で矛盾しているということなんですよ。

だから、先ほど質疑の１回目で申し上げましたように、なぜその調査設計業務委託をしなかったのかと。その理由は何なんですか。

比較のしようがないんですよね。予算委員会等で審査するんでしょうけど、あえてしなかったその理由が分からない。あえてしていないんじゃないですか。ちょっときつい言い方なんですけど。議会をばかにしているよ、本当。なぜしなかったんですか、ほんなら。

○西村祐一健康課長　設計委託をなぜ行わなかったのかということなんですが、令和４年度の当初予算で計上しておりました設計委託には、事務所の改修、玄関の改修、トイレのバリアフリー化、あとは大会議室の間仕切り改修ということで、こちらには、こども家庭センター設置に係る経費につきましては含まれておりませんでした。

どうしてもこども家庭センターについては、枕崎市としては設置の方向で考えておりましたので、そういったような理由で設計管理委託は行っていないところでございます。

○永野慶一郎議長　ほかにありませんか。

○９番立石幸徳議員　議案第20号子ども医療費助成条例の拡充といいましょうか、この点についてですね、予定では産業厚生委員会の付託ですので、私は総務委員ですので、本会議でお尋ねをしておきます。

今回、助成対象を住民税非課税世帯以外も対象にするという改正になっておりますけれども、このことによって、対象者はどの程度増える予定なのかですね。

それと、施行期日が６月１日になっているんですね。６月１日施行というのは非常に半端な感じなんですが、なぜ６月１日の施行になるのか。

まず、２点お尋ねをしておきます。

○福永賢一福祉課長　子ども医療費助成事業の対象者の拡大に関しまして、今回の改正案によります対象となる高校生を約400人と見込んでおります。

それから、６月１日に関する部分につきましては、システムの改修を行いまして、認定登録、受給者証の交付、医療機関への周知等にかかる準備期間が２か月必要と判断いたしました。

○９番立石幸徳議員　それから、議案書の中に準備行為というものが出されておりまして、あまりこういった準備行為というようなものは見かけないですけれども、この準備行為をどういうふうに理解するかっていうことで、つまり、条例そのものは、新条例はまだ施行していないけれども、それまでに新条例を適用し、準備行為ができるというふうに理解すればいいんですか。この準備行為の説明をお願いしたいと思います。

○福永賢一福祉課長　議員の御質疑で検討されているとおり、６月１日から施行されますが、その前に先ほど申しました受給者証の交付等の作業が必要になりますので、その作業ができるようになるために準備行為の規定を加えたところです。

○９番立石幸徳議員　最後の質疑になりますけれども、今国を挙げてですね、この出生数をはじめ、とにかく子育て支援ということが始まってきているわけです。

４月１日からこども家庭庁もスタートしますけれども、その中で具体的に出されているのが、

例えば児童手当に関しても、所得制限、つまり課税世帯であろうと、非課税世帯であろうと、全ての子育て世帯を対象にするとか、いろんな形で課税世帯、非課税世帯も一様に子育て支援をやっていくような状況にあるかと思うんですね。

それで、本市も今度議案20号で医療費の関係でそういった課税・非課税の壁を解消するわけですけれども、子育て関係で福祉課のほうでですね、ほかの事業においても、いわゆる課税世帯、非課税世帯の壁が設けられている事業というのはどの程度あるものなのか、この点を最後に聞いておきます。

○福永賢一福祉課長　子育て支援の施策に関して、例えば、課税あるいは非課税の区分でありますとか、あるいは所得税の負担割合に応じてとか、それぞれ、あるいは所得制限があるとか、そういったいろんなものがございますが、例えば所得制限に関しては、ひとり親世帯を支援する児童扶養手当とか、あるいはひとり親家庭の医療費の助成とかにつきましては、所得制限が現在のところございます。

それから、保育所とか児童福祉施設に入所するような場合に、費用負担を求める部分で世帯の所得税の区分に応じて負担割合が変わってくるというような施設とかを利用する場合はそういった区分に応じた費用負担、そして給付に関するものについては、課税であるとか所得制限を設けるというような内容になっております。

○永野慶一郎議長　ほかにありませんか。

○７番吉松幸夫議員　施政方針の中からちょっと二、三お尋ねいたします。

健康ですべての人にやさしいまちづくりについて上がったところですが、この17ページのところなんですけれども、福祉や介護に関する仕事のやりがいや魅力を発信し……。

○永野慶一郎議長　吉松議員、施政方針は議案ではないので、議案と関連があるんだったらそのまま続けてください。

○７番吉松幸夫議員　それでですね、この介護士の人材確保とか、保育士の人材確保ということなんですけれども、今日も朝テレビを見ていましたら、どこの市かはちょっと忘れましたが、個人の保育士にそれぞれ補助金を出しているというところがありまして、ここで県の人材バンクと連携するというようなことですが、連携するだけではなくて、枕崎市自体でも今の段階で何か対策を考えているのかをお聞きいたします。

○福永賢一福祉課長　恐らくテレビ報道で御覧になったのは個人が保育をしてということ、個人の保育士に支援をしていくというような内容につきましては、特定地域型保育事業の中にあるメニューの中のものかと想定されますが、そちらの部分につきましては、現在、枕崎市では特定教育保育施設は、市内事業所があるのですけれども、特定地域型保育事業といいまして、家庭的保育事業とかですね、そういった部分になるのですけれども、そういった事業につきましては現在のところ実施がないところです。

そのような形で現在のところは、そういった事業所があればこちらのほうで指定という形で公費を支給するという形になってくるのですけれども、今、実態としてそのような事業をしたいという要望とか、そういったものも現在のところ受けてはいないところです。

○７番吉松幸夫議員　私の質問と若干違ったんですが、保育士一人一人に家賃補助だとか、そういうのが流山市だったですかね、やっていて、この何年間で子供が倍増していると。700何人だったのが1,400人になっているというようなことがありまして、今、介護士にしても保育士にしても、やっぱり人材の取り合いになっているはずですね、枕崎市独自のそういった補助体制を取っていかないと、やっぱり近隣の施設にかなり流れていくんじゃないかなと思われますので、その独自の個人個人の人材に手厚い補助体制を構築していただきたいなと思います。

それともう一つですが、そのページにありますマイナンバーの件なんですけれども、先日マイナンバーをちょっと利用したんですが、枕崎市はまだ住民票とか取れないんですね。コンビニで

取れなくてですね、ちょっとびっくりしたんですけれども。
市役所に電話しましたら、はいって即答でまだ準備ができていませんということだったので、いつぐらいになったら準備ができるんでしょうか。
○永野慶一郎議長　質問になっているんですが、その議案に関しての質疑をお願いします。
今回上がっている議案に対しての質疑をしていただきたい。具体的にどこで、どこの箇所かっていうのをおっしゃっていただければと思いますが。
○７番吉松幸夫議員　今のページのところ……。
○永野慶一郎議長　施政方針の中でですよね。施政方針は一応、議案ではございませんので、例えば予算とか条例関係のところでの質疑を皆さんに求めているところでございます。
ほかに質疑はございませんか。――これをもって質疑を終結いたします。
この際お諮りいたします。
ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。
次に、日程第29号を議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。
［前田祝成市長　登壇］
○前田祝成市長　ただいま上程されました議案第26号について、提案理由の説明を申し上げます。
監査委員の選任につきましては、監査委員水流敏幸氏は、令和５年３月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。
よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。
○永野慶一郎議長　お諮りいたします。
ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第３項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。
ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。
これから採決いたします。
ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。
日程第29号監査委員の選任について投票を行います。
議場を閉鎖いたします。
［議場閉鎖］
○永野慶一郎議長　ただいまの表決権を有する議員数は、13人であります。

念のために申し上げます。
本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。
投票用紙を配付いたします。

［書記投票用紙配付］

○永野慶一郎議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

［書記投票箱点検］

○永野慶一郎議長　異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

［書記点呼、投票］

○永野慶一郎議長　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○永野慶一郎議長　これから開票を行います。
会議規則第28条第２項の規定により、立会人に、２番眞茅弘美議員、３番上迫正幸議員、４番沖園強議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。
投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成12票、反対１票。
以上のとおり、賛成多数であります。
よって、議案第26号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第30号を議題といたします。
お諮りいたします。
ただいま上程中の案件については、議長を除く、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第３項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
これから採決いたします。
お諮りいたします。
日程第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

午前11時25分　散会

本 会 議 第 ２ 日

（令和５年３月６日

令和５年枕崎市議会第１回定例会

議事日程（第２号）

令和５年３月６日　午前９時３０分開議

日程番号	件　名	
1	一　般　質　問	城　森　　史　明　　議員（29ページ～39ページ）
		眞　茅　　弘　美　　議員（39ページ～49ページ）
		豊　留　　榮　子　　議員（49ページ～56ページ）
		清　水　　和　弘　　議員（56ページ～66ページ）
		立　石　　幸　徳　　議員（66ページ～75ページ）

○　本日付議された事件は議事日程（第２号）のとおり

１　本日の出席議員次のとおり

１番	永　野　慶一郎　議員	２番	眞　茅　弘　美　議員
３番	上　迫　正　幸　議員	４番	沖　園　　　強　議員
５番	禰　占　通　男　議員	６番	城　森　史　明　議員
７番	吉　松　幸　夫　議員	８番	豊　留　榮　子　議員
９番	立　石　幸　徳　議員	10番	下　竹　芳　郎　議員
11番	中　原　重　信　議員	12番	東　　　君　子　議員
13番	清　水　和　弘　議員	14番	吉　嶺　周　作　議員

１　本日の書記次のとおり

新屋敷　　　増	事務局長	鷺　山　美津代	書記
大　江　武　史	書記	川　瀬　裕　也	書記
山　口　美津哉	書記		

１　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成	市長	本　田　親　行	副市長
山　口　　　太	総務課長	田　代　勝　義	企画調整課参事
鮫　島　寿　文	水産商工課長	日　渡　輝　明	市民生活課長
篭　原　正　二	財政課長	福　永　賢　一	福祉課長
中　嶋　章　浩	スポーツ・文化振興課長	松　田　　　誠	建設課長
沖　園　信　也	農政課長	西　村　祐　一	健康課長
鮫　島　眞　一	税務課長	堂　園　力　郎	地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人	水道課長	今給黎　　　仁	水道課参事
平　塚　孝　三	市立病院事務長	橋　口　和　洋	監査委員事務局長
水　流　敏　幸	監査委員	天　達　純　子	地域包括ケア推進課参事
森　　　智　賀	健康課参事	中　村　俊　彦	農政課参事
桑　原　英　樹	水産商工課参事	松　田　勇　一	市民生活課参事
今　門　俊　彦	会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則	建設課参事
平　田　寿　一	総務課参事	木之下　浩　一	教育長
宮　原　　　司	教育総務課長兼給食センター所長	中　村　克　己	学校教育課長
高　山　京　彦	生涯学習課長	永　江　靖　博	農委事務局長兼農業振興係長
木口屋　和　彦	選管事務局長	田　中　幸　喜	消防長
中　原　広　次	消防総務課長兼消防団係長	俵積田　一　豊	警防課長兼消防署長
中　山　俊　吾	総務課行政係長	山　神　修　一	企画調整課企画調整係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、１番城森史明議員、２番眞茅弘美議員、３番豊留榮子議員、４番清水和弘議員、５番立石幸徳議員、６番禰占通男議員、７番東君子議員、８番上迫正幸議員の順に行います。

まず、城森史明議員。

［城森史明議員　登壇］

○６番城森史明議員　通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

学校給食の無償化の動きが県内の自治体では広がっております。南さつま市に続いて南九州市も実施するとのことであり、その内容は非常に思い切った子育て支援となっております。

給食費の全額補助拡大に約1.1億、高校生までの医療費助成に約1.2億の合計約2.3億で、10年間で23億であります。この新聞記事を見て私は非常な危機感を持ちました。私はその事実関係は把握しておりませんが、議会の中で、子育て支援の先進地である近隣都市に本市から移住する子育て世代が多いということをしばしば耳にしました。近隣都市との格差はますます広がるばかりです。

昨年の日本国の出生数は80万人を割り込み、同様に本市の出生数も80人を割り込みました。合計特殊出生率がなぜ増加しないのかについて、国の調査では子育てにお金がかかるので子供はつくらないという子育て世代が多数であります。

とにかく理屈抜きで、子育て世代の経済的負担を軽減する異次元の子育て支援政策を実施すべきではないでしょうか。

子育ての負担を解消し、少子化問題を解決するために、将来的に大学までの教育費を無償化すべきであるという意見があります。男女の未婚率が右肩上がりで上昇している現代社会では、合計特殊出生率を上げるためには、大学までの無償化を実現するような異次元の子育て支援政策も必要ではないでしょうか。

学校給食費は、教育費の中でも家庭における子供の数が増えるほど大きな負担であり、それが無償化になれば、家庭にとって非常にありがたいものであります。

手厚い子育て支援政策のために、本市も学校給食の無償化について真剣に検討すべき時期が到来していると思いますが、どのように考えておられるのか、まず質問いたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　学校給食に係る経費につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、学校給食法第11条の規定で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすると定められております。

本市といたしましては、学校給食法第11条の規定に基づき、設置者の負担以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とするものと考えており、今後も食材費の負担については、引き続き保護者の皆様にお願いしたいと考えております。

近年、県内の自治体の中では学校給食費の無償化、あるいは生活困窮家庭の児童生徒に対する様々な取組がなされておりますが、本市におきましても、学校給食費の負担軽減策として就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対し、令和元年度から学校給食費の全額を助成しているところです。

また、新年度においては物価高騰等により給食費の値上げを行うことから、保護者への影響が出ないよう、その値上げ分を助成する予算をお願いしているところです。

学校給食費の無償化、全国県内の状況等につきましては、担当課長が答弁いたします。

○宮原司給食センター所長　学校給食費の無償化については、平成30年７月に文部科学省が平成29年度学校給食費の無償化等の実施状況について及び完全給食の実施状況の調査結果が公表されています。

この調査は、全国の都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会1,740自治体に対し、平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況を調査したものです。

この調査によりますと、小中学校とも無償化を実施している自治体は76団体となっており、一部無償化、一部補助を実施している自治体は424団体、無償化等を実施していない自治体は1,234団体となっております。

小学校・中学校とも完全無償化を実施している76団体のうち、71団体が町村であり、また、人口１万人未満の自治体が56団体を占めています。全国の市で小学校・中学校とも無償化を実施している自治体は５団体となっております。

鹿児島県内において、学校給食費の完全無償化を実施している団体は、令和４年５月現在、宇検村、南さつま市、長島町、南種子町、喜界町、伊仙町、天城町の７団体となっているところです。このように学校給食費の無償化を実施している自治体は、全国的には大変少ない状況にあります。

本市において学校給食費を全ての児童生徒に対し無償化にするとなると、単年度だけではなく継続的に多額の財源が必要となることから、現在のところ考えておりませんが、国や他市の状況等につきましては引き続き注視していきたいと考えております。

○６番城森史明議員　市長がですね、第11条第２項について説明されたわけですが、これを聞きますとね、そういうことで、従来ずっと法的根拠でしないんだっていうことできたんですが、私もいろいろ県に聞いたところですね、学校給食法において第11条第２項に規定されているが、保護者の負担を軽減するために、設置者が保護者に補助することを禁止した趣旨ではないと。

そういうことなんですよ、実際、裏を返せばですね。そして県の見解もですね、設置者の補助を妨げるものではないという見解なんですよ。法的根拠が崩れていませんか。

○宮原司給食センター所長　学校給食法が施行される昭和29年９月28日の文部事務次官通達において、自治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明記しており、無償化しても問題ないことから、それぞれの自治体の実態に応じた判断で実施しているものと考えております。

○６番城森史明議員　やる気になればできるんですよ。法的根拠はないんじゃないですか、市長。市長がやる気になればできますよ。それは全額補償じゃなくてもいいですよ。半額でも構いません。その辺はどうなんですか、市長どう考えているんですか。

○前田祝成市長　ただいま説明があったように、法的には、当然、設置者の判断でいろいろな施策が取れるとなっております。

本市としましても、先ほど冒頭の答弁で申し上げましたが、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の対象となる世帯に対しては、給食費の全額助成をしているところです。それが現段階での給食費の助成の判断と考えてございます。

○６番城森史明議員　ですから、この第11条第２項については、文部省からそういう通達も出ているわけですから、今まで説明されたような食材費、学校給食費はですよ、保護者が負担するっていうことはね、法的な根拠にならないと思いますよ、実際。

次にですね、さっき現状の負担の話も出ましたが、現在のですね、学校給食費の無償化について、当然、多分南さつま市も南九州市もですよ、ふるさと納税が非常に寄附が得られたということで取り組んでいるんじゃないかと思うんですが、このふるさと納税に関する活用はできないのか。

その前にですよ、現状の給食費の状況はどうなっているのか。実際1,200人ほど今児童がいますよね。それに全額したときにどれぐらいの負担が発生して、現在その人数に対してどれだけの

援助を行っていて、人数と額について教えてください。
○宮原司給食センター所長　御質問の無償化した場合の試算額について申し上げます。
令和４年５月１日現在の市内の児童生徒数は1,306人です。市内小学校の児童数は856人で、１人当たりの学校給食費は年間４万4,000円ですので、全体では3,766万4,000円となります。
中学校の生徒数は450人で、１人当たりの学校給食費は年間５万1,700円ですので、全体で2,326万5,000円となります。
本市で児童生徒全員の学校給食費を無償化した場合は、単年度で約6,097万円の財政負担が必要となります。
○６番城森史明議員　それで、今現在負担をしているところはどれぐらいあるんですか。就学援助等で、現在給食費に対して助成している額と人数はどれぐらいなんですか。
○中村克己学校教育課長　私から就学援助の試算額について申し上げます。
就学援助は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学させることが困難と認められる保護者に対し、児童生徒を就学させるために必要な費用を支給するものでございます。
令和４年度の就学援助認定対象児童生徒数は223人で、その給食の試算額は1,048万1,900円ということになっております。
○６番城森史明議員　1,300人全員に助成するとなれば、単年度で6,097万、現在、就学援助で1,000万ほどの助成があるわけですから、差引き5,000万ほどが新たに財政負担となると、そういうことかと思います。
そうしたときに、はっきり言えば思ったより少ない額だなと。実際、助成しようとする制度を設ければ可能な数字じゃないのかなという。年間に6,000万ですからね、南九州市の半分ぐらいですよ。ですから、十分可能な、財政的にはふるさと納税を活用するということでですね。
ふるさと納税が今後も今までのようにね、やっぱり20億以上稼げれば、その額も問題と思いますが、十分可能な額じゃないかと。毎年6,000万、新たに5,000万ですからね、そう思うんですが、財政的にどういうふうに考えられますか。
○前田祝成市長　この判断につきましては、財政的な判断と申し上げるよりも、先ほど法的な根拠は議員のほうからないというお話でしたが、法的な根拠があるわけで、法的には負担は基本的には保護者がするものだというふうになっているわけです。
そして私自身は、少子化対策全体で考えますと、施政方針でも申し上げましたが、子育て支援の視点、そして経済的な視点があると申し上げました。
子育て支援の視点に関しましては、どちらかというとやはり環境整備のところに力を入れていくべきであろうということです。
そして、今の少子化の一番の課題は、少子化と言われておりますが、少母化、母親が少ないと。子供を産み育てるというその前段階のところが問題であって、そこに対しての支援といいますか、経済的な政策というのは必要だと思います。
ただ、数少ないお子様を持たれている親に対する支援というところに、あまり力を入れ過ぎるというのはどうかなと私は思っております。
当然、先ほど本市の施策の話をしましたが、そういう家庭で、非常に厳しいところに対しては当然、手厚い助成をしないといけないと考えておりますが、基本的に子供を育ててらっしゃるところについては、給食費についてはぜひ御家庭で御負担いただきたいと、もうそれが考え方でございますので、財政的に5,000万円が高い、安いという判断ではなく、そういう考え方を御理解いただければなと思います。
○６番城森史明議員　市長の１期目に、私もこういうような質問を市長とやった記憶があります。
その中で市長が言われたのは、今もおっしゃられましたが、教育の質を上げていくんだと。質

を上げていって、それで教育の魅力を高めて、それが子育て支援につながるんだということ、経済負担よりもですね、そちらを重視するんだということで考えていましたが、実際もうそんなこと言っている状況ですかね。私は思うんですよ。だってもう本市の子供数が80人を割り込んだんですよ、ここ３年間で多分。

そして、年少人口率、これについてもね、本市は県下19市の中では後ろから２番目なんですよ。非常にもう子供が少なくなくなっている。本当、子供の声が聞こえないですよ、本市では。

そういう状況下で、経済的負担よりもね、質が大事だと、それは当然分かりますよ。当然それは本道のやり方だと思います、本道のやり方。だけど、そういうような理屈をね、今言えますか。どう考えているんですかね、そういう年少人口率が県では下から２番目、子供の数も毎月市報を見ますが、10人を超えたことは１回もないと思いますよ。もう非常に深刻な状況と私は思うんですよ。それはどう考えているんですかね。

〇前田祝成市長　確かに数字的な部分についての危機感というのはございます。枕崎市が、その年少人口率が低いということについては、この地域的な状況は当然あろうかと思います。

議員からございました危機感と言われた部分については、私も全く同じ考えでございまして、そういう意味では、政策が近隣市とはっきり言って極端に違うわけです、給食費に関しては。そのあたりも非常に影響しているのだろうと思います。

ただ、先ほどから申し上げますが、少子化の対策として私が考えるのは、経済的なところの対策というのは非常に重要であると。ただそれは、今子供をお持ちの親御さんに対する経済支援というよりも、もっと母親を増やす根本的なところの経済政策というのが必要であると思っています。それをまずやること、経済を活性化して若い人たちの所得が上がって、結婚して、子供を育てたいというような環境をつくることがまず大事であって、そこを何とかしないとなかなか少子化というのは解決しないんだろうと思っております。

ただ単に、給食費が無償だから、こういう支援があるから、児童手当が増えるからということだけで子供が増えるとは、どうしても私自身は考えにくいのです。ですので、そのあたりをぜひ御理解いただければと思います。

〇６番城森史明議員　その母親の数を増やすっていうのは婚姻数を増やすということですか。

〇前田祝成市長　当然、婚姻数を増やすということで、出会いの場をつくるとかというのもあるんですが、そこは一義的なところであって、私が言うのは、基本的に経済がよくなっていく、経済が活性化していく、そして経済の将来設計を若い人たちができるっていうところをつくっていくというのが一番の重要な少子化対策だと認識してございますので、そのあたりをしっかりやっていく必要があろうかと思っております。

〇６番城森史明議員　この問題というのは非常に幅広いというか、非常に難しい問題があると理解していますが、それは分かりますよ。

例えば私、その婚姻数に関してはもうそう思っていましたよ、以前は。だから、なぜ市が出会いの環境づくりをしないのかということも言ったことありますが、今はもう考えてみたらマッチングアプリというのが今あるらしいですね。それで結ばれる人たちが多い。だけど、その部分は非常にプライバシー的なことが多いんで、なかなか行政は立ち入れないと思いますよ。

ですから、確かにそういう婚姻数を増やしていってね、あとはそういう人たちが豊かな将来設計を持った人生を送れるようにと、それは分かりますよ、理想的ですよ、市長が言われることはね。だけど、それをある程度具体化してするのが政治じゃないですか。具体化して、いろんな制度をつくっていくのが政治であって。

だからそういう意味で、そういう施策を市長がすべきだと思いますよ、市長が考えてされるべきだと思いますよ。その辺はどうなんですかね。

〇前田祝成市長　経済対策といいますか、枕崎の経済の活性化という部分については、施政方針

でも申し上げましたが、産業競争力の向上ということで枕崎の生産性を高めていくという努力は必ず必要だと思っておりますし、それが、ひいては若い雇用者を増やす、そしてそこの所得を上げるということにつながっていくんだろうと思います。

そこは経済政策としてしっかりやっていくと、そのベースがあって少子化対策も解決していくであろうと思いますし、特にこの若者といいますか、出産適齢期にある若い世代の経済対策というのは、マクロ経済政策的にしっかりやっていかないといけない、取り組んでいかないといけない部分だと思っておりますので、自治体がやれる部分、そして国が政策として取り組んでいく部分、そのあたりはしっかり見ていかないといけないと思っております。

〇６番城森史明議員　要は、若い人たちがやはり経済的に安定することが、一番子育て、子供の数の増加につながるっていうことはよく分かります。理解できます。

それでちょっと子育て支援ということで、実際私は子育て支援の中の給食費ということで、その中で通告していますのでね、ぶれないと思いますが。

今回、高校までの無償化をするということで上程されておりますが、その中で、この給食費の問題というのは議論されたのか、それまでの医療費を無償化するということを決めるまでにね、どういう取扱いを給食費についてはされたんですか。

〇前田祝成市長　給食費については、これまでの施策を継続するということで庁内ではコンセンサスがとれてございます。その施策を変えるというのは、やはり私自身の意思決定になる部分でございますので、そこについては、今回の当初予算の中では特に給食費を取り上げてということは議論はしてございません。

〇６番城森史明議員　ちょっと私の言い方が悪かったかと思いますが、最終的に高校生までの無償化を決める前にね、子育て支援について給食費を無償化するっていうことは出てこなかったんですか、議論されなかったんですか。

〇前田祝成市長　はい、議論してございません。

〇６番城森史明議員　そういうことで、非常にやはり南九州市と南さつま市のそういう支援の動きが本市を取り込むような形でね、されている状況なんで、そこら辺もやっぱり、そういう意味で経済的負担はもう非常に今の状況となってはですよ、もう理屈抜きである程度やっていかないと、国の政策もその方向にあるのでね。国を見ながら、これに対しては力を入れていただくようにお願いしたいと思います。

次に、枕崎クリーン堆肥センターにおける下水汚泥の活用について質問いたします。

堆肥センターの設置及び管理に関する条例では、本市の公共下水道の汚泥を肥料原料として使用することは問題ないと思いますが、どのように考えておられますか。

〇沖園信也農政課長　枕崎市クリーン堆肥センターにつきましては、国・県等の補助事業を活用し、施設整備を行ってきており、事業申請に計画されていない下水道汚泥など、家畜ふん尿以外の原料を受け入れるためには、国・県等との協議が必要となります。

施設管理につきましては、ＪＡ南さつまと指定管理者協定を締結しております。現在の堆肥センターで家畜ふん尿以外の原料を受け入れるには、その原料の置場を新たに設置する必要がございます。また、堆肥センターの堆肥は、堆肥ペレット原料として需要が伸びており、その取引が堅調であることから、現状の堆肥の質を変えることが難しい状況にあるとお伺いをしております。

このほかに、堆肥センターの周辺公民館と公害防止協定を結んでいることや、畜産農家が利用していることもあり、各方面との調整が必要です。

このように、下水道汚泥など家畜ふん尿以外の原料を受け入れることにつきましては、様々な課題があると考えているところです。

〇６番城森史明議員　この設置要綱を読んでみますとね、下水道で申し込んだらいけないということで答えられましたが、実際できると書いてあるんじゃないですか。読んでないんですか。

家畜排せつ物を浄化・発酵等の方法による処理施設の整備、家畜排せつ物等地域有機質残渣、これが該当するんですよ。地域有機質残渣、生ごみ、食品、食品加工残渣等って書いてある。何も禁止してないじゃないですか。受け入れていいって書いてありますよ。なぜ駄目なんですか、これはどう理解しているんですか。

○沖園信也農政課長　ただいま説明のありました事業の概要につきましては、そういった事業が採択できるということでの内容でございます。

その事業概要に従いまして、こちらとしましては、畜産環境総合整備事業ということで計画を立てて、事業申請を行っております。

その中で、原料受入れにつきましては、肉用牛、また豚、採卵鶏、ブロイラーといったようなふん尿の処理を行うように計画申請してございますので、その事業の内容と異なるということでの答弁でございます。

○６番城森史明議員　駄目だって言ったじゃないですか、畜産のあれ以外は。しかし、これには明記してありますよ。有機質残渣、生ごみ、食品加工残渣等って書いてあるから、これは下水道汚泥、これも有機質残渣ですよ。それは分かりますよ。家畜排せつ物が主体だということは分かりますよ。当然分かりますけど、それが他の原料は駄目だということは一切書いてないですよ。そうでしょう。

○沖園信也農政課長　先ほども申し上げましたが、畜産環境総合整備事業実施要綱の中身を今議員がおっしゃられたかと思います。その中での資源リサイクル型の中の施設整備として、家畜排せつ物等を浄化、発酵等の方法により処理する施設の整備ということで、堆肥センターは事業申請をして整備をしてございます。

そしてその中に、畜産排せつ物等地域有機残渣、この有機残渣が生ごみ、食品加工残渣等、堆肥または飼料原料に利用可能なものをいうという具合になっておりまして、汚泥というような表現がございませんので、該当しないと思っております。

そして、先ほども申し上げましたが、一番は事業計画としてこちらのほうで汚泥の受入れ部分を事業申請しておりませんので、その分について協議が必要になってくると考えております。

○６番城森史明議員　違いますよ。だってここに種類、資源リサイクル型、そして施設整備、その中での取決め事項を書いているんですよ。決まり事を規定しているんですよ。下水道汚泥というのは書いてないけど、生ごみ食品加工残渣等の中に入るんですよ。入りませんか。いいですよ、これを何回言ってもこうして平行になるんですから。

ですから私はね、下水道を全てメインに使えって言っているんじゃないんですよ。あくまでも、鶏ふんとか牛ふんとかそれをメインにして、それで、それと別に新製品というような形でね、下水道汚泥を活用してブレンド的に使用していく。牛ふん、鶏ふん、それに対して下水汚泥を混ぜてブレンド的に肥料をつくれないかということですよ。メインに使えと誰も言ってない、そんな常識外のことは。

下水道汚泥を部分的に使っていってね、将来的にそれが好評だったら増やせばいいんじゃないですか。だから、そういうことができないかということをまずね、取り組むべきだということを言っているんですよ。実際、法的には私は全然問題ないと考えますよ。さっきと一緒で、これもやる気になればやれますよ。

なぜ私がこの問題を言うかというと、先ほどの下水道の問題点がね、非常に大きな問題があるわけですよ、汚泥のね。以前は、その処理が非常に受入れが少なくなって、もう処理費用が莫大に増えたわけですよ。現状はだんだんだんだんその努力によってね、直接的な下水道処理費用は減少してきますよ。

しかし、それでも6,000万とか高いわけですから、そういう意味で下水道課としてはその辺の汚泥の問題についてはどのように考えておるんですか。

○上園秀人水道課長　現在、下水道事業としましては、平成30年度から高騰している汚泥処分費をいかに縮減できるかが最大の課題であるために、最重要課題として取り組んでいるところです。

取組の内容につきましては、安価な汚泥中間処理施設の増量の要請、堆肥化を行う汚泥中間処理施設の近隣誘致へ向けた取組、乾燥設備を設けて、汚泥量軽減を図る計画でございます。

安定的に下水道汚泥の肥料化を行うことができる事業者の確保についても現在研究をしており、下水道事業としては、下水道汚泥由来肥料を多くの利用者に使ってもらうことが最も重要だと考えているところです。

○６番城森史明議員　下水道単独ではそういうふうにね、下水道単独でつくった肥料を今試験的につくっているということで努力はされていると思うんですが、やはり汚泥もほとんどが大隅に運搬して処理してもらっていますよね。それを近場でしかも本市内で処理できれば、もう一石二鳥ですよね。ですから、やはりこの問題については、そういう方向性で考えていくべきじゃないかと思うんですよね。

それと、肥料原料の多くをね、海外に依存する中で、堆肥や下水道汚泥など国内肥料資源の利用を促すのが狙いということで、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を国が設立していると思うんですが、これについてはどのように考えますか。

○沖園信也農政課長　国におきましては、令和３年５月に持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略が策定されております。また、肥料高騰を受け、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会も行われております。先ほど議員からありました国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会、こういったものも進められているところでございます。

このような点も踏まえまして、指定管理者であるＪＡ南さつまにつきましては、クリーン堆肥センターにおける下水道汚泥を使用した堆肥の製造に関して意向を伺っておりますが、先ほども答弁いたしましたように、昨年から堆肥ペレット原料として需要が伸びており、その取引が堅調であることから、現状で堆肥の質を変えることが難しい状況にあると聞いております。

しかし、資源の地域内循環や有機農業の推進などを図る上で有効なことと考えておりますので、本市下水道汚泥の利用につきましては、関係機関などと情報の共有を図りながら、研究をしてまいりたいと考えております。

○６番城森史明議員　国もですね、そういう方向でやっぱ費用高騰はすさまじいものがありますよね。化学肥料なんか３倍ぐらいに値上げしていますよ。本当にすさまじい農家の経営を非常に圧迫するような状況で動いているんで、やはり国もそういう方向で動いていると思うんで、やはり風は吹いていると。今風が非常に吹いている。ですから、これらをね、やはり積極的に下水道汚泥を……。

もう堆肥センターしかないじゃないですか。そして、私はその堆肥センターの目的は条例にもありますけど、堆肥をつくることじゃないですか。堆肥をつくることが堆肥センターの主な目的で。そうすること、それは全然外れてないと思いますよ。

ですから、これもね、条例にも、センターは家畜のふん尿処理に関すること、堆肥の生産及び供給に関すること、その他センターの設置の目的を達成するために必要なことって条例にも書いてありますがね。例えば下水道汚泥を使うということは、その他の３番目のこれに該当すると広い意味では考えられると思いますよ。やはりそういうことで、今風が吹いていますので、ぜひ進められるようにお願いをしたいと思います。

それと、３番目の公共下水道における汚泥処理は、直接的な処理費用や汚泥処理施設の設備投資等大きな財政負担となっている。

実際ですよ、私は本市の財政問題で一番憂慮するのはやっぱり公共下水道の設備なんですね。これは永遠に続くわけですよ。

こういう巨大な公共下水道処理施設がですね、永遠に続いて、もうそのたびごとに何年か置きに大きな修理費が発生して、これが非常に重くのしかかっている状況です。だからといって安易に値上げはできない状況ですよね。使用料の値上げもできない状況。

そういうことから、やはりこういう汚泥の問題をね、１つずつ解決していくことがコストダウンに、長寿命化につながると思っているんですが。そして汚泥処理費用のね、削減が大事だと非常に思っている。その意味からも、やはり地元での堆肥処理っていうのは非常にまず大事なことじゃないかと思うんですが、やはりその下水道のコストですよね。いろんな意味でのコスト、これについては市長は今後将来に向けてどのように考えておられるんですか。

○前田祝成市長　先ほど水道課長から答弁ございましたが、ただいま下水道汚泥の処理費用というのが一番大きな課題になってございます。議員からも御指摘ございました。それについて研究を今進めているところでございます。

それと、堆肥センターについても今御質問がございましたが、先ほどの農政課長から答弁があったとおり、堆肥センターの中で下水道汚泥を受け入れることについての様々な課題がございます。そのあたりで今なかなか進んでいないという部分もございます。

それと、議員からございました、近場で何とか処理できないだろうかという部分については、堆肥センターに限らず様々な研究を進めていくということをやっていかないといけないと思ってございます。

課題認識はお互い共通だと思っておりますので、そこについてはしっかりとスピード感を持って対応していければと思います。

○６番城森史明議員　それと、枕崎の下水道汚泥の品質なんですが、肥料としてのね。これ非常に特徴的なものがあるんです。窒素分が非常に高いんですよ。

例えば、私らが調べたところでは、本市は窒素分が8.8％、リン酸が3.9％、鹿児島市のデータは窒素分が3.5％なんですよね、リン酸は3.9％。

佐賀市のデータもあって、佐賀市は窒素分が2.9％、リン酸が4.9％、大体リン酸は一緒なんですね。だけど、窒素分がもう非常に高いの、３倍から３倍以上にね。

これは多分私、かつおぶしのアミノ酸から来ていると思うんですが、枕崎市の下水道での品質については、どのように考えておられるんですかね。

○上園秀人水道課長　下水道汚泥の脱水処理につきましては、脱水方式の違いから、高分子凝集剤の使用と塩化第２鉄、消石灰を使用する２種類の脱水ケーキとなるというふうに考えておりますけれども、成分となりますけれども、鹿児島市につきましては、石灰系が主流でございます。

そのため、そのような差が出ているのだろうと思いますけれども、枕崎終末処理場から排出された令和３年度の汚泥成分のうち、肥料の成分は、汚泥量の９割を搬出する高分子系は先ほど議員がおっしゃるような数値でございます。

残り１割を搬出する石灰系は、窒素4.6％、リン酸3.2％、カリウム0.1％、石灰21.0％ということになっております。

他市の脱水ケーキと本市脱水ケーキの主な肥料の要素を成分比較いたしますと、高分子系では、窒素で1.5倍、リン酸で0.9倍、カリウムで1.6倍で、石灰系では、窒素で1.1倍、リン酸で0.8倍、カリウム1.3倍となっているところです。

本市の下水道汚泥は、水産加工場からの汚水も流入していることから、葉や茎を大きくし、葉肥と言われる窒素と、根肥と言われるカリウムが一般的な下水道汚泥より若干多く含まれていることになりますので、有効な肥料原料の一つであると考えているところです。

○６番城森史明議員　魚粉というのがありますが、魚粉は有機質肥料で、非常に植物の味に影響を与える。甘みとかに与えるちゅうことが皆言われていますよね。そういう効果もあるんでしょう。これもいわゆる魚粉と一緒ですから、かつおぶしの原料がね。当然、アミノ酸ですよね。

そうしたときに、そういう植物の成長だけじゃなくて、うまみ、果樹の甘み、野菜の甘み、それにもいいんじゃないですか。

○上園秀人水道課長　魚に多く含まれるアミノ酸と窒素の関係については、水産加工場から排出される汚水には、魚の体表粘液や血中にも存在するレクチンと呼ばれるたんぱく質の一種が含まれておりまして、このたんぱく質は、動植物性であればアミノ酸を含んでいることとなるようです。

また、アミノ酸は窒素を含む有機化合物であることから、本市下水汚泥の窒素分が多いことの一つの要因と考えているところです。

○６番城森史明議員　そういうことで、下水道汚泥は、そこら辺の自治体の下水道汚泥と違うんですよ、やっぱり。ですから、その辺の有効利用も含めて、ぜひ活用すべきだし、お願いをしようしております。

次に、火之神地区の養豚場跡地の有効活用について、今年度の施政方針の中で当該土地の有効活用について本格的な検討を進めるとある。少子高齢化、産業振興、脱炭素の推進など、本市の地域課題の解決及び本市のさらなる魅力発信につながるとあるが、具体的にどのような検討経過なのか、質問します。

○田代勝義企画調整課参事　火之神地区の当該土地につきましては、景観及び環境の保全を図ることを目的に取得をしたところですが、この土地を有効的に活用することで、地域の活性化や関係人口の創出拡大につながるなど、様々な地域課題の解決に向けた大きなポテンシャルを秘めているものと考えております。

今年度は、当該土地の利活用に関しまして、将来的なビジョンを描くための取組としてワークショップを活用した検討会を５回ほど開催しております。

検討会の参加者につきましては、庁内の複数の課の様々な年代の職員26名と、まちづくりに関心のある市民８名の計38名で行いましたが、第１回目のワークショップにつきましては、市職員のみでスタートしまして、ファシリテーターの指導の下、枕崎の魅力や価値、枕崎の未来についてグループ間で対話を行い、その思いを全員で共有することから始めました。

第３回目のワークショップから市民の方も加わっていただきまして、番所鼻自然公園での視察を行い、観光地づくりに至った経緯や公園に携わるＮＰＯ法人の取組、今後の公園の整備計画について学びました。

そのような段階を踏まえまして、枕崎を取り巻く機会と脅威、枕崎市における強みと弱みを洗い出し、この４つの項目を整理して現状分析を行い、５回目となる最後のワークショップで当該土地を様々な視点から導き出した利活用方法について、５班のグループによるプレゼンテーションを行いました。

プレゼンテーション内容につきまして幾つか申し上げますと、景観を生かしたみんなが集まれる日常と少し距離を置いた空間として、大人も子供も遊べる憩いの場の整備、森林浴のできる遊歩道の整備、火之神公園と差別化したキャンプ場の整備、また枕崎の食を生かしてテーマに合わせて楽しめるポップアップストアの展開や海の見えるオープンキッチンの整備などが示されたところです。

こういったものも、利活用の参考の一つにしながら、当該土地の利活用につきましては、皆さん方もそれぞれ思い描くビジョンもあるかと思いますので、そういった幅広い御意見等いただきながら有効活用が図れるよう、また引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○６番城森史明議員　市民の声を聞くっていうことは非常に大事なことだと思うんで、そういう形でワークショップが行われているんですけども、やはり、私は今２番目の質問のようにですね、鹿児島市のサッカースタジアム、この件が一番市と県と分かれているんでね、非常に大きなプロジェクト。そして、やっぱりドルフィンポートのね、あそこをいかに活用していくかということ

で、非常に大きな問題だと思うんですよね。鹿児島市が飛躍するか、飛躍しないかという問題もあると思うんですが。それに関してはね、非常に新聞報道、テレビ報道という形で県民に知らされているんですよ。

ですから、やはり今回のプロジェクトはですね、近年にない、本市ではやはり一番大きなプロジェクトだと思いますよ。夢があると思うんで、言わばサッカースタジアムと一緒ですよ。

鹿児島市の場合にはもう建てるものは決まっているけれども、本市の場合はまだ場所は決まっているけど、建てる物を決めないかんわけですよね。ですから、そういう意味で、私は幅広い観点から検討すべきだと思うんですが。

市民も大事ですけど、市外の人、プロ、そういう人たちからなる検討委員会というんですか、それはつくるべきだと思うんですが、どのように考えておられますかね。要はそういう市外の知識者やらそういう専門家等の幅広く意見をもらうということですよ。それについてはどう考えておられますか。

○田代勝義企画調整課参事　先ほども申しましたけれども、今回のワークショップにつきましては、専門家、知識を有する外部人材を含めた検討会は設置はしてないところですけれども、今後、また来年度から解体工事も始まる中で、市民の間でも今後の跡地利用についての関心や期待が出てくると思います。そういった状況等を踏まえまして、また外部の方を含めた検討委員会と、そういったものも併せて検討を進めていきたいと考えております。

○６番城森史明議員　１から考えたら、常識的にはああいうグランピング施設とか、そういうのを考えると思いますが、そういう検討をすることによってね、とんでもない施設ができるっていう可能性もあるわけですよ。それで、この前も沖縄の島を中国人が買っていましたよね。

だから、逆に、非常に海外へも発信することによって、どこかの金持ちのホテルのオーナーがですよ、ホテルを建てるっていうことを言い出すかもしれません。

だから非常に夢のある近年にないそのプロジェクト、市民の関心も非常に高いと思いますので、その辺の広報についてはどのように考えていますか。市民に対する広報ですよ。ホームページだけではちょっとね、駄目だと思いますよ。

○前田祝成市長　今、企画調整課参事からありました今年度の取組というのは、参事から紹介があったとおりです。

その中で専門性の部分については、今回ファシリテーターを市外の人に入っていただいて取りまとめをしていただきました。そこからの若干のレクチャーもあったりして、外部の意見を全く取り入れてないということではございません。

今、議員からございましたグランピングであるとか、外からデベロッパーが入ってきて新たなというようなお話もございましたが、そういう意味では様々、可能性のある場所であると思います。そこについてはしっかりと取り組んでいきたいなと思うところです。

広報の形については、２年間かけて建物の撤去というのを計画してございますので、この２年間の中でしっかりと、最終的には基本構想をつくり上げられるようなタイムスケジュールで考えてございます。

広報の仕方については、当然ホームページとかそういうものもございますが、できれば、まずスタートの段階では私自身がコロナも明けたことですし、語る会とかを公民館とかで積極的にやりたいなと実は思ってございます。

その中でも、ぜひ市民の方々から直接的にいろんな御意見をお聞かせいただければなと思っておりますので、そのあたりも段階を踏んで計画的に広報活動もしていければと思っております。

○６番城森史明議員　それと同時にスタジアムの検討状況を見てみますと、逆に当局が財政の効果だったり、調査をしてですよ、当局の案というものを、やはりその辺も考えていくべきじゃないかと。

そして、それに対して業者から将来応募されるそのアイデアについてもね、そういう当局のレベルを１つ決めておいて、そういうことをしていくことが検討の深みにつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分　休憩

午前10時38分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

［眞茅弘美議員　登壇］

○２番眞茅弘美議員　コロナ感染症の位置づけが５月８日から５類へ移行します。それに伴ってマスク着用も３月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになるようです。

長かったマスク着用の生活でしたが、この間、行事なども制限され生活様式もさま変わりしました。

今後はこれまでの経験を生かしながら、一人一人が自分軸をしっかり持ち、不安や心配のない幸福感を持てる世の中になっていくようにと願うばかりです。

それでは１つ目の高齢者福祉のさらなる充実強化について質問させていただきます。

全国的にも高齢化率は進行する中、本市においても上昇傾向にあります。本市の高齢者のいる世帯数が平成27年には5,330世帯で、一般世帯の５割を占めているようです。またこれまでのコロナ禍により、高齢者の方は外に出ることが制限されたりと社会とのつながりが希薄になっているのではないでしょうか。

そこで、高齢者を取り巻く現状と課題をどのように考えているか、お願いします。

それから、本市では、健康づくりの推進のために、筋トレやてげてげ体操、元気度アップ・ポイント事業などが盛んに行われています。このような健康づくりのための公民館活動に参加している方の人数が分かりましたら、お願いします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　この３年間コロナウイルスの影響により、様々なイベントや地域の行事等が中止あるいは縮小され、常にマスクを着用しての感染対策など当たり前の日常が奪われてきました。

特に外出する機会の減った高齢者にとりましては、家族や友人と会う機会も減り、心身ともに厳しい時期であったと思います。

令和２年に流行が始まってから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出された際は、外出の自粛を求める行動制限が行われ、本市でも地域の通いの場が休止されるなど心身の健康に与える影響が懸念されたところですが、医療・介護サービス等の確保やフレイルを予防する健康維持の取組など、困難な時期を市民の協力と官民一体となった取組で何とか乗り越えてきたところでございます。

本年５月には５類へと引き下げられ制限も大きく緩和されることから、高齢者の社会参加や交流も増えていくものと思いますが、これまでの自粛生活が今後の高齢者の健康に与える影響が懸念されますので、様々な方面から検証し、不安を抱える高齢者の方が安心して生活していただけるようこれからも取り組んでまいります。

市の取組につきましては、担当課長から答弁いたします。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長　本市では、毎年１月末から３月にかけまして各公民館と民生委員の方に協力を依頼し、地域の高齢者や独り暮らし世帯の調査を実施しており、調査の中で見

守り等の支援が必要な方についてはリストアップし、民生委員や在宅福祉アドバイザーが定期的に見守り活動を行っており、心配な方の情報が寄せられた場合、地域包括支援センターの職員や居宅介護支援事業所等が本人の状態や暮らしぶりを確認し、その方の状態に応じた介護サービスや生活支援につないでいるところです。

お尋ねにありました通いの場の実施状況につきましては、地域包括ケア推進課が取り組んでいるてげてげ広場、健康センターが取り組んでおります筋トレ体操については、令和２年度、てげてげ広場の開催会場が16会場、実施回数が449回。同じく筋トレ体操が24会場、645回、令和３年度が、てげてげ広場が18会場、630回、筋トレ体操が23会場、633回、１会場減になっておりますが、ここはてげてげ広場に１会場移行しております。

令和４年度が19会場、744回、筋トレ体操が23会場、804回となっておりまして、集計については、途中経過です。

登録人数につきましては、てげてげ広場が300人程度となっておりまして、令和２年度の上半期に一律に自粛した時期や、夏場の猛暑等の影響もありましたが、現在では以前の活動状況に戻っているようです。

地域との交流や家族の支援がない方を社会参加に向け働きかけることは簡単なことではありませんが、通いの場のない地域では各公民館に働きかけ、地域住民と協働で創設したり、現在地区館等で実施されている自主学習講座への案内、そして医療・介護に携わる専門職からの働きかけなど、様々な場面を想定した支援の輪を広げていきたいと考えております。

○２番眞茅弘美議員　第８期介護保険事業計画の中の65歳以上の就業率は52.94％となっています。このように働きに出たり、健康維持や体力づくりのために公民館活動に参加している方は、何かしら交流があり情報交換などもできると思いますが、一方では、家に閉じ籠もりがちで他人との交流がない方もいらっしゃいます。

実際、私も特に山間地域にお住まいの方から聞きますが、以前は友達も近くにいて話し相手もいたが、亡くなったり、施設に入ったりして誰もいないから寂しいと言われます。

そこで、高齢者実態調査の中で家族や友人、知人以外での相談相手がいますかの回答に、そのような方はいないと答えた方が３割を占め、現在の場所に住み続けたいかの回答には、８割を超える方が、はい、住み続けたいと答えております。ほとんどの方が住み慣れた地域で暮らしていきたいと思っているようです。

しかしですね、孤独といいますか、話し相手が欲しいけど近くにいないという方、またそういう機会がないという方、いろいろだと存じますが、現在本市で在宅の高齢者に対応したサービスですね、市が行っているサービスはどのようなものがございますか。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長　地域包括支援センターには、高齢者本人や家族、民生委員、地域の方などから高齢者に関する様々な相談が寄せられており、本人の状態を確認し支援が必要と判断される場合は、適切なサービスにつないでいくための調整を行っております。

高齢者が幾つになっても住み慣れた地域で生き生きと生活していただくための取組を地域包括ケアシステムと言いますが、これはニーズに応じた住まいが提供された上で、安全・安心・健康を確保するための医療・福祉・介護だけでなく生活支援サービスが日常的に提供できる地域の体制を目指しているもので、本市も在宅医療介護連携推進の取組だけでなく、民間が実施する様々なサービスを活用した生活支援体制整備事業を取り組むため、市内外の法人や民間事業者等が参加して協議体を設置しており、高齢者の在宅での生活を支える様々な情報を共有しているところです。

具体的には、家事や買物支援、給食支援、移動支援、見守りサービス事業の紹介と市で行う介護予防活動の場の提供など、これらのサービスを組み合わせて支援に役立てていくものです。

また、福祉課では家族の支援が受けられない独り暮らしの方には、万が一の場合にボタン一つ

で消防署とつながる緊急通報システムの機器の貸出しを行っております。
　本市に限らず今後も高齢化率が高い状態が続き、支援する世代も限られておりますので、地域住民の協力が不可欠であることは言うまでもありません。
　これからも、市民の皆さんと協力して共生社会を目指していきますので、引き続き御協力をお願いいたします。
○２番眞茅弘美議員　平成27年の調査では、高齢者のいる世帯は5,330世帯、この中でも単身世帯が20.8%、夫婦世帯は17.3%、同居世帯は15.1%となっています。
　今答弁いただきましたとおり、本市でも様々なサービスを行っておりますが、特に単身世帯の方は独り暮らしで不安を抱えながら生活していると存じます。老後を安心して暮らすために、特に単身世帯の方から聞きますのが買物の不安や24時間サービスができないかということをよく聞きます。特に単身世帯の方は家の中に１人ですので、例えば具合が悪くなったときなど命に関わることも起こる可能性があると存じます。
　そこで、先ほど課長が言われました緊急通報システムの貸出しですね、これをもう少し詳しくお願いします。
○堂園力郎地域包括ケア推進課長　見守り対象で緊急通報装置を登録している方と通報数について、令和元年度で27人登録、26件の通報がありました。２年度が22人登録で29件、３年度が23人で８件、４年度は25人で今現在集計中となっております。
　消防署に確認しましたところ、通報後に協力者へ連絡し、実際に救急が出動したケースはまれで、誤ってボタンを押してしまったケースがほとんどだったようです。
○２番眞茅弘美議員　この緊急通報システムは、何か固定電話がなければ設置できないと聞いておりますが、いかがでしょうか。
○堂園力郎地域包括ケア推進課長　今、議員が御指摘のとおり、固定電話が基本になっていまして、固定電話に通報装置とポータブルの押しボタンのついたペンダント式になっております。
○２番眞茅弘美議員　この方法はですね、とても安心でありがたいシステムだと思うんですが、固定電話がない御家庭には設置できないということになります。ちょっと私も調べたのですが、固定電話がなくても使用できる無線型緊急通報システムというものがあるようです。民間の会社が運営しているようですが、先ほども言われたように、ペンダント型のものもあるようです。これだとですね、いつでもどこでも緊急なことが起きたときに押すだけで対応してもらえるというとても便利なものだと思います。
　他市などではですね、行政とタイアップした取組をしているところもあるようです。工事代とか費用のことなどもございますが、これ非常にいい方法だと思いますので、ちょっと積極的に検討していただけないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。
○堂園力郎地域包括ケア推進課長　ただいまの議員からの質問ですが、その方のやっぱり生活の背景、遠方にもし子供がいたり、民間が様々なセキュリティーサービスを実施している現状がありますので、実際にそういった方を行政に頼らずサービスされている方も実際おられます。
　ですので、今、固定型電話ではないタイプとしたら、携帯電話に緊急通報のボタンがついたやつもあるようです。
　実際にそういった取組をされている自治体もあるようですが、基本的には受益者負担ということもありますので、ですからそこら辺のちょっと制度的なものを今後調査研究する必要があると思いますから、そういった皆さんの安心安全につながるようなものであれば、いろんなところと協議をしながら進めたいと思いますが、今後、調査研究してまいりたいと考えております。
○２番眞茅弘美議員　調査のほうはしっかりお願いします。
　行政頼みでだけでなく、地域の協力もお願いしながら、特に独り暮らしの高齢者への緊急事態発生時の対策を講じるとともに、緊急事態に対する不安を解消するためにお願いしたいです。

そしてですね、買物についての不安があるという件でございます。

これに関しては、買物に行きたいけど交通手段がない。このことについての心配、困っている方が多いようです。

自宅にいて注文して届けてもらう生協やＪＡの移動販売での購入もできますが、やはりたまには外に出かけて買物をしたいっていう方もいらっしゃると思いますし、実際に外に出ることで脳に刺激を与え、脳の活性化もし、体を動かすことで運動不足の解消にもなります。

そこで、本市は現在タクシーチケットの助成を行っていますが、年間7,200円、これですね、まだ増額してほしいという声を多く聞きます。ここでは一応このことをお伝えしまして、最後の質問でまとめてお願いします。

次の質問に移りまして、高齢化率の推移を見ますと、今後人口は減少していく予測が出ています。そして、老年人口は増加傾向にありますが、生産年齢人口は減少していきます。そこで、在宅介護サービスの需要と供給のバランスに関する将来予測をどのように考えているかをお願いします。

○福永賢一福祉課長　現在、第８期の介護保険事業計画を推進しておりますが、65歳以上の人口は令和３年８月末の8,336人をピークになだらかなカーブで減少に転じているというところです。一方、要介護認定率については、令和４年３月末現在で16.6％と近年横ばいの状況になっております。今後も介護サービスを提供する体制は維持していく必要があると考えているところです。

在宅介護サービスにおいては、訪問や通所などのサービスがあり、近年、訪問介護事業所が減ってきている現状があります。ただ、これを補い施設入所の待機時の在宅介護においても重要な役割を担うサービスとして、小規模多機能型居宅介護があります。これは通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、日常生活上の介護及び機能訓練を行うサービスです。

現在、市内に２つの事業所がありますが、新年度はこれに訪問看護を加えた看護と介護の複合型サービスを提供する介護小規模多機能型居宅介護事業所が１か所稼働する予定です。

新年度は第９期の介護保険事業計画を策定いたしますが、広く意見を求めながら、今後の介護サービス提供体制の方向性について定めていきたいと考えているところです。

○２番眞茅弘美議員　小規模多機能施設が１か所増えるということで、この施設は非常に利用しやすい施設であると私も聞いておりますので、いいことだと思います。

現在、高齢者サービスに関しては結構事業者頼みの部分が大きいですが、サービスを続けていけるか大変心配しているところではございますが、今の調子でいくと大丈夫かなっていう課長の答弁だったと思います。

それからですね、高齢者が独りで生活するのが困難になった場合、介護度に関係なく入所できる施設が本市にございますか、定員もお願いします。

○福永賢一福祉課長　介護保険制度に該当しない高齢者の入所施設ということで答弁したいと思います。

本市には、養護老人ホームと生活支援ハウスがございます。養護老人ホームにつきましては、自分で日常生活の行動ができるものの、経済的な理由や家庭環境などにより自宅での生活が困難な高齢者が入所する養護老人ホームということになります。現在50名の定員になっております。

それから生活支援ハウスにつきましては、平成12年の厚生省老人保健福祉局長通知に基づいた施設で、高齢等のために独立して生活することが困難なおおむね60歳以上の高齢者等に対して、住居を提供することにより、介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能を総合的に提供する施設でございます。定員は10名となっております。

○２番眞茅弘美議員　ありがとうございます。施設についてはですね、結構本市も充実している

のではないかと思います。そして、このコロナ禍の中、大変御苦労されたと存じます。
本市の高齢化率は高いですが、先ほど課長も答弁されたとおり、介護の認定率が低いという結果が出ております。この結果は、これまでの本市の取組のたまものではないでしょうか。今後も、高齢者が健康で安心して暮らせるようによろしくお願いいたします。
次に、ひきこもりの支援について聞いてまいります。
厚生労働省の定義によると、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに６か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態をひきこもりというとしております。
2018年の調査では、40歳から64歳までの中高年のひきこもりは推計で61万3,000人、若年中高年を合わすと115万人という数字が出ています。
2022年の発表によると、15歳から39歳までの若年無就業者は、全国で75万人と報告されております。
鹿児島県では、平成31年の調査結果では40歳から64歳までの8,000人という数字が出ているようです。数字を上げるとびっくりするような人数で、近年ではひきこもりで悩んでいる家庭が結構あると聞くようになりました。このような現状を本市としてはどのように考えておられるか、また本市でのひきこもりに関する調査などは実施しておりますか、お願いします。
〇福永賢一福祉課長　本市では昨年５月、民生委員・児童委員を対象にひきこもりに関する実態調査アンケートを実施いたしました。
内容及び結果としては、15歳から64歳までの住民で、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに６か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態の方、または仕事や学校に行かず、時々買物などで外出することはあるが、６か月以上続けて家族以外の人との交流がない方が担当地区にいらっしゃるかという質問に対し、回答した54地区の委員のうち、10地区の委員がいると答え、件数としては12件ありました。
今回の調査は各家庭に詳細な聞き取りを行わず、現時点で委員が把握している状態の調査といたしましたので、もっと潜在的なケースがあると思われます。
悩んでいる家庭が相談できる機関や窓口の周知に努め、把握したケースの親族へのアウトリーチ等細やかな支援や、実際の会場やデジタルを活用した参加による、対象者同士で話ができる場所提供などを実施することが必要であると市としては認識しております。
〇２番眞茅弘美議員　このひきこもりに関してはですね、非常にデリケートな問題で、調査もしにくいものだと思います。しかしですね、本当に困っている御家庭の方も多いと私も実際聞いております。
この結果は４年前のことでありますので、課長も言われたとおり、実際はちょっと多い数字になるのではないかと考えておりますが、今後調査するなどの計画はございますか。
〇福永賢一福祉課長　昨年５月、先ほど申しましたように民生委員・児童委員を対象に調査を市でさせていただきました。その後、８月だったと思いますが、県も同様の調査をやはり行っております。詳細な報告については、まだ発表がされてないところですが、定期的に市としても、状況把握には努めてまいりたいと思いますので、また時期を見まして、調査を続けていきたいと考えております。
〇２番眞茅弘美議員　分かりました。ひきこもりの方はですね、それぞれの理由や背景があって、外に出られない状態になっていると思います。実際ですね、本人が本当に一番つらいのだと思います。そして、一番近くで一緒に生活している御家族ですね、この御家族の支援も私は必要だと思っております。
毎日同じ家の中で過ごすわけですが、そのひきこもりの方が少しずつでも変化があればいいですが、何も変わらなければ家族もつらい、その不安な気持ちを抑えきれなくて、引き籠もっている家族に、例えばちょっと傷つくようなことをついつい言ってしまう。そうすると、ますます悪

循環です。
　そのようなことにならないように、例えば、専門家の方に話を聞いてもらったり、助言をしてもらえれば、その御家族も気持ちが楽になり、余裕が出るのではないでしょうか。
　一般的にですね、ひきこもりの方は、ちょっと肯定感が落ちていると言われております。それを少しでもいい方向に持っていけるような言葉かけとか、助言などをしていただければですね、御家族の方もちょっと前向きになると思いますので、相談会や小人数の講話会など、ひきこもりの方に関した特化した取組をしてはと存じますが、いかがでしょうか。
〇福永賢一福祉課長　質問者がおっしゃるように、そういった取組は大変必要だと思っております。専門的な部分につないで専門的な支援をしていただくということも、検討する必要があると考えているところです。
　ひきこもりの原因やきっかけは、不登校の影響や心身の不調、職場での人間関係など複数の要因が絡み合った心理社会的ストレスであると言われております。15歳から39歳までの若年層からの長期化や、一度社会に出てからのひきこもり状態の増加により、40歳から64歳の中高年が多い実態となっているようです。
　また、ひきこもり状態は、誰にでもどこの家庭にでも起こり得る現象概念であります。まずは周囲の理解と家族の支援が重要であると考えております。
　今年１月の枕崎市民生委員・児童委員協議会定例会において、かごしま子ども・若者総合相談センターというところにある、ひきこもり地域支援センターの相談員を講師に、ひきこもり状態の理解と対応に関する自主研修会を開催しました。
　ひきこもり地域支援センターでは、相談支援事業、居場所づくり事業、ネットワークづくり事業、当事者会・家族会開催事業などを行っており、対象範囲は県内全域で、どなたでも相談可能となっております。
　本市においても相談者に寄り添い、センターと連携しながら、支援していきたいと考えています。
〇２番眞茅弘美議員　そしてですね、本市にも民間の支援施設がございます。
　ひきこもりの方が何か始めたいと思ったときに、まずは社会生活への一歩として、支援施設に通って家から出るという行動ができれば物すごい成長になると思います。
　私も支援施設に見学に行き、話を聞いてまいりました。そしてですね、ひきこもりの方の御家族から、時々ではありますが相談があるということでした。しかし、相談があり見学に来て、いざここに支援施設に通ってみようとそのときに思いを固めるようなんですが、その申込みから手続が完了するまでが１か月ほどかかるらしいんですね。
　せっかく行く気持ちになったのに、いざ通える日が決まると、１か月もたってしまうと気持ちがまた塞がってしまうというようなこともあるようなんです。１か月ぐらいかかるようなんですが、もうちょっと短く、例えば２週間ぐらいで手続はできないものでしょうか。
〇福永賢一福祉課長　質問者がおっしゃるのは恐らく就労支援事業所のことになるかと思われます。
　これは、いわゆる障害福祉サービスになるわけでございますが、その就労支援事業所などの利用をしたい場合には、まず福祉課障害福祉係へ申請する必要がございます。そして、計画相談支援依頼届出書によりまして、計画相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所へサービス等利用計画案を作成してもらいます。その後、市または市が委託した認定調査員が申請のあった本人及び家族等と面接をし、概況調査を行います。
　その全てがそろってから市がサービス支給決定をして、サービス受給者証を発行いたしますが、本人の状態に合った支援を進めていく必要があることから、利用するまでに時間を要しているところです。

なお、生活困窮者自立支援制度によりまして、福祉課援護係でも就労の相談を受け付けておりますが、就労準備支援事業を利用して長期的にフォローする中で、10か月をかけて外出や就労意欲を引き出せたケースもあるところです。

福祉課障害福祉係では、就労したい人が相談に来られた場合、障害福祉サービス事業所マップによりまして、就労支援事業所を紹介いたします。また相談支援事業所を紹介して、一緒に就労支援事業所に行ってもらい就労体験を行っていただいたりしているところです。

○２番眞茅弘美議員　本市で取り組んでいる就労支援ですかね、そちらの周知っていうのはどのようにされておりますか。

○福永賢一福祉課長　障害福祉サービス事業所マップは、市のホームページに掲載されております。

また、定期的に就労支援事業所もメンバーである地域自立支援協議会の事務局会議等で情報共有や課題などの意見交換を行っているところです。

○２番眞茅弘美議員　また、市報などでも周知できたらなと今ちょっと思ったところでした。その辺よろしくお願いします。

それからですね、社会参加への支援としまして、誰もが気軽に立ち寄れるカフェのような場所があるのもいいのかなと思うのですが、厚生労働省が推進する新しい地域づくりということで、支援を要する高齢者が利用できる様々な通いの場づくりを、市町村が中心となって企画立案することのようです。

通いの場の一つにシニアサロンがあるようです。

これを運営するのは、市から発掘養成されたボランティアの方で、ここで活躍する人、支援を必要とする人の集まりの場所となるようです。シニアサロンということに限らず、それに結びつけて、ひきこもりの方、障害をお持ちの方、高齢者といった多様性を持った幅広いジャンルで活躍できたり、支え合ったりできる場があれば、そこから高齢者の方のお困り事、ごみ出しのお手伝いや洗濯物の取り入れ、見守りなど、例えばひきこもりの方にも簡単なことから支援していただき、あなたを必要としているのですというやりがいづくりの一歩となるのではないでしょうか。こういう場づくりというのに関して、いかがでしょうか。

○福永賢一福祉課長　新年度は、老人福祉計画の策定、それから障害福祉計画の策定がございます。

そういった懇談会や策定委員会の中等でも、こういった御意見の部分についても議論して、そういった高齢者、今、認知症カフェというのも実際、不定期に開催する計画等もございますが、それだけではなくて、あらゆる人が参加できる地域共生型のカフェ等についても、そういった会議等でも議論しながら、今後の障害者施策、高齢者施策に限らず、そういった地域福祉的な部分も含めて検討していきたいと思っております。

○２番眞茅弘美議員　よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

本市では、交通弱者対策に向けて協議会を立ち上げ、これまで話合いがなされ、予約型乗合タクシーの実証実験をすると聞いておりましたが、これはいつ実施されたのでしょうか。それと、これまでの流れ、結果も分かっていましたらお願いします。

○山神修一企画調整課企画調整係長　まず、予約型乗合タクシーの概要について説明いたします。予約型乗合タクシーは、事前登録をされた方が利用できる公共交通です。運行時間内で予約をいただいた方の時間を調整し移動需要を束ね、乗り合わせて目的地へ送迎するサービスとなります。バス停のように乗降地を特定の場所に定めて運行いたします。

今回の実証実験は、本市の移動需要の実態に対し、予約型乗合タクシーがうまく機能するかを検証するために行いました。そのため、データが多く取れると考えられる、人口の多い立神地区

を中心に実施地区を設定したところです。実施期間は、令和５年１月23日から２月24日のうち、月曜日から金曜日までを運行日として設定したところです。運行時間は、８時から12時までと13時から17時までの間で、１時間に１便を運行する計画とし、予約は１時間前までに受け付けることといたしました。住居地側、集落地側の乗降場としましては、バス停のある国道226号周辺を除きまして、集落内に10か所設定し、市街地側の乗降場として、枕崎駅前、観光案内所前でございますけれども、そちらのほか、園田眼科及びサザンリージョン病院近くの小江平交差点付近、小原病院付近、枕崎郵便局付近の４か所を設定しました。なお、予約型乗合タクシーでは、集落側の乗降地間の移動、市街地側の乗降地間の移動はできないこととなっております。

この実証実験の周知としましては、13の公民館を対象に12会場で説明会を行うとともに、回覧板での周知を２回行ったほか、集落内での放送もお願いしたところでございます。

説明会には、約100人の御出席をいただき、多くの御意見をいただきましたので、市街地側の乗降場を３か所、集落側の乗降場を１か所追加いたしました。

結果としましては、事前登録者が15人いましたが、実際の利用者はありませんでした。

結果についての考察はこれから進めることになりますが、事前の説明会で御意見をお聞きして、計画の修正を行ったものの、乗降場と自宅までの距離や、ドア・ツー・ドアの希望、家族送迎で足りる、目的地の総意、他の集落の方との相乗りへの抵抗感などの理由により、利用がなかったものと考えられます。

今後も交通弱者の視点に立ちまして、既存の交通手段を最大限活用しつつ、各地区での移動需要の実態に合う公共交通の在り方について、地域公共交通活性化協議会で議論していきたいと考えております。

○２番眞茅弘美議員　ちょっと確認したいのですが、実証実験の実施地域は立神のみということで、それから結果的に利用された方は誰もいなかったということでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　実施地区に関しましては、立神校区を中心としますが、一部、桜山校区、花渡川の西側付近、岩崎、木場辺りも含んで設定をしております。

事前登録者につきましては、15人登録をいただいたところですが、実際の利用者はありませんでした。

○２番眞茅弘美議員　利用者がいなかったということは、もうこの計画自体の中身が物語っていると思うんですが、私ですね、以前、令和３年12月議会の一般質問でドア・ツー・ドアがいいというお話をしております。また、議長もですね、以前、平成29年、30年、２回ですね、質問の中でドア・ツー・ドアを推奨しております。そのバス停のような形で停留所を決めてというそのやり方自体がこれは意味がないのではないかと思うんですが。

それでですね、実際私もその説明会に参加された方から、その停留所を決めてやられるようだが、もうその停留所までが遠過ぎて、これはもう利用する気持ちにならないということは、実際、おっしゃられておりました。

実証実験も本市の交通弱者対策として、果たしてどのような取組がいいか模索してのことだと存じますが、なぜこのドア・ツー・ドア、つまり自宅の玄関前という方法を取らなかったのでしょうか、お願いします。

○山神修一企画調整課企画調整係長　今回の実証実験におきましては、乗降地を定めたところでございますけれども、考え方としましては、バス停付近ということで、バス停のおおよそ集客といいますか、集まってくる圏域が半径300メートルというふうに考えられてございます。

したがいまして、同じように予約型乗合タクシーにおきましても300メートルを基準に設定をさせていただいたところでございます。

ドア・ツー・ドアにつきましてですが、この公共交通の在り方につきましては、まず、既存の交通網、交通手段を最大限活用するというところがございますので、ドア・ツー・ドアとしまし

ては、既存のタクシー事業者の営業範囲でございます。

したがいまして、ドア・ツー・ドアについては、既存のタクシー事業者でカバーされているものと考えておりますので、競合を避けるためにこのような設定を行ったところでございます。

○２番眞茅弘美議員　理由づけはそういうことかもしれませんが、何度も言いますが、交通弱者対策に果たしてそれでなるのでしょうか。

いろんな方がいらっしゃると思うんですね。例えば、ごみ出しのそこからそこの距離でさえも精いっぱいにやっとのことで歩いていらっしゃる高齢者の方とかですね、障害を持っていらっしゃる方がおられます。そういう方たちのためのサービスじゃないんでしょうか。

それからですね、例えば高齢になられて、免許証の返納をされる方も車に乗れないとなると、生活がとても不便になるということで、なかなか決心するのに悩んだっていう方は本当に多いようです。しかし、どうしても行かないといけないですよね、買物とか病院とか。

そうした場合に、安心してできるサービスがあれば、皆さん本当に安心して免許証の返納もできると思うんです。とにかくこれは交通弱者対策ということで、計画されているのではないんでしょうか。

既存の交通会社とのこともあるとは思いますが、以前ちょっと本市のタクシー会社の社長とお話ししたときもですね、遠方の方とか苦労されている方に寄り添った、何か本市でもサービスができないかということはおっしゃられておりました。

それはちょっとタクシーチケットの増額に関してだったんですけれども、その協議会の中でもやっぱりそこのところは強くそういう意見が出たのでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　今御質問のありましたことは、ドア・ツー・ドアでなくてもいいという意見が出たということでよろしいでしょうか。

○２番眞茅弘美議員　既存のですね、交通会社のバス停の半径300メートルを基準にするとかですね、その辺の意見が結構強く意見が出たのでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　活性化協議会におきましても、計画において既存事業者に配慮するということになっておりますので、国道226号のバス停からは、既存のバス利用者を奪わないようにというようなことで配慮いただきたいという御意見がございましたが、タクシー事業者につきましては、特に意見はなかったと記憶しております。

○２番眞茅弘美議員　協議会の中でもいろいろな意見が出たということではございますが、その国道とは別に集落内になりますと、また違うのではないかと思います。

バス会社のお客様を取るというようなことはまた違ってくるのではないかと思いますが、車のですね、先ほども言いました免許証返納のこととかですね、そういうことにもやっぱり安心したサービスがあれば安心して返納もできると思いますし、現在コロナ禍に引き続き物価高騰で市民の皆様は節約して、毎日の生活を送っております。

そのような状態ですので、交通弱者対策ということで利用しやすく安心してできる方法を取っていただきたいです。

そして、先ほどもちょっと触れました。タクシーチケットの増額についてですけれども、高齢者の方ももちろんですが、こちらも交通弱者の方々に対してですね、生活が今本当に大変な中、皆さんいろいろ工夫されて頑張っていらっしゃいます。また高齢者の国民年金の方は、少ない方で月五、六万という中でやりくりを強いられております。特に高齢者からは、タクシーチケットについて増額してほしいという話が本当にたくさんございます。

先日ですね、別府の下山にお住まいの方が、タクシーで枕崎市内の病院まで行くのに片道2,700円かかると言われました。往復ですと5,400円です。私も正直聞いて驚きました。

タクシー事業者も経費がかかると思いますので、タクシー事業者も大変だと思いますが、タクシーチケットの増額は本当に声が大きいようですので、検討していただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

○前田祝成市長　本市では、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、令和元年10月から、今おっしゃられている交通弱者の移動手段の確保策としてタクシー利用に係る運賃の一部助成を実施しているところでございます。当然、利用券の増額といいますか、増やしてほしいという意見は届いているところでございます。

タクシー利用券の交付申請を受け付ける際には、１人ずつアンケート等も実施しており、そういう意見を聞いているところでございます。当然、そこがあっての、今回の地域公共交通も含めてシステムを考えていこうということでございます。

利用者からの意見・要望の主なものとしては、タクシーチケットは大変ありがたいと、今後も継続してほしいという声が聞かれる中、年間7,200円の助成額、おっしゃられるようにもっと増額してほしいといった意見もございます。

特に今、議員からございましたように、市街地から離れた地区の皆さんについては、助成額を割増しということも配慮してほしいといった要望が多く寄せられていると認識してございます。

先ほど、地域公共交通の活性化の協議会の中での話もありましたが、市では、今後の公共交通体系の在り方について様々な検討を進めているところでございます。助成額や対象年齢など、助成制度の在り方も含めて、対策を取り組んで検討していきたいと考えてございます。

先週、地域公共交通活性化協議会も協議をしてございまして、先ほど企画調整係長から発表のありました実証実験の結果も共有しているところです。

いろんな課題がございます。

先ほどありました、ドア・ツー・ドアの要望があるとか様々ございましたが、基本的には、地域公共交通の仕組みをつくる上で、やはり現在既存のバス会社であるとかタクシー会社の営業がある中で、一番いい形は何かという模索をしてございますので、そのあたりについては、さらに研究を進めていきたいと考えます。

今回、様々反省点もありますが、利用者がゼロだったということについて、一つの要因として、最初から料金を設定してスタートしてございます。実証実験をする上で、いかに多くの人が利用していただいて、それを検証するということを考えたときに、やはり最初は無料で実証実験をして、その中で幾らだったらこのサービスを利用されますかとか、そういうヒアリングもできればよかったなあという反省点もございます。

そのあたりも含めて、その実証実験の精度を上げる、それと同時に、今おっしゃられたような助成額の増額等も含めて総合的に判断した中で、今後の公共交通の在り方、乗合タクシー等の在り方、そして、タクシー助成の在り方というのをしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○２番眞茅弘美議員　市長がですね、１期目就任時の公約にも、新たな交通システムということを掲げてございます。他市では取組が進んでいるところもたくさんございます。

本市は、まず喫緊の課題に絞り込んでタクシーチケットの助成を始めたと存じますが、今回の計画の結果がですね、市長も言われましたとおり、いい形に進むように、どうか今後もよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時10分まで休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後１時９分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

［豊留榮子議員　登壇］

○８番豊留榮子議員　午後の一番つらい時間帯かと思いますが、よろしくお願いいたします。

今、コロナ禍の中で物価の高騰はさらに続き市民生活を苦しめています。私は市民の皆さんに、市政に対する要望、またお困り事などアンケートに思いの丈を書いていただくようにお配りいたしました。その後、２月27日現在で70名の方から返信がありました。その回答者の年齢は70代以上が一番多くて43％、60代が23％、50代・40代は21％、30代・20代が13％でした。

そして、１つ目の学校給食費の無料化については、無料化してほしいが66％、同意できないが12％、今のままでいいが13％、分からないという方が９％でした。２つ目の子ども医療費の窓口負担ゼロについては、負担ゼロにしてほしいが56％、分からないが23％、今のままでいいが21％でした。３つ目の岸田政権の大軍拡については、反対50％、必要19％、分からないが31％となっていました。

また、市政に取り組んでほしいことで一番多かったのが、介護保険料・利用料の軽減、そして学校給食費の無償化、若者の就労支援等でした。

このように、市民の皆さんからお寄せいただいた貴重な御意見を参考に、引き続き住みやすいまちづくりのために取り組んでいきたいと思っております。

それでは質問に入ります。難聴者への補聴器購入についての質問です。

2017年に開かれた国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員長が認知症の約35％は予防可能な９つの原因により起こり得ると考えられる。その中で難聴９％が最大の危険因子であると発表しました。その９つの予防可能なリスクは糖尿病や高血圧、社会的孤立、うつなどで、中でも難聴は予防可能な最も大きいリスク因子とされているようです。厚生労働省のオレンジプランでも難聴は危険因子の一つとして挙げられています。

そして、団塊の世代が後期高齢者になる25年には、認知症の人は予備軍と合わせて1,400万人になると言われます。補聴器が必要な難聴者も、今後10年間で1,400万から1,600万人になると言われ、これは大変な数です。そういう意味でも、認知症予防に難聴対策が注目されているところです。

そこで、補聴器を購入するのに自治体が費用の一部を助成する補聴器購入助成制度ができ、昨年の10月31日現在で全国114市区町村に広がり、県内でも曽於市が実施しているということです。

何よりも高齢者の生きがいづくり、そして生活の支援及び社会参加の促進、さらに介護費や医療費を抑えることができると考えられますことからも補聴器購入への助成について、市長の見解をお聞きいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　補聴器購入の助成についてということですが、本市においては、補聴器の購入に対する補助として、身体障害者手帳を所持する聴覚に障害のある方を対象とした障害者総合支援法に基づく補装具費の支給のほか、軽度・中等度の難聴児を対象とする枕崎市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による補助を実施しているところです。

しかしながら、障害者総合支援法の対象とならない高齢者に対する補聴器の購入補助制度は実施していないところでございます。

○８番豊留榮子議員　私も２年ほど前に補聴器購入の質問をしたんですけれども、その当時とあまり状態は変わっていないということですね。

例えば高齢者の難聴に関する実態調査、あの時点では本市はされていなかったということでしたけれども、その後実態調査はされたんでしょうか、お尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長　御質問の高齢者の難聴に関する実態調査は行っておりません。特定検診などの各種検診においても、聴覚、難聴を検査項目とするものがありませんので、加齢に伴う難聴

の方が何人いるかについては把握しておりませんが、高齢者に関する調査につきましては、３年ごとに老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、策定年度の前年度に介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査を実施しております。

調査の種類としましては、介護保険の被保険者で65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした一般高齢者調査と、40歳以上65歳未満の方のうち、要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした若年者調査、そして、介護保険の被保険者で要介護・要支援認定を受けている在宅の方を対象とした在宅要介護要支援者調査の３種類の調査を実施しております。

このうち一般高齢者調査の中で、外出を控えている理由の問いに対しまして、耳の障害、聞こえの問題などと答えた方の割合は、令和元年の調査では8.8％、平成28年の調査では19.0％の結果でありました。

また、在宅要介護要支援者調査の中で、現在治療中または後遺症のある病気はありますかとの問いに対して、耳の病気と答えた方の割合は、令和元年の調査では4.7％、平成28年の調査では4.2％との結果でありました。

○８番豊留榮子議員　それではこの今説明いただいた調査結果なんですけれども、実態調査なんですけれども、調査されましたよね、それでいろいろな回答が出てきているんですけれども、それを今後どのように活用されていくおつもりなんでしょうか。

○福永賢一福祉課長　この調査につきましては、先ほど申した３つの調査の中の一般高齢者と要介護要支援者調査の中の１つの項目であって、そこの質問の中についても選択する内容のものの１つのものを選択した、耳の部分を選択した方の割合でございました。

全体的にいろいろな形で、外出の理由があったりとか、あるいは後遺症のある病気がそれぞれあったりとか、耳に限らず全体的な回答となっておりますので、総合的にこの調査は耳に関する調査ではなくて、全体的な高齢者の実態調査の中で回答を得たものをピックアップして今お答えしておりますので、この全体的な調査の中で、今後、高齢者施策等に活用する、あるいは介護保険事業計画の中でそういった全体的なアンケート結果を取り上げる形で策定委員会、懇話会等で議論していただいて、本市の方向性を定めていく部分に活用させていただくということにしております。

○８番豊留榮子議員　なかなか調査をされても回答をいただけないということが多々あるかと思うんですよね。ですけどそういう範囲の中で、もうそれに該当される方は回答してくれてこのように結果も出ていることですし、ぜひこれを活用して皆さんと協力しながら、どうしていくことが難聴を少なくする、早くに発見できるのかっていう、そういうものをつくっていってほしいと思うところです。

とにかく難聴自体が寿命を縮めたり、ひきこもりになったりということが多いかと思うんですよね。難聴を早く発見するというのはとても大事なことだと思います。

それで補聴器が今必要な難聴かどうかはもちろん、これは病院に行って医師に判断してもらうことになりますけれども、聞こえが悪い原因としては、鼓膜が傷ついていたり、耳あかが詰まっているなど治療が必要な場合もあるということですから、これはしっかりと聴力検査を行い、補聴器が必要と判断された場合は、医師から診断書や紹介状をもらい、補聴器購入ということになるかと思います。

もちろん重い場合は、障害者認定を受けるという手続をするわけですけれども、聴力機能の低下が見られる高齢者に対して補聴器購入の助成制度を創設することに関して、再度市長にお聞きいたします。

○前田祝成市長　今、福祉課長からありました実態は、全体的な調査の中で把握しているということでした。その必要性については、当然、これから研究しないといけないなと思います。国や

他の自治体の動向等も見ながら調査研究をしてまいりたいと思っております。
ただ、今おっしゃられました早期発見という部分については、難聴に限らず生活習慣病も含めて全てにおいて、やはり必要なことだと思いますので、そのあたりは全体的な市民の健康づくりという観点からもしっかり研究してまいりたいと思います。
○８番豊留榮子議員　とにかく補聴器そのものがすごく高いということなんですね。
一番安いので、ポケット型といって約４万から10万円、それで耳掛け型が片耳で10万から30万円までと、性能によって幅があるということなんですけれども、国内メーカーの製品はオーダーメードの耳穴型で15万から30万近くするそうです。その中間の20万円弱のものが購入者が多いということなんですね。海外メーカーでは100万円するものもあるということなんです。
それだけこの補聴器を早くつけるっていうことがとても大事だということを聞いたことがあるんです。ちょっとぐらいの聞こえが悪くてもまだまだ大丈夫みたいな感じで放置しておくと、いよいよもう聞こえにくくなったということで補聴器を買って取り付けると、すごい何かなじまないんですよね、ギー、ガーとかいう音がして。だからそうじゃなくて、もう最初の段階で耳がちょっと遠くなったなっていう段階で購入すると、それが自然となじんでくるんだそうです。
ですから、そういう点もちょっと研究していただいて、皆さんに、この難聴っていうのはとても健康で長生きするためにも補聴器っていうのは必要なんだということをぜひ研究していただいて、皆さんにもお知らせしていただきたいと思います。
またですね、難聴者は高齢者だけではなくて若者の方でも耳の聞こえの悪い方もいるようですし、年齢に関係なくみんなに助成できるよう市の助成制度を拡大していただきたい。このように要望しておきます。
次に、本市における会計年度任用職員の処遇改善についてお聞きします。
全国の自治体で働く非正規雇用の公務員の約９割は、会計年度任用職員が占めていると言われています。
この制度は2020年４月に導入され、それまで非常勤として働いていた人も会計年度ごとの１年契約を原則とする仕組みです。このような制度の下で、雇用が継続されるか不安という訴えは絶えることなく、正規職員と差のある処遇の改善を求める声が強まっているといいます。住民の命と暮らしを支える自治体職員が安心して働き続ける制度にすることが必要ではないでしょうか。
昨年、自治労連による全国の自治体で働く会計年度任用職員の実態調査アンケートを2022年10月から実施をし、本市における調査は、かごしま自治労連が２月24日時点での中間集約をまとめているところです。多くの回答が寄せられています。
１つ目の質問ですが、会計年度任用職員は事務職以外にどのような職種についているのでしょうか、お尋ねいたします。
○山口太総務課長　ただいま御質問いただきましたことについて答弁いたします。
例えば私が所属しております総務課で申し上げれば、電話交換業務員でありますとか、マイクロバス運転等業務員あるいは交通安全専門指導員といった職種がございますし、その他で言えば、地域おこし協力隊員、あるいは例えば建設課関係で申し上げれば道路作業員、公園作業員、重機械運転手、あるいは教育委員会で申し上げれば特別支援教育支援員、学校司書業務員、そういった様々な職種がございます。
○８番豊留榮子議員　例えばこの一般事務職に就かれている方が、１年ごとの公募になるということで、その方はそのまま一般職に就いていられるんですか。
全国的に見てみると、様々なところに派遣されているという保育士であったり、看護師のほうに働きに行かされたりとか、いろいろな場面を今たくさん言われましたけれども。そういう目的といいますか、きちっと決められた改善ができているんでしょうか、お尋ねします。
○山口太総務課長　本市の会計年度任用職員の募集につきましては、募集する場合は、お知らせ

版が一番多いかと思いますけれども、一部広報紙やホームページでも募集をいたしております。
その募集の状況について答弁いたしますと、本市の会計年度任用職員の募集に当たりましては、職業安定法という法律がございます。その法律の第５条の３第１項に労働者の募集を行う者は、労働者の募集に当たっては、募集に応じて労働者になろうとする者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない旨、定められておりますので、本市におきましてもこの法律の規定に基づきまして、募集内容を明示して、会計年度任用職員の募集を実施しております。
また、会計年度任用職員の任用に当たりましては、労働基準法という法律がございますが、その第15条に使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないとされております。
またこの場合におきまして、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項その他の事項について、書面の交付によって行わなければならないとされております。
この規定につきましては、地方公共団体についても適用されておりますことから、会計年度任用職員の任用に当たりましては、先ほど申し上げましたように、就業の場所や従事すべき業務の内容などを明示した労働条件通知書という書面を交付するとともに、そこに明示いたしました業務内容に従事していただいておりますので、本市には、ただいま議員から御紹介がございましたような実態というものはございませんけれども、今後ともこの会計年度任用職員の募集、任用の手続に当たりましては、これらの法律の規定を踏まえて適切に対応してまいりたいとそのように考えております。
○８番豊留榮子議員　ありがとうございます。
全国的なものを見て私は質問していたんですけれども、広報を見てみますとその応募の仕方が載っていました。一般職、それとあともろもろの職種を募集していますということで、ちゃんと出ていました。ありがとうございます。
そういうことで、働きやすい職場づくり、せっかく皆さんアンケートの中にもお答えがあったんですけれども、仕事自体はね、すごく楽しいと。それをもっと充実させて働きたいというふうないろいろな回答がありましたけれども、皆さん働いてくださる方は、市民のために、市のために役に立つように一生懸命頑張っているんだなという気持ちが伝わってきました、アンケートの中で。
会計年度任用職員に対する交通費とか一時金など、きちっと保障されているんでしょうか、お尋ねいたします。
○山口太総務課長　会計年度任用職員制度では、１週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間と同一の時間であるフルタイムの会計年度任用職員と、常勤職員の勤務時間に比べて短い時間のパートタイム会計年度任用職員等がございますけれども、本市にはフルタイムの会計年度任用職員はおりませんので、パートタイムの会計年度任用職員の報酬等について御説明いたしますと、地方自治法第203条の２の規定によりまして、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とされておりますとともに、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、条例で定めなければならない。また、期末手当については条例で支給することができるとされております。この法律の規定に基づいて、本市では、枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則を制定しておりますが、この条例、規則の規定に基づきまして、パートタイムの会計年度任用職員には、いわゆる基本報酬、あとは勤務を命じることは大変少ないですけれども、時間外勤務あるいは休日勤務に係る報酬、あとは常勤職員の通勤手当に当たる通勤に係る費用弁償、そして期末手当を支給しております。
なお、通勤に係る費用弁償につきましては、基本的には常勤職員と同額でありますけれども、月の勤務日数別、いわゆる通勤回数別の支給額を定めております。10日以上勤務した場合は常

勤職員と同額でありますけれども、10日未満５日以上勤務した場合はその半額、５日未満１日以上勤務した場合はその４分の１の額を支給しております。

また、期末手当については、いわゆる基準日である６月１日と12月１日に在職する職員で、原則として任期が６か月以上であって、かつ週当たりの勤務時間が15時間30分以上である職員に対して支給しておりますが、支給割合や支給日については常勤職員と同じであります。

〇８番豊留榮子議員　はい、分かりました。それでは交通費や一時金などは、その都度これに合わせて保障はしているということですね。

次に、勤務がですね、今この１年ごとに切り替えるという制度なんですけれども、安心して働ける雇用の保障と抜本的な処遇改善が必要ではないかと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

〇山口太総務課長　会計年度任用職員の雇用の保障ということでございますけれども、会計年度任用職員は、先ほどからございますとおり任期を１会計年度内としておりますので、会計年度任用の職は１会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置づけられるべきものとされております。また、会計年度任用の職に就いていた者が、任期の終了後、再度、同一の職務内容の職に任用されるということはあり得るものでありますし、本市でもございますけれども、同じ職の任期が延長された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではございませんで、あくまでも新たな職に改めて任用されたものと整理されるべきものとされております。

ただいま申し上げたような考え方に基づきまして、再度の任用を行う場合でありましても、地方公務員の任用における成績主義あるいは平等取扱いの原則を踏まえまして、任期ごとに面接をして、そして人事評価による従前の勤務実績に基づいて、客観的な能力の実証を行いまして、当該職に従事する十分な能力を持った方を任用することが求められますことから、本市においてもちょうど今の時期になるわけなのですけれども、会計年度任用職員の再度の任用を行う場合は、そのような対応を行っております。

あと処遇改善についてですけれども、昨年12月20日に閣議決定されました令和４年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、会計年度任用職員への勤勉手当の支給について検討を行い、令和４年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされておりました。

これによりまして、先週３月３日に会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするための地方自治法改正案が閣議決定されました。その法案は、今の通常国会に提出されまして、2024年度、令和６年度からその制度が施行されることとされておりますので、本市におきましても、この法改正の動向には十分注視いたしまして、改正法が成立した場合には、所要の条例改正を行った上で、令和６年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給していくことになるものと考えております。

〇８番豊留榮子議員　３月３日に確定されたということですね。それは皆さん働くことにますます意欲を持って、会計年度任用職員の方であっても、職員と変わらないような働きぶりを発揮してくれることと思います。

また、事務職であったら特別だと思うんですね、事務職はずっと同じ仕事をされてきて、全部把握していると思うんですね。ですから、それを続けてやっていくってのはとても大事なことだと思うんですね。そういうことで、今度の決定がその任期とかそういうのもあるんでしょうか。この一定期間継続して職に就いてきた場合には、任期を定めない職員として働けるように、これはできるんでしょうか。

〇山口太総務課長　先ほど申し上げたとおり、会計年度任用の職というのは１会計年度ごとにその職の必要性が吟味されて、新たに設置された職ということで位置づけられますので、任期の延

長とか更新とかそういった考え方ではなくて、毎年度新たな職に改めて任用されたというふうに整理されるべき職というものになっております。

なお、先ほど再度の任用についても少し触れましたけれども、本市におきましては、いわゆるこの再度の任用については、国の期間業務職員というのがあるのですけれども、それについては平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえて、公募によらないで従前の勤務実績に基づく能力の実証によって再度の任用を行うことができるのは、同一の者について２回を限度とするよう努めるものとされているっていうことで、国からマニュアル等も示されているんですけれども、他の団体においても、いわゆる再度の任用は２回までということになりますと、この制度が令和２年度から開始されましたので、いわゆる再度の任用を２回行ったとして、いわゆる本年度末で再度の任用ができる期間が切れてしまうということになるわけなのですけれども、本市におきましては、これはいわゆる本市の地域の実情といいますか、募集を行っても応募者がなかなか少なかったりというそういう実情を踏まえまして、本市におきましては、原則として連続４回を限度とする取扱いとしております。

よって本市におきましては、再度の任用を４回行った会計年度任用職員については、いわゆる令和６年度中にまた募集をするという形になります。そしてまたその募集を行った際に、また同じ方が応募されて、また任用されるということは可能性があるということで申し上げておきます。

〇８番豊留榮子議員　連続４回を限度とするということですけれども、これは市独自で条例とかそういうのをつくって、働きたい方には年齢制限まで働いていいですよというような制度を市としては授ける考えはないでしょうか。そういうこともできるんじゃないかと思うんですけれども。

〇山口太総務課長　本市においては、再度の任用の回数の限度を４回としておりますけれども、また広く公募を行って募集に応じて応募していただくということもまた必要だと思いますし、それについては条例で再度任用の回数の限度を定めているわけではございませんけれども、本市はそのような取扱いをしていると。

また、先ほど申し上げたようにそれを２回を限度としている団体が多いので、今いろいろそういったことが新聞報道等でもされているところでございますけれども、そういったことで、現状は再度の任用回数の限度は４回までとして、令和６年度にはまた公募を行いまして、また働きたい方、意欲のある方には応募していただいて、また選考によって任用していくというそういう形を取っていきたいと現状考えております。

〇８番豊留榮子議員　今回は、会計年度任用職員の処遇改善について質問をさせていただきましたけれども、本市独自としてですね、この会計年度任用職員だけに頼っていくというのではなく、市の正規職員をきちっと把握しておく、どんどんどんどん削っていって応募を少なくしていくではなくて、これは会計年度任用職員の方の雇用も必要です。本職に就かれている方の体制もきちっと取っていってほしいことを要望しておきます。

次に、国民健康保険税の子供の均等割について質問してまいります。

国民健康保険ですが、事業者保険などと違う点があります。１つは、他の保険では、事業主と被保険者がそれぞれ負担をする部分がありますが、国民健康保険では、被保険者が全て負担しなければなりません。まず、国民健康保険に加入されている子育て中の世帯数をお聞きします。

〇西村祐一健康課長　ただいま御質問のありました国民健康保険に加入している子育て中の世帯数ということで答弁いたします。この答弁に当たりましては、子育て世帯中ということですので高校生以下の被保険者が属している世帯数についてお答えいたします。

令和５年２月１日時点におきます本市の国民健康保険加入世帯3,485世帯のうち、高校生以下の被保険者数及び属している世帯数につきましては、子供１人が属している世帯は78世帯、子供２人が属している世帯は62世帯、子供３人が属している世帯は33世帯、子供４人が属している世帯は４世帯、子供５人が属している世帯は２世帯となっております。合計で179世帯で、

3,485世帯に占める割合につきましては5.1％が高校生以下の子供が属している世帯でありまして、子供の数は合計で327人となっております。

○８番豊留榮子議員　この国保制度ですね、これがスタートして今半世紀が過ぎ、その間に国保加入者の状況は大きく変化しているといいます。1960年代は、国保加入世帯の構成は、４割超えが農林水産業、２から３割が自営業で、合わせて７割を占めていたといいますが、2020年度は、年金生活者などの無職が43.5％、非正規労働者が33.2％で、合わせて８割弱となっているといいます。

ちなみに同年度の農林水産業は2.3％、自営業は16.6％、かつては農業と自営業者の保険であった国保は、今では無職と非正規の保険になったといえるかと思うんですね。これをどのようにこの子育て世帯を支援していくのかっていうのがとても気になるんですけれども、何か策がありますか。

○西村祐一健康課長　国民健康保険につきましては、保険税と保険給付との相対的な対価関係を基本としつつ、被用者以外の国民に対する医療保障を確保する制度でありまして、我が国の医療保障体系の中核の一つをなす医療保険制度として、極めて重要な位置を占めている地域保険となっております。

国保税の子供世帯の軽減につきましては、令和４年４月から未就学児が属している全ての世帯につきまして均等割保険料の５割を公費により軽減しております。

この内容につきましては、それまで７割軽減でありました世帯につきましては、残りの３割の半分ですから、７割と1.5割を足して8.5割の均等割の軽減、５割の軽減であった世帯につきましては、５割の半分2.5割を足しまして7.5割の均等割軽減、２割軽減であった世帯につきましては、残りの８割の半分ですから４割を足しまして６割の均等割軽減、軽減なしであった世帯につきましては、５割の均等割の軽減となっております。

公費の負担割合につきましては、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１となっております。

○８番豊留榮子議員　そうですね、子供を本当に抱えている方たち、先ほどの質問の中にもありましたけれども、子供が増えるごとに国保税が上がっていくわけですよね。

それを県と国の補助で税金をちょっと下げよう、カバーしようという動きなんですけれども、例えばこの子供がですね、１人増えるごとに均等割が１人のところには１人分、大人と一緒なんですよね。１人として数えられて、国保税が上がって、本当に子育て世帯の暮らしを今圧迫している。この物価高の中で本当に苦しいという声を聞くんです。子供の均等割はついているなんて知らなかったっていうお母さんもいました。そういうことで計算されているんですよっていうふうに言ったら、びっくりしていましたけれども、子供の均等割そのものをもうなくしてほしいという声がたくさん上がっています。これについてはどうでしょうか。

○鮫島眞一税務課長　国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた応分の保険税の御負担をいただいております。その上で、所得の低い方には軽減措置を講じて、一定割合の御負担をいただく制度となっております。

子育て世帯につきましては、先ほども健康課長から答弁がありましたとおり、令和４年度から子育て世帯への経済的負担の観点から、未就学児を対象に所得制限をかけずに、広く未就学児がいる世帯に対し、低所得者の応益分軽減と併せ、一律に均等割を５割軽減する制度が導入されております。

また、全国市長会等におきましては、取りまとめた提言や要望で、対象年齢や軽減割合の拡大など制度の拡充を求めております。

現行制度の下、子供の均等割を廃止した場合、国等の財政支援措置の対象とならないことから、廃止による負担分を廃止対象とならないほかの被保険者が負うことになることや法定外繰入れの

増加要因となること、また県内で実施している市町村もないことから、子ども均等割の廃止につきましては、慎重な検討が必要であると考えます。

○８番豊留榮子議員　もう本当に国の制度の話を聞いていると、腹立ってきますよね。

税金を戦に、戦いに、戦争に向けて予算をたっぷりつけたり、住民が生きていくのにとっても必要なところには税金をちょっと削ってみたり。もう国のやり方は本当に、今の国政は本当にひどいなとつくづく感じます。何か補助をしているようなつもりでも、それが実際にはあまり住民には響いてこない。そういうところがあるんですよね。まして国保税の均等割、これは本当に皆さんに浸透していないところです。

もうこういう制度を本当になくしてくれと、地域の県内の自治体にも声をかけて国に要請をすべきじゃないでしょうか。市長どうでしょう。

○前田祝成市長　先ほど税務課長から答弁がありましたように、全国市長会としても国保制度につきましては様々な要望を出しているところでございます。

制度をやはりよくしていくということについては、積極的に自治体としても取り組まないといけない部分だとは思いますが、我が国の国民皆保険といいますか、保険制度については、非常に優れたものであるとは前提としてあると思います。そのあたりをしっかり見極めながら、私自身も判断していければと思います。

○８番豊留榮子議員　国保税についてはそういうことですけれども、枕崎の市民がですね、本当に安心して出産ができて、子育てができて、子育てをしながらお母さんが働くことができる。そういう豊かなですね、ほかから見ていて枕崎ってすごいね、子育てしやすいねとか言われたりして、みんなまた戻ってきたりとかですね、移住をされる方とかが増えるようなそういう活気のある枕崎市をぜひつくっていってほしいと思うところです。

私の質問はこれで終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後１時56分　休憩

午後２時５分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

［清水和弘議員　登壇］

○13番清水和弘議員　しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いします。

少子化・貧困対策について質問してまいります。岸田総理は、人材育成のイノベーションや児童手当について、異次元の少子化対策の具体化に向けスタートしました。児童手当の拡充、保育サービスの充実、働き方改革の主な議題を提示しております。

本市の人材育成イノベーションに取り組む考えについて、さらに多子世帯の経済負担を軽減するため、第２子は最大３万円、第３子は最大６万円の増額を訴えています。これらに対し本市の対応について、対象となる世帯数はどのぐらいいるのかをお伺いいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　まず、人材育成のイノベーションということですが、人材イノベーションについて岸田総理は、これまでの発言など文脈から想像しますと、比較的新しい分野であるデジタル、グリーン、ＤＸ、ＧＸに取り組む人材のことをイノベーション人材と定義されているようですが、私、施政方針でも申し上げたように、組織での地位や立場に関係なくリーダーシップを発揮して課題解決に取り組める人材、そして状況の変化に対応する機敏性、適応性とスピード感を持った人材を育成するそういう必要性は認識しているところです。

ただ、人材育成、人材確保に、まず組織としてしっかりと取り組むことが肝要ではないかなと

考えているところです。
　そして、児童手当についてです。児童手当は父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としております。
　現在の支給額は、３歳未満の児童は一律月額１万5,000円、３歳から小学校終了前の第１子・第２子及び中学生は一律月額１万円、３歳から小学校修了前の第３子以降は、一律月額１万5,000円となっています。また多子世帯数等については、担当課長が答弁いたします。
○福永賢一福祉課長　本年２月、支給時点の児童手当は、1,732人の児童を対象に946世帯に支給しております。このうち第１子が765人、第２子が655人、第３子以降が312人となっております。
　なお、公務員の児童手当は勤務先で支給されておりますので、説明した児童数や世帯数には含まれておりません。
○13番清水和弘議員　次にですね、日本人常用労働者の１人平均月間給与額を調べたんですけどね、ここに1997年頃から2007年頃までは減少、その後はほぼ横ばいで推移しています。2023年１月19日新聞報道の経団連春闘指針によると、物価の上昇を考慮し、中小企業の賃上げ、環境整備が必要と指摘されております。このような状況を受け、本市はどのような対応を取っているのか。本市住民の生活環境に与える影響を考慮して対応すべきと考えますが、どうでしょうか。
○鮫島寿文水産商工課長　物価上昇の中、賃上げは住民の生活水準の維持・向上や消費拡大による景気の好循環や人材の流出防止など、様々な効果が期待されると認識しておりますが、全国の企業数の９割、雇用の７割を占めている中小企業においては、仕入れコストの増加分を価格転嫁できていないなど厳しい経営環境にあり、賃上げについては余力がないといった企業もあるところです。
　本市の状況を申し上げますと、もともと財務基盤が脆弱な零細企業が多い中で、コロナ禍で売上げが減少し、物価上昇による原材料やエネルギー価格の高騰が業績回復の足かせとなり収益が悪化し、経営体力が落ちている事業所が多く、恒常的なコスト上昇となる賃金の引上げについては経営負担が大きいと伺っております。
　そうした中ではありますが、人材確保の観点も含めて、初任給のアップと基本給を底上げするベースアップについても段階的に取り組むことを検討している企業や、物価高騰への対応として、既にインフレ手当を支給した企業もあります。
　国には生産性向上や賃上げの好循環に向けた一層の政策の推進が求められるところではありますが、市としましては、国が整備しました中小企業の賃上げを支援する税制、中小企業向け賃上げ促進税制や業務改善助成金やキャリアアップ助成金の補助金の活用について、まずは周知をしてまいりたいと考えております。
　加えまして、企業や事業所が賃金の原資となる収益を上げていくことが必要であると考えており、そのためには、適正な価格転嫁の実現、生産性の向上、付加価値向上を含めた差別化戦略、この３つが重要かと思っております。
　価格転嫁につきましては取引先、相手方もあることですから容易に解決できるものではありませんが、市としましても、生産性向上や差別化、ブランド化などの事業再構築の取組を支援し、市内で生産される商品やサービスの付加価値の向上や、枕崎の地域としてのブランド化などに取り組み、企業が賃金引上げの原資を稼げる、賃金アップしやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。
　また、労働局や県と連携し、経営者等に対し、人材確保の観点からも賃上げを含めた雇用環境改善の必要性について理解を求めていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員　水産商工課長がですよ、生産性を向上すると答弁がありました。また、地域ブランドを上げるということなんですけど、具体的にはどういうことなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長　生産性向上の取組につきましては、ここ二、三年、水産加工業の製造業におきまして、ＨＡＣＣＰ対応、高度衛生管理等も含めた衛生基準に対応した施設整備において製造の施設整備を行っております。そうしたことで商品の付加価値が上がり、輸出を含めた価格上昇に向けた取組が進んでいると思っております。また、国のものづくり補助金、そういったものを活用して生産性を上げている事業者もございます。

また、枕崎の魅力発信ということでは、今年度も新規事業としまして枕崎の魅力ブランディング事業ということで、県内のホテルで開催されます枕崎産の食材を使用したメニューを提供する地域フェア等を通じまして枕崎のブランド力といいますか、そういった地域の地場産品の魅力を発信してまいりたいと思っております。

そういった事業を含めまして、市としても枕崎の企業の皆さんが少しでも企業価値を高めて、商品価値を高めて物が販売できるようなまたサービスを提供できるようなことにつきまして、支援をしてまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員　私もこの生産性が向上することを祈っておりますよ。

次にですね、鹿児島県のデータでは2013年の貧困率は14.3％、2020年の子供の貧困率は20.6％、全国３位になっております。

2013年度から枕崎市の子供貧困率はどのような推移になっているのか。また、子供の貧困率がその家族や子供の将来に与える影響をどのように判断しているのかをお尋ねします。

○福永賢一福祉課長　厚生労働省が実施している国民生活基礎調査の2019年調査の概況によりますと、2018年の新基準での貧困線、等価可処分所得の中央値の半分は124万円となっておりまして、相対的貧困率、いわゆる貧困線に満たない世帯員の割合は15.7％となっております。また、17歳以下の子供になりますが、子供の貧困率は14.0％となっております。

この国民生活基礎調査につきましては、抽出された対象地域のみの調査であり、この年の本市の調査対象地域は、国勢調査の248地区のうちの２地区のみで、今年度の国民生活基礎調査においては本市での調査対象地域はありませんでした。そもそもこの国民生活基礎調査における都道府県ごとや市町村ごとの集計はされておりませんので、本市の正確な貧困率については把握しておりません。

しかしながら、平成30年度に本市で実施した子育て世代の生活状況等に関するアンケート調査において、年間の世帯収入の設問と世帯人数の設問から簡易的に算出して、2015年の国民生活基礎調査における貧困線の122万円で区分した相対的貧困率は16.6％と、調査分析の違いはありますが、全国より高い水準の結果となりました。

子供の貧困率がその家族や子供の将来に与える影響につきましては、自己肯定感の低下や教育格差などによりまして、貧困の連鎖が懸念されます。これに対しまして本市では、生活困窮世帯の子供の学習・生活支援事業を実施しており、現在９世帯13人の児童生徒が利用しております。

○13番清水和弘議員　私がですね、この質問をしたのはこの貧困の連鎖、これが一番怖いわけなんですよね。そういうことで、市もこういうのを未然に防ぐことはできませんけど、できるだけ防ぐような対応をしていただきたい、お願いしておきます。

次にですね、貧困に対し鹿児島県は、かごしま子ども未来プラン2020を策定、令和２年から令和６年度を計画期間として、この計画は少子化対策や子ども・子育て支援、母子家庭対策などに関する施策を総合的に推進するとなっております。これらに対し、本市の対策と効果はどうなっとるんですか。

○福永賢一福祉課長　鹿児島県が策定した子ども未来プラン2020は、子ども・子育て支援法の規定に基づく鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画であり、子供の貧困対策の推進に関する

法律に基づく子供の貧困対策計画を包含しております。
　本市でこれに値する計画は、現在第２期を推進しておりますが、枕崎市子ども・子育て支援事業計画になり、県と同様、子供の貧困対策計画を包含しております。
　計画のうち、子供の貧困対策に関する内容としましては、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を講じていくことや、子供の将来だけでなく、現在についても子供の最善の利益を優先し対策を推進する必要があることから、生活困窮者家計改善支援事業など家庭に対する生活の支援や、先ほど述べた子供に対する学習の支援、保育料負担軽減や医療費助成事業などの経済的な支援の充実を推進しているところです。これらの効果については明確な数字では表すことができませんが、支援を必要とする子供や家庭に対して、しっかり対応できているものと思っております。
○13番清水和弘議員　私はですね、少子化が本市で大分進んでいるわけなんですけどね、この少子化の原因っていうのは稼ぐ世代の手取り収入が少ないんじゃないかと思うんですよ。このことについてはどう思いますか、対応等をお願いします。
○鮫島寿文水産商工課長　賃金の上昇というのが、実質賃金含めて1990年代から2022年ぐらいまでＯＥＣＤの中でも、日本は少し上昇率が横ばいといいますか悪い中でそういった報道をされておりますが、実際は若年層20代、30代の賃金につきましては、一定の賃金がアップされております。
　そして、40代、50代の賃金については、企業の中で、また官公庁においても高年齢者の給与の抑制ということで伸びが悪いようです。
　そうした平均値で、現在、1990年あたりから今現状の2022年までは賃金の伸びが低いということになっておりますが、実際は、若年層20代、30代においては、月額給料等も以前とすると上がってきていると思っております。
　市内におきましても、先ほど申し上げました人材確保の観点で、やはり若い方を確保したいということで、企業も初任給等を幾らか上げて、令和４年のハローワークの募集状況を見ますと月額給料等も上がってきているのではないかと考えております。
○13番清水和弘議員　今の水産商工課長の答弁は私、ちょっと納得いかないんですけどね。鹿児島県のですね、この最近の貧困率、これ20.6％。日本で３位なんですよ。枕崎はどうなっとるんですかね、この貧困率についてどのような状況と判断していますか。

［傍聴席で話す者あり］

○永野慶一郎議長　すみません、お静かにお願いします。
○福永賢一福祉課長　先ほども答弁いたしましたが、貧困率を示す調査として国民生活基礎調査がございますが、これは全国の数値でございまして、市町村や都道府県ごとの実態については発表がされておりませんので、そういった順位については、申し訳ありませんが承知しておりません。
○13番清水和弘議員　先ほどそのような答弁をしたから私は質問したんですよ。本市で独自にやろうとか、市長が先頭に立ってそういう話合いはなかったんですか。貧困率をこのままの状況を維持じゃないですよ、まだ悪くなる可能性もある。これ以上の貧困率を防ぐために、庁内、皆さんで対策を討論したことはないんですか。
○前田祝成市長　特に貧困率にフォーカスしてということではなくて、施政方針でも申し上げておりますが、昨年来、やはり少子化対策が本市の一番の課題ではないかということで、皆さん、職員で情報を共有しています。それに対して、新年度の当初の中で何をすべきかというところを、今回示させていただいているところです。
　先ほど水産商工課長からもございました。やはり、若者を中心としたところの有効求人である

とか、失業率であるとかというのは非常に重要な指標だと認識してございます。
午前中の答弁でも申し上げましたが、全国的にというか、国内的にマクロの政策の中で、やはり失業率を抑えていくというのは非常に重要なことかなと考えてございます。その中で、ここ数年といいますか、昨年からインフレ傾向になっておりますので、かなり失業率という部分については雇用が改善されていく方向にトレンドとしてあるんだろうなと、流れとしてあるんだろうなと思っています。
ただそれが、地方までどれだけの時間差で及ぶかというところもしっかり見ていかないといけませんし、そのあたりの細かな指標については特に水産商工課を中心に抑えながら、しっかり本市として取るべき施策というのは取っていかないといけないなと考えております。
○13番清水和弘議員　私は議員をして10年ちょっとなんですけどね。枕崎はやろうと思えばできるんですよ。ところが、私に言わせたら、行政職員の努力が足りない。もうちょっとやる気が見えない。これは指摘しておきます。
それとですね、保育サービスについて、昨年度は通園バスの園児置き去りや保育所での虐待など痛ましい事故がありました。国の基準は、４、５歳児30人に対し保育士が１人だそうです。このような状況を本市はどのように思いますか。
○前田祝成市長　今の議員からの御指摘ですが、枕崎は本当にいろいろなポテンシャルがあるということについては、当然、共有したいと思います。
先ほど水産商工課長からもございましたが、いろいろなブランド施策についても、枕崎の強みを発信していくということについては、是非、全庁的にさらに取り組んでいきたいと思います。
人材育成に関して職員の努力という部分については、それはもう私に当然責任がございますので、しっかりと人材育成についても冒頭の答弁でも申し上げましたが、取り組んでいくということで、今回施政方針でも示させていただいておりますので、そこについては努力してまいりたいと思います。
○福永賢一福祉課長　本市には保育所が５か所、認定こども園が２か所ありますが、各施設は年齢ごとの利用定員を定めておりまして、利用児童数に応じた必要な数の保育士を確保しております。具体的には、本年度４月１日における入所児童数に応じた最低基準の保育士数は市全体で40人必要とされましたが、各施設で従事する保育士の総数は、常勤非常勤合わせて109人でありました。
○13番清水和弘議員　次に、未就園時の子供は無園児と呼ばれるそうです。周りのサポートがなければ孤立し、虐待のリスクも高まるおそれがあるとあります。保育所や幼稚園に通っていない子供の数についてお伺いいたします。
○福永賢一福祉課長　昨年９月厚生労働省から鹿児島県を通じて、６月１日時点で住民票があるものの、乳幼児健診等の未受診者や、未就園、不就学等で、福祉サービス等の利用をしていないなど、関係機関が状況を把握できていない子供の状況把握の実施依頼がありまして、健康課、福祉課、学校教育課が連携して状況を確認し、11月に県へ報告いたしました。
対象児童小学生以下ゼロ歳児までの1,511人のうち、小学生は861人で、就学していない児童はいませんでした。また、未就学児650人のうち保育所や幼稚園等に通っていない未就園児は125人いましたが、その後６月２日以降の保育所の入所や健診、あるいは子ども医療費での病院受診把握などにより、全ての児童の状況確認ができているところです。
○13番清水和弘議員　未就園児が125名だったですかね。やっぱりこういう人たちへの手当も忘れないようにお願いしときます。
次にですね、現在子供の出生数が減少し、桜山小学校や別府小学校の１年生はそれぞれ16人から17人だそうです。この状況では、団体競技など難しくなると私は考えております。
今後、行政としてどのように対処し、対策を考えているのかですね、また別府小学校や桜山小

学校への今後の入学児童の状況はどのようになっているんですか。
○中村克己学校教育課長　別府小学校の１年生の児童数につきましては、令和３年度が23名、令和４年度が14名、令和５年度が18名の予定でございます。その後、徐々に減少傾向にあります。

桜山小学校の１年生の児童数につきましては、令和３年度が22名、令和４年度が20名、令和５年度が24名の予定で、その後も30人から20人前後で推移する予定でございます。
○13番清水和弘議員　子供が減少していくことでですよ、私はこの教室内の子供の数は少ないほうが勉強するためには効果が出るんじゃないかと思いますけど、その辺はどう考えますか。何人が適正な生徒数だと思いますか、正当だと思いますか。
○中村克己学校教育課長　現在、文部科学省が進めていますのは、１学年35名の生徒で進んでおります。来年度の４年生まで35名学級ということで、小学校におきましては１クラス35名程度が適任の学級ではないかと進めているところでございます。また、子供たちが一人一人に丁寧に対応するためには、やはり少人数学級のほうが子供たちにとっては非常にいい環境であるかと考えているところでございます。
○13番清水和弘議員　今課長が言われましたけど、私は学問的にはいいと思うんですよね。スポーツする場合に、この人数で、例えば野球とかサッカーですよ。私はちょっとほかの学校に遠征に行くとかでないと、こういうゲームはできないんじゃないかと思うんですね。

次に移ります。

本市は、このリニューアルした市営野球場を利用し、大学生の野球練習など実施しているようです。本市には、少年野球クラブもあります。大学生や高校生など練習状況を見学することで、野球少年に与える影響は私は大きいと思います。これまで少年野球をしている子供たちへの手ほどきをしたことがあるのかですね、どうなんですか。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　１月に入り春季スポーツ合宿がスタートし、市営野球場では高校や大学の硬式野球部が強化合宿を実施しております。観覧については入場の制限をすることなく、自由に見学していただいております。

現在合宿中の筑波大学硬式野球部が、先日３月４日土曜日になりますが子供たちに野球教室を開催しております。
○13番清水和弘議員　次にですね、最近枕崎市野営球場もリニューアルしてですね、交流人口が私は増えているんじゃないかと、こういうことで経済効果が私は大分出てきているんじゃないかと思うんですね。さらにですね、経済効果を上げるため、今まで以上の対応が必要と考えるが、この点についてはどう考えておりますか。

またですね、他自治体では特産品を贈呈するなど実施しているんですね。本市はこのような考えはありませんか。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　市営野球場をリニューアルしまして４月以降、野球以外にも多目的な施設ということで多くの観覧、観客をいただいております。多目的ということで、総合文化祭、芸能祭などの文化的なイベントも開催して利用者の実績を上げているところであります。

経済効果ということの御質問でございますが、特にこういった算出はしておりませんが、特におっしゃられるスポーツ合宿については、選手たちが市内に宿泊されたりとか、そして市外からも観客が多く来られて、本市に及ぼす経済効果はかなり高いものと考えているところであります。

特産品の贈呈につきましては、１月に入って韓国のチョンダム高校に来ていただいたり、仙台育英高校、そして現在、先ほども申しましたが、筑波大学の硬式野球に来ていただいております。それぞれにつきまして、本市特産品の贈呈を実施しております。
○13番清水和弘議員　今、課長からも報告ありましたけどね。私は交流人口が増えることによ

ってですね、こういった枕崎の特産品を贈呈すること、これ非常にありがたいことだと思うんですよ。枕崎の活性化につながるんですね、こういうのは。

そしてまた、あまり言いたくはないんですけれども、市長がこうして頑張って野球場をリニューアルしてくれた、このおかげかもしれません。ちょっとだけ褒めておきます。

次にですね、枕崎市の2040年度の年少人口は6,165人、生産年齢人口は7,118人、総人口は１万4,572人と推定されております。このような状況は、本市行政運営規模も縮小すると考えます。どのような影響が出ると判断していますか。

またですね、現在、本市が実施している少子化対策の効果による2040年度の枕崎市の将来人口をどのように判断していますか。

○田代勝義企画調整課参事　まず、本市の2040年時点における人口推計について申し上げます。

枕崎市人口ビジョンにおきまして、将来的なあるべき姿としまして、人口を１万4,730人、年少人口1,753人、生産年齢人口6,790人、老年人口6,187人と推計をしております。

少子高齢化における生産年齢人口の減少は、労働力不足による地域経済活動の規模縮小につながり、結果としてまちの活力が失われていくことや、支え手が減少する中で、社会保障費の維持も困難となるおそれもあることから、本市の行財政運営に与える影響も大きいものと捉えております。

このようなことから、将来に向けた年少人口及び生産年齢人口の減少を抑制するためには、国を挙げて取り組むべきものと考えておりますので、国の新たな子育て関連支援策と併せまして、引き続き本市としましても第２期地方創生総合戦略に掲げた施策の着実な推進に努めていきたいと考えているところです。

○13番清水和弘議員　それぞれの自治体はですよ、それぞれの自治体の力で頑張って国任せにしとる場合じゃないと思いますよ。

次にですね、女性管理職について質問します。2022年度の鹿児島県内43市町村の女性管理職の割合は4.9％になっておるようです。

本市の場合、女性職員は入庁時からですね、法律事務関係職や財務関係職などの勤務経験が少ないのではないかと私は思っています。本市の女性職員には優秀な職員も多数存在していることでありますからですね、今後は他市に負けないよう女性管理職登用をお願いしたいと思いますけど、市長はどう思いますか。

○前田祝成市長　まず、先ほどの企画調整課参事の答弁にちょっと重ねて話をしますが、国任せにしているということではなくて、国は国として経済政策を含めて少子化対策をやると言っている、岸田首相が表明されているわけで、そのあたりをしっかり見極めながら、本市としての施策というのは当然やっていきます。

先ほどから重なる答弁になるかもしれませんが、やはり本市の強みである産業競争力をしっかりと強めていくということ、そして若い人たちがしっかりと働ける環境をつくっていくということが重要であると認識してございますので、そこについてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

女性管理職につきましては、当然、女性の活躍の場というのは必要でありますし、私としても是非、男女関係なく活躍していただきたいと思っておりますので、そこについては過去にも答弁しておりますが、やはり女性の管理職登用ということについては意識をしっかり持って努めていきたい。そのためにも、やはり先ほどから申し上げております人材育成についても男女関係なくしっかりとやっていきたいと思います。

○13番清水和弘議員　次にですね、枕崎市の稼ぐ力の向上について質問してまいります。

枕崎市の場合、魅力ある地域資源、ポテンシャルを豊富に有しております。私はこのようなことが本当自信になっとるんですね、枕崎の人間として。これらをさらに磨き、地域特性を生かし

た南の玄関口として発展できると考えます。

これまで本市の稼ぐ力は、一部の住民の個の収益のために活動してきた結果が現在の今を表していると言っても過言ではないと私は思っています。富は皆に分配することが自治体の責任ある仕事と考えます。

今後は、若者が生活維持できる程度の雇用の場を提供していただきたい。結果として、本市発展に寄与できると思いますが、この辺についてはどう思いますか。――答弁なかったらもう時間がないですからね、私、次に行きますよ。

○永野慶一郎議長　通告はされていますか。（「はい」と言う者あり）通告はされているの。答弁できますか。

○田代勝義企画調整課参事　枕崎の稼ぐ力の向上につきましてということで、これらについて今、本市が取り組んでおります火之神地区の活用方法、そういったものを含めながら、今後、そこの利活用につきまして様々な可能性も残されていると思いますので、それらについてまた具体的な土地利用の考え方も整理しまして、また引き続き枕崎の稼ぐ力の向上につながるように努めていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員　火之神地区のこの８ヘクタールの空き地利用についてですね、本市住民の雇用に大きく貢献できると私は信じています。またここにですね、若者の雇用が発生し、居住者も増加することは予想されると信じております。この地域を商業施設にすることで交流人口の増加につながるということが予想されます。この地域における今後の活用についてどのように考えておるのかですね。

○田代勝義企画調整課参事　午前中の質問に対する答弁と重なりますが、火之神地区の当該土地につきましては、この土地を有効的に活用することで、地域の活性化や関係人口の創出・拡大につながるなど、様々な地域課題の解決に向けた大きなポテンシャルを秘めていると考えております。

これらの土地につきまして、その地域を商業施設にすることで、多くの関係人口の増加につながることも想定されます。この当該土地の利活用につきましては、また質問者がおっしゃるような若者の雇用、移住定住など、そういった関係人口の増加につながるような土地の利活用ができるように引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員　次に、火之神公園に足湯の設置や温泉施設設置でですね、交流人口のさらなる増加することを私は予想しているんですね。これまで私の質問についてですね、行政側の答弁は、付近には温泉は沸いていないという答弁をしてきました。実際、火之神地区にはですね、50度前後の温泉水があります。また、別府地区にはこの40度近い温泉が沸いている状況なんです。行政として、調査したことはあるのか。以前質問したときは、そういうのはないということだったんですよね。最近はこの辺については調査しておるんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長　本市行政において、火之神公園内で温泉が出るか否かの調査をしたことはございません。

火之神地区で温泉施設を有する事業者に、平成30年頃と令和３年頃、温泉施設の維持管理等の状況について聞き取りをしておりましたが、先月も私のほうで現在の状況についてお話を伺ったところです。

その内容としましては、地下から温泉をくみ上げる掘削工事等の初期投資費用が高額であったということや、ポンプや送水配管等の維持管理に要する経費がかさんでいる。それと、現在は故障し修理費用が多額で復旧のめどが立っていないと、大変苦慮しているとのことでした。現在は温泉施設は休止していると伺っております。これらの要因といいますのが、やはり泉質等そういったものが影響しているということでございました。

議員がおっしゃるとおり、火之神公園に足湯などの温泉施設が整備されれば、自然景観に加え、

より魅力が高まるとは思いますが、先ほど申し上げました温泉掘削費用等のイニシャルコストや、定期的なポンプの取替え、配管維持管理等のランニングコスト等を考えますと、まだまだ課題が多いのかなと思っております。

現在、市で公園内に足湯等の整備を行うことは難しいのではないかと考えているところです。

○13番清水和弘議員　私は鹿大の考古学の先生だった人に聞いたとき、枕崎の場合は源泉が２か所から来とるということで、大概どこを掘っても温泉は出ますよということを言われてですね、以前、火之神公園内に足湯の設置を提案したことがあるんですよ。ところがそのとき当局の答弁は、枕崎には温泉はありませんよと。温泉っていうのは、結局、源泉が20度以上あればいいわけなんですね。そういう状況を把握していて、当局は私にああいった答弁をしたのかですね。やる気がない。私から見たらですね。せっかくこの別府地区でも40度近い温泉が沸いとるんですよ。

私は今回、新しく火之神地区にですね、温泉を掘り当ててそういうことを活用したらですよ、交流人口が増えると思うんですよ。市長は温泉施設を造ることにはどうなんですか。

○前田祝成市長　今、水産商工課長から答弁もございましたが、火之神地区の活用につきましては、幅広く市民の皆様あるいは専門家等意見を聞きながら、当然、職員も含めて検討していきたいと思います。ただ、行政として温泉施設を造るというのは、なかなか現実的ではないのかなと思いますが、例えば午前中にお話もありましたが、民間のそういう開発者が来られる可能性もないとは言えないですので、そのあたりはしっかり、幅広く可能性を探っていきたいなと思っています。

○13番清水和弘議員　私はせっかく源泉があるわけですからね、なぜこれを利用しないのか腑に落ちない。ただ、今自分の生活さえよければいいという考えだと私は思いますよ。将来的な子供たちのですね、生活環境も考えた場合、我々先輩としては子供たちに負の財産を残さないように、活用できるような財産を残す、これがやっぱり我々先輩としての責任だと私は思うんですよ。

そういうことを考えた場合、この火之神地区に温泉施設を造ることによってですね、それでまた今回、これから言いますけど、永江養豚跡地活用、これにもつながると思うんですよ、私は。それとあわせたときに、この温泉施設というのは開発すべきだと思うんですよ。もう一回市長お願いします。

○前田祝成市長　繰り返しになりますが、先ほども答弁がございましたが、温泉施設を現在、足湯等の整備を市が行うというのは難しいと考えてございます。

先ほど子供たちに負の財産を残さないということにつきましては、当然そういうことは考えるといいますか、そういう方針で進めないといけないですし、将来世代に対してしっかりと価値のあるものを残していくというスタンスで、今回の火之神地区の土地活用についても検討を進めてまいりたいと思います。

○13番清水和弘議員　次にですね、以前も質問していますけどね、三島村との交流について質問します。

これまで前市政、そして前田市政にも質問してきました。ことごとく私は反対しているんじゃないかと思います。本市行政の在り方は、一部住民のための行政運営と言わざるを得ないと先ほども言いましたけど、思っているんです。

三島村と交流することでですね、観光旅行者、また、それによる交流人口は増加し、本市の行政運営にも大きなプラス効果があると私は思うんですよ。この三島村との交流について、今後どのように考えていますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　これまでも同様の御質問にお答えしておりますが、三島村との交流により、本市が約２万人の人口、そして三島村が約400人の人口と、人口的には小規模な市町村同士ではございますが、歴史的なつながりが深い三島村と本市の交流の機会が今まで以

上に増加していくことで、相互の交流人口、関係人口の増加につながっていくものと見込まれます。また、新しい物流などの流れが生まれていくことも想定されますので、互いの地域の経済活性化に資するものと考えております。

一方で、漁港の東側岸壁を利用している事業者との調整が課題となっているところでございます。

○13番清水和弘議員　今、企画調整係長からの話がありましたけどね、前回もこの岸壁利用者との話合いがついてないということでしたよね。市長はそのように答弁したと思うんですけど。

今、あそこを利用しているの関係者との話合いはどのような状況になっとんですか。

○鮫島寿文水産商工課長　現在、東側岸壁につきましては、数社の事業所が砕石や鉱石等の利用で野積場を含めて岸壁も利用しております。そこにつきましては、以前も答弁申し上げたと思うんですが、岸壁の利用が非常に多い状況がございます。そういった中で、事業者間との調整というのは現在、行っていないところです。

○13番清水和弘議員　前回はたしか場所の関係、会社名は言いませんけど利用している経営者との話合いもするようなことを市長は答弁されとるんですね。だから、私はその後の進捗状況を今日聞こうかと思って今質問しとるんですよ。

○前田祝成市長　議員の、三島村との最初の御質問の中で交流というお話があったかと思います。それにつきましては、先ほど企画調整係長が答弁したところです。

交流については、非常に重要であると考えてございます。三島村との歴史的な関係もございますし、小中学生をはじめ若い世代の交流も進めていくということを念頭にやっておりますので、そこはしっかりやっていきたい。そして、いろんなイベント等についてもしっかりやっていきたいと考えてございます。

東側岸壁の利用ということで答弁をしたところですが、今質問者からございました東側岸壁を利用されている事業者との意見交換というのは、実際私やっております。実際、企業との意見交換もやっておりまして、今の状況というのは把握しているところでございます。その状況については、先ほど水産商工課長からあったような状況でございます。

○13番清水和弘議員　関係者との話合いについては、この進捗状況についてですね、将来を期待していいのかどうか、どうなんですか。

○鮫島寿文水産商工課長　今、企画調整課、それと水産商工課では会議をもって調整ということはしておりませんが、市長から先ほど答弁がありましたとおり、個々に意見をいただいているということで伺っているところでした。

現在の状況を申し上げますと、岸壁の長さが260メートルほどありまして、鉱石や砂などの運搬船、それとフェリーみしまとの同時停泊、縦列も可能な状況であります。

岸壁の利用状況が、令和３年度で225隻の船舶が利用して、停泊延べ日数は352日ありました。令和４年度につきましては、令和５年２月20日現在ですが、延べで213隻、停泊延べ日数は355日ということで、昨年を上回る利用実績となっているところです。こういったことで、岸壁の利用状況については年々利用が増しているところです。

枕崎漁港を含めた近隣の漁港整備もある中で、野積場でありますとか、作業ヤードの需要が増加しているところです。以前、議会でもお答えしました野積場の南側の旧全漁連のタンクがあったところもですね、そういった敷地も、今現在、離岸堤の作業ヤードということで、波消しブロックの製作ヤードになっております。そうしたことで、工事車両等も多く交通量が増しているところであります。

また、特定目的岸壁ということで、こういった鉱石船やフェリーみしまも含めまして、ほかにも観光庁の船、海上保安庁や税関の船も入ってきますが、そういった中で船舶の航行プラス陸上での作業、旅客の乗降など、安全かつ円滑に利用できるような十分な協議調整が必要と考えてお

ります。

市長のほうでそういった今現在使っている数社の事業所とも意見を交換されておりますので、十分な協議・調整を図りながら、関係方面の理解を得ていこうかと思っております。

先日の南日本新聞でも、地元の春日鉱山社長のコメントがありましたとおり、枕崎漁港は漁港でありますが、港の活用については、そういった鉱石船、いろんなものも利用もできますし、また、議員がおっしゃいますフェリーみしま、そういったことも利用可能な港になっておりますので、しっかりと調整をして、皆さんの理解を図っていきたいと考えております。

○13番清水和弘議員　今、担当課はですよ、岸壁の長さこれ言いましたけどね、250メーターある。そしたら、今あそこにつけとる船は大体60メートルですよ、最大ですね、長さ。そうなった場合、みしまが70メートルぐらいあると思うんですね。あそこには３倍ぐらいつけられるんですよ。スペースはゆっくりあるわけなんですよね。そういうことや、また枕崎への交流人口を考えた場合、そしてまた枕崎への経済効果を考えた場合、このフェリーみしまの本市入港はですね、前向きといいますか、もう必ずやらなければならないと私は思っています。

そのことをお願いして、私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後３時５分　休憩

午後３時14分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

［立石幸徳議員　登壇］

○９番立石幸徳議員　通告に従い一般質問をいたします。

燃ゆる感動かごしま国体と燃ゆる感動かごしま大会は、令和２年に開催することになっておりましたが、新型コロナウイルス感染症のため３年間延期されました。

いよいよ本年10月に10月７日から17日まで特別国民体育大会、10月28日から10月30日までが特別全国障害者スポーツ大会として鹿児島県にやってまいります。

コロナ禍からの再生と飛躍を象徴するスポーツ大会を目指し、県民はもとより全国の皆様にとってもすばらしい思い出に残る希望に満ちた大会となるよう、県民運動が取り組まれております。

県民運動を基本目標として、全国から来県する参加者を真心の籠ったおもてなしで歓迎することが打ち出されております。

本市の対応として、特に郷土料理、特産品でもてなす取組はどのようになっているのか。味のまち枕崎を標榜する地域として、これからの準備体制をどのように考えているのか、最初にお尋ねいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　かごしま国体準備体制について答弁させていただきたいと思います。

今議員からもございました、令和２年の開催が延期になりました特別国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体は10月７日から17日まで、特別全国障害者スポーツ大会燃ゆる感動かごしま大会は10月28日から30日まで、「熱い鼓動　風は南から」をスローガンに開催されることとなっております。

県では、オール鹿児島で、かごしま国体・かごしま大会を盛り上げようと、県民運動の基本目標の一つ、全国から来県する参加者を真心の籠ったおもてなしで歓迎するとして掲げてございます。

質問にございました県及び本市の取組について、こちらにつきましては担当課長が説明させていただきます。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　県から、全県的な運動の推進として、総合開閉会式の会場地、鴨池公園において、おもてなし広場（愛称：ぐりぶー広場）出店の意向調査が昨年の８月にありました。本市としても、出店を希望する旨を伝えたところであります。

また、本市の開催種目であります、なぎなた競技の会場、市総合体育館の敷地において、10月14日から16日までの競技期間、おもてなしのコーナーを設けたり、本市の食材を使った弁当を提供するなどしたりして本市の魅力を発信する計画でございます。

令和元年度の５月に本市総合体育館で開催された国体なぎなた競技リハーサル大会、第60回都道府県対抗なぎなた大会では、総合体育館前駐車場に特設のおもてなしコーナーを設け、枕崎かつお船人めしや茶節、カツオの腹皮の唐揚げ、ドリンクを提供いたしました。

現時点では、生食の提供ができないなど具体的な取組については不透明で、今後、国が示す燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナ感染防止対策ガイドラインの改訂に従って対応していきたいと考えております。

それを受け、４月18日に予定しております枕崎市実行委員会第８回総会をえて、広報・市民運動専門委員会を開催し、広報に関すること、市民運動に関すること、おもてなしに関すること、観光、物産及び歓迎装飾に関することなど具体的に検討し、本市ならではの特色を生かした取組を推進してまいります。

○９番立石幸徳議員　私自身ですね、50年ほど前の前回のかごしま国体、その開会式会場横で本市のかつおぶしを中心とした物産を販売した記憶がございますので、あの時の本当に喜びといいましょうか、やっぱり全国からいろんな方が集まると、もうそれだけでも胸がわくわくする、そういったことがもう一回できるんだなと。

今回、国民体育大会という名称は、今度のかごしま国体でやっとといいましょうか、次年度からは、国民スポーツ大会と名称も変わるみたいですけど、本当にすばらしい大会になってほしいと思います。

それで、もう少し具体的にですね、県民運動の目標のもう一つに、街並みを花いっぱいにし、清掃活動やクリーンアップ運動への市民参加を募るボランティアとかですね、ここでは両大会、２つの大会ですね、大会の推奨花、推薦をする花を県のほうで決めているみたいなんです。

その花をですね、本市はなぎなた会場、競技会場や沿道、学校、公民館等の身近な施設を花で飾りましょうということで13種類の花を県は勧めているんですけど、本市の場合はこの部分はどのような花を検討されているのかですね。

それから、この両大会の開催に向けて、清掃活動、まちをきれいにしましょうという、一朝一夕でまちがきれいになるもんじゃないですので、もう約半年後の大会に向けては早速取り組まなければならないと思うんですが、これまでも一応のことはやっておりますけれども、なお一層のまちをきれいにする美化活動を進めなきゃならない。こういった点についてはどういうふうになっているんですかね。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　まず初めに、これまでの花育てリレーの取組について説明をさせていただきたいと思います。

会場や沿道、街並みを推奨花などでいっぱいにしようと花育てリレーを現在も実施しております。これは２年前から取り組み、市内小中学校に花の苗とプランター、培養土を配付し、子供たちの手できれいな花を毎年咲かせていただいております。そして、競技会場となります総合体育館玄関前にプランターを移して設置しております。また、商工会議所女性部の協力で、枕崎駅広場にも育てていただいた花を設置するなどして市民協働でたくさんの花で出迎えようと機運を高めております。

議員からも先ほどおっしゃられました県の推奨花が13種類ございます。今後の花育てリレーの計画といたしまして、本市としてはマリーゴールド、サルビア、ニチニチソウ、コリウスの４

種類の花で、会場を中心に国会開催前の９月上旬に展開することにしております。
　このように、子供たち、そして市民団体の方も一緒になって来県者をもてなす準備を進め、さらに市民運動が広がるように、今後、広報・市民運動専門委員会で検討してまいります。
○９番立石幸徳議員　本市は先ほどから出ているように、なぎなたの競技会場ですが、この国体期間中はなぎなた関係者に限らずいろんな他県からの来訪者が行き来する、そういう中でですね、具体的に枕崎の観光のランドマークといわれているお魚センターのリニューアルですね、これはこの国体の時期には間に合うんですかね。その点を確認いたします。
○鮫島寿文水産商工課長　現在、国の交付金事業を使ってお魚センターの改修を計画していると伺っておりますが、令和５年度から実際的な実施設計に入りまして、令和５年度中のリニューアル改修を目指しておりますので、秋に開催されます国体については10月ですが、そこまでにはリニューアルは完了しないと思っております。
　ただ、改修工事を進めながらも、２階のレストラン等は実際には営業できますので、受入れ的には可能かと思っております。
○９番立石幸徳議員　そういうことも具体的に確認しながら、本当に本市ができるだけの対応をやるように希望をしておきたいと思います。
　次に、子育て支援の関係でですね、しばらく時間をかけていろいろと質問をさせていただきます。今日も午前中から、いろんな少子化対策とかもろもろの質問のやり取りを議場で拝聴する中でですね、この少子化対策の論議そのものは私はもう尽くされているんじゃないかと思うんですね。後は実行するだけですよ。その実行がないから、もうこの少子化というのが国あるいは本市もいわれて、もう私、指折り数えているわけじゃないですけど、実に久しい、長い長い期間がたっていると思いますよ。でも、それがどういうわけか一向に改善されない。それは実行していないからじゃないですか。
　ですから、そういった認識の下にですね、６項目挙げてございますけれども、１項目ずつ丁寧にお尋ねをしますので、できるだけより具体的に御答弁をいただきたい。はっきり言って抽象的な外回りの論議は時間の無駄ですので、具体的な答弁をお願いしたいと思います。
　最初に本市の出生数、令和元年から４年まで、これはもう市長の去る３日の施政方針にもきちっと出されております。令和元年が106人、２年が81人、３年が98人、そして令和４年が73人ということなんですね。これ、なんで枕崎の出生数が減少してきたのか、減ってきたのか。この点についてはどういうふうにまず、まとめておられるんですか。
○田代勝義企画調整課参事　本市の出生数につきましては、今、質問者からもありましたとおり減少傾向となっております。このような出生数の減少が考えられる要因といたしましては、経済的な理由や生き方の多様化による未婚化や晩婚化の進行、結婚や出産に対する価値観の変化、20代や30代の特にこれから結婚・出産される年代の女性人口の減少などが関係していると考えております。
　また近年では、新型コロナウイルス感染症の流行による出会いの場の減少、結婚式の延期や妊娠・出産に対する不安による産み控えなどの影響もあるとしておりまして、このような複数の要因により出生数が減少しているものと考えております。
○９番立石幸徳議員　まだまだ掘り下げていきたいと思うんですけどね。先般、我が国全体の出生数が今朝ほどもありました80万人割れ、これはもう昨年から大体そういう予測が出されていましたけどね。80万人割れというのはもう確定して、一斉にメディアをはじめいろんな形で論評も出ましたけど、私が目に留めたのはですね、少子化対策に即効薬はないものの、確実に期待できる政策を考えていくべきである、こういう文がございました。
　まさにこのとおりだと思うんですね。本市の出生数の推移もなんですけど、これと大きく関連するんじゃないかという本市の、婚姻件数はどういう推移になっているんですかね。

○田代勝義企画調整課参事　本市の婚姻件数についてでございますが、現在把握している件数につきましては、令和２年度が直近の件数となっておりますので、推移ということですので平成28年から令和２年までの５か年の件数について申し上げたいと思います。

平成28年の婚姻件数は69件、平成29年が58件、平成30年が57件、令和元年が59件、令和２年が50件となっております。

○９番立石幸徳議員　最近ではいわゆるシングルという表現があるように、結婚そのものがもう全てこの出産と結びつくっちゅうことでもございませんけど、明らかに婚姻件数の推移を見ても、若干該当する年が食い違ってはいますけどね。結婚そのものが減ってきていると。そうすると当然赤ちゃんが生まれる数も減ると、そういう相関関係になると思うんですね。

もう一つですね、確認しておきたいのは合計特殊出生率、１人の女性が何名を産むか、これが本市の場合、この施政方針にも出ている平成25年から平成29年、これが最新の一番新しいデータですよね、1.63。

ただ、先般それこそ岸田総理自身が岡山県奈義町という小さな町なんですが、奈義っていうのは奈良県の奈に正義の義ですね、奈義町をわざわざお忙しい公務の中、この奈義町を訪問された。それが各紙にも記事になっています。

この奈義町、平成25年から平成29年の出生率2.95なんですね。日本全国自体が少子化という中でもこうして頑張って実績を上げている町もあるわけですよ。

それともう一つはですね、この少子化対策、全国的にも今はもうラストチャンスと言われていますね。それはなぜかというと、赤ちゃんを産むことのできる女性の数が、大体向こう20年間ぐらいで相当ダウンしちゃう。今、その対策をしっかりしないと、その後いろいろなことがなされても、実際、効果は出てこないということですよ。

そういうことを踏まえてですね、本市の実情をまだお尋ねをしておきますが。２番目のこの本市の周産期、特に産科医療体制、これに大きな出来事が起きているんですね。

この中身を語る前にですね、実は去る３日、まだ３日前の３月３日の全国紙の投書欄に、鹿児島県枕崎市の市民が投書をしてございます。これ目に留めた方もおられると思うんです。

ちょっと割愛しながらでも少し紹介しておきますが、地方、消える産科施設。人口２万人足らずの市に住んでいると。市内唯一の産婦人科医院が６月で分娩の取扱いを終了するという。少子化とコロナ禍で出生数の減少が進み、苦渋の決断ということから始まって、最後に、私の地元、つまり枕崎ですよ、私の地元以外でも田舎には産科がない地域はある。異次元の少子化対策をするという首相にお願いしたい。どこに住む人も安心して妊娠・出産ができるように、産科医療体制を整えてほしい。枕崎市の64歳男性の方の投書です。

市長自身も今度の施政方針で、本市の産科医療機関が６月末で分娩の取扱いをやめると。その後、開業予定の薩南病院にですね、新たな産婦人科が設置されます。そのために、今度の５年度当初予算にも出されている南薩３市医療体制充実等推進協議会というのができて、産科医療支援事業負担金を負担していくと。

ただ、もう６月でもって産科医療機関は本市からなくなる。もう自分の町で赤ちゃんが産めなくなる。隣の南さつま市の薩南病院で産むことになるんですが、隣に行けばいいという単純な問題でもなさそうなんです。

先ほど投書を書いた人は、本年１月の大雪のときは幹線道路の一部が通行止めになったと。急を要するお産の際は大丈夫なのかと。ただ、お産をするまではいろんな診察をされると思いますね。そういう状況が出てきて、そういう状況で何ができるか。産みやすくするための政策、対策として何ができるか、この点についてはどういうふうなことを考えておられるんですか。

○西村祐一健康課長　本市を取り巻く産科医療体制につきましては、先ほどから質問議員からありますとおり、本市内の産科医療機関につきましては６月末をもって分娩の取扱いを終了すると

いうこととしておりますが、妊娠診断、妊婦健診及び婦人科診療等の外来診察は、今後も継続するとお聞きしているところです。

一方、５月上旬には新たな県立薩南病院が南さつま市内に開院される見込みとなっております。薩南病院では、今回、産婦人科を新設し、正常分娩及び異常分娩に対応できるよう、病床は14床、産婦人科医につきましては３名確保される見込みであるとお伺いしているところです。

質問議員がおっしゃるとおり、薩南病院につきましては市外にありまして、移動に時間を要することなどから、妊産婦等につきましては御不便をおかけすることになるかとは思いますが、本市産科医療機関が分娩の取扱いを終了いたします７月以降の南薩３市の産科医療体制につきましては、薩南病院が南薩３市で見込まれる分娩に十分対応できる体制を整えているということから、市内産婦人科が分娩を取り扱わなくなることが、直接子供を産みにくい環境につながるとは考えていないところです。

先ほども申し上げましたとおり、本市内の産科医療機関につきましては、今後も外来診療は続けるということをお伺いしておりますので、新たに産後ケアを実施する体制を確保するための取組とか、中高生を対象としました月経困難症などの産婦人科に関する相談を気軽に受けられる体制整備など、少子化対策につながるような支援策につきまして、研究に取り組んでいきたいと考えております。

○９番立石幸徳議員　私は今の答弁を聞いて、認識がちょっと甘いんじゃないかという気を持つんですね。先ほどの投書にね、私が割愛した部分ですけど、この男性の娘さんは、２人目を里帰り出産をしたと、都会に住んでいるんですけどね。しかし、これからもう里帰り出産もできなくなるって書かれているんですよ。

私は、お隣の薩南病院という単純な問題じゃない、やっぱり病院が向こうに移るということのハンディをですね、別の面で政策的にいろいろとカバーをしていくべきだと思うんです。いろんな対応を考えておいていただきたいと思います。

それからもう一つ、この産前産後の国保税免除、これが国の政策として創設、新しくできてきたんですね。これも赤ちゃんを産みやすくする環境づくりの一つですよ。

担当課ではこの事業の具体的な内容はどのように把握されているんですか、お尋ねをいたします。

○鮫島眞一税務課長　出産時の保険料負担につきましては、厚生年金・健康保険、国民年金には既に保険料の免除制度がございます。国民健康保険につきましても、同様の配慮を求める国会の附帯決議がなされているところであります。これを踏まえまして、子育て世帯のさらなる負担軽減、次世代育成支援などを進める観点から、保険料（税）のうち、出産する女性に係る産前産後期間相当分、原則４か月間の均等割と所得割を対象に、免除する措置を講じる内容が閣議決定され、健康保険法等改正案が国会に提出されているところであります。

この免除措置につきましては、子育て世帯のさらなる負担軽減をできる限り早期に実現する観点から令和６年１月施行予定となっております。

初めに申し上げました平成31年４月から始まっております国民年金の産前産後保険料免除では、死産、流産、早産を含めて妊娠85日以上の出産で、出産予定日または出産日が属する月の前月から４か月間を対象としています。

国民健康保険の免除措置の具体的内容につきましては、基本的に国民年金並びの内容で、政令などで定められる見込みとなっております。

また、免除措置の財源につきましては公費を充てることと予定しておりまして、未就学児の均等割軽減に倣って、国２分の１、都道府県４分の１、市町村４分の１の負担割合となっております。本市におきましても、改正法案の成立等を見据えて対応をしていきたいと考えております。

○９番立石幸徳議員　今説明があったように、国民年金のほうではもう先行しているわけですね。

今度この国民健康保険にこれが適用されてくると、こういうことになると思うんです。

そこで、次の子育て世代包括支援センター、これは健康課の所管ですよね、これと福祉課社会係などとの連携、これがどうなっているのか。

といいますのは、枕崎の広報紙、昨年の11月号にですね、枕崎市が取り組む子育て支援ということで特集記事が４ページ出ました。そしたら、この特集記事の問合せの中で、問合せ先が子育て世代包括支援センターと、もう一つ福祉課社会係がですね、広報紙には書かれているんですよ。いろんな事業がいっぱいこの広報紙に書かれているんですが、その連携がどうなっているかということをですね、お尋ねする前に、昨年、令和４年ですね、法律第66号で児童福祉法が改正されたんですね。このことがいろんな意味でこれからの子育てに関わる法律改正だと思うんでですね、その点を最初にお尋ねをしますが、昨年の国の法律第66号児童福祉法改正の趣旨ですね、なぜ児童福祉法が改正されたんですか、お尋ねをします。

○福永賢一福祉課長　お尋ねの改正児童福祉法の趣旨でございますが、今回の児童福祉法改正以前も子育て世代包括支援センターの設置運営についての厚生労働省通知によりまして、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の２つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められていました。ただ全国的に、本市もですが、子ども家庭総合支援拠点の設置が進まない実態がありました。

具体的には、令和３年４月時点において、子育て世代包括支援センターについては、1,603自治体、2,451か所設置されておりましたが、子ども家庭総合支援拠点につきましては、635自治体、716か所ということで、自治体においては、子育て世代包括センターと比べると４割未満、箇所数については３割未満ということで、子ども家庭総合支援拠点の設置が進んでいない状態がありました。

そういった中、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う趣旨により児童福祉法が改正され、こども家庭センター設置の努力義務化が法律上明文化されたというところが実情でございます。

○９番立石幸徳議員　私も、ここに県のほうから頂いた資料なんですけどね、今福祉課長が説明されたようにですね、この児童福祉法改正がなぜなされたかというと、先ほど福祉課長が数字を挙げて言われた、まず子ども家庭総合支援拠点、私の資料ではこれは全国で635自治体、716か所ですよ。これ進んでいないんですね。

一方の子育て世代包括支援センターは1,603自治体、2,451か所で、本当はこの両拠点が、あるいは両センターといいましょうか、密接に連携をして、効果的な子育てをしなきゃならんのに、子ども家庭総合支援拠点、これが福祉課の所管ですね、いわゆる児童福祉を対応する部門。一方の子育て世代包括支援センター、これは健康課所管ですよ。これが日本の行政の縦割り上、どうもその片方しかできていない自治体なんかもあるので、なかなか一緒になって子育てができない。そこで、児童福祉法を改正して両方が一緒にできるようにということで、今、こども家庭庁が来月からスタートしますけどね。こども家庭センターは、令和６年、１年遅れでこのこども家庭センターで連携をして進めるということですよ。

そこで、この法律上のあるいは施設、センターの問題だけじゃなくて、この子育ての現場では、今、健康課所管の包括支援センターと福祉課社会係所管のとの連携、この点についてどういった問題が起きているんですか。

○西村祐一健康課長　先ほどから出ております母子保健法に基づきました子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的としておりまして、そこに保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プ

ランの策定等などを行っております。

一方、福祉課社会係で行っております子ども家庭総合支援拠点の業務につきましては、児童福祉法や子ども・子育て支援法に係る各施策の事務を担いながら、設置が努力義務とされてきた子ども家庭総合支援拠点が担う子育て世帯に係る実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整など子ども家庭支援全般に係る業務のほか、要保護児童対策地域協議会の事務局としまして、見守り家庭等の把握、関係機関との連絡調整機能を担っておりまして、子育て世代包括支援センターの業務と重複する内容の業務も多いところでございます。

子育て世代包括支援センターと福祉課社会係との連携につきましては、子育て世代包括支援センターの母子保健担当保健師と要保護児童対策地域協議会調整担当者が、定例で１回または必要により随時情報交換会を開催いたしまして、支援が必要と思われる妊産婦や児童の情報共有と支援に向けましたアセスメントを行っていますが、場所が離れていること、それとそれぞれの業務の都合によりまして連携に時間を要することもあります。重複した業務でそれぞれの法律で行っている業務ですので、それぞれで二重で文書を作成したりといったことも実際ございます。

そういったことで、今この支援センターと福祉課社会係で両方で業務を行っていることで、なかなか連携はされているんですが、業務自体で手間がかかったり、支援が若干遅れたりする部分もあると認識しております。

○９番立石幸徳議員　この２つの機関といいましょうか、健康課サイドの包括支援センターと福祉サイドの子ども家庭総合支援拠点ですね、これが一体にならないと、本当の子育ての支援っていうのは難しいんだということで法律が変わった。それを一緒にするため、本市は福祉課社会係は市役所の庁内にありますけど、健康課サイドの包括支援センターは健康センターにあるわけでしょう。

それで、これを財政課長にちょっと聞いておきますが、こども家庭センターに関する財政支援というのがですね、示されていますよ。これは突然の質問ですからね。分からなかったらまた当初予算で報告していただきたいんですが。こども家庭センターの整備費に関する国の負担は、なんと10分の９というふうになっているんですよ。10分の９は国が見ますと。そして、ガイドラインはまだ５月に示される予定ですけど、配置される統括支援員の配置等については３分の２と、通年よりも高いものとなっていると。この点については財政課長は確認されていますかね。

○篭原正二財政課長　申し訳ございません、私のほうでは細かくは把握しておりませんので、福祉課から答弁いたしたいと思います。

○福永賢一福祉課長　議員がおっしゃるように、国の財政支援ということで、国もこども家庭センターを早期に設置していくことを進めるという部分で、通常よりも有利といいますか、補助率の高い補助金等を準備しておりますが、これについては今のところ令和５年度で終了するとなっております。

本市においても、そういった部分で設置する準備等に関しましては、そういった所要額等を計算して県にも要望したり、そういった部分は対応は考えているところです。

○９番立石幸徳議員　福祉課長から出たようにですね、令和５年度末が実施期間、今は５年度はまだ始まってもいないんですよ。１年間たっぷりあるんですよ、時間は。

それで、このこども家庭センターの関連で、最後にまとめをさせていただきますけど、もう来月４月からですね、国ではこども家庭庁、新しい省庁がスタートするわけなんですね。それで、このこども家庭庁の所掌事務というのが、このこども家庭庁の法律で示されていますよ。

全部読み上げるわけにいきませんが、主なものを１番から７番までを紹介しますとね。１番目が、子供の健やかな成長のための環境の確保、子供のある家庭の子育て支援に関する基本的な政策の企画並びに推進、それから２番目が子ども・子育ての支援給付、３番目が子供の保育及び擁護、４番目が子育ての支援体制の整備、５番目が妊産婦その他母性の福祉の増進、６番目が子供

の保健の向上、７番目が子供の虐待の防止とずっとあるんですけど、もう時間の関係で省略しますけど。
何を申し上げたいかというと、今まで法律の下でやっていたこれまでの母子保健と児童福祉の業務が全部このこども家庭庁に入っているんですよ。この２つの業務は、今後はもう一体となって国が進めていきますよという意味ですよ。そのために、各全国自治体に求められているのがこども家庭センターじゃないですか。
そういった認識の下に、本市としては、こども家庭センターが設置された場合は、子育て支援がどのように変わっていくというそういう考えを持っているんですかね。
○西村祐一健康課長　こども家庭センターが設置されますと、妊娠期から子育て期の全ての市民を対象といたしました切れ目のない支援をワンストップで実施することによりまして、これまでは、それぞれの部門、健康課と福祉課で重複しておりました業務の効率化が図られ、問題を抱える家庭への支援がより早く、より充実されたものとなり、本市が目指す子供を安心して産み育てるまちにより近づくものと考えております。
○９番立石幸徳議員　あとの残りの部分についてはですね、当初予算の審査等でまたいろいろお尋ねをさせていただきます。
保育士の関係、先ほどの質問者からもありましたけれども、子育て支援ということになると、保育士、あるいはゼロ歳児診察や健診の際には保健師も関わるんですが、この保育士、保健師の本市の実態、これは前の質問の中でも幾らか福祉課長から紹介がありましたけど、実は国の子育てに関係する関係府省会議というのがあるんですけど、先月ですかね、保育士の配置基準というのが相当論議になったと。改善をせんといかん。１人の保育士が見る子供の人数ですね、保育児。今現在は保育士１人当たり、例えば４歳から５歳児は30人、これが基準になっているそうです。ところが、この基準は1948年ですよ、できたのが。なんともう75年前。75年間ずーっとこの基準はそのまんま見直しもせずに現在に至っているわけです。
そういうことで、現場でどういうことが起きているかというと、１人の保育士がその基準どおりやっているもんだから、ある新聞報道ではトイレに行く暇もないと、こんな実態だそうです。
この本市の保育士、あるいはもう時間の関係で一緒に保健師についても健診の関係なんかで教えていただきたいんですが、この枕崎市の保育士あるいは保健師の実情というのを関係課ではどういうふうに考えておられるんですかね、お尋ねをします。
○福永賢一福祉課長　保育所や認定こども園における児童数に対する保育士の数の最低基準は、先ほどもありましたとおり、４、５歳児は1948年から基準が変わっておらず、４、５歳児30人に１人、３歳児につきましては20人に１人、１、２歳児につきましては６人に１人、ゼロ歳児につきましては３人に１人というのが最低基準であります。
先ほどの答弁でも、４月１日現在における具体的な数字については申し上げて、一応確保できているという答弁をさせていただきました。
各施設は利用定員を定めておりまして、必要な保育士を確保していますが、現実的には４月１日で入所されてそこで終わりではございません。年度途中にも随時入所が発生いたします。
特に年度途中に、例えばゼロ歳児とか低年齢児の児童の利用申込みがある場合に、そこの施設で保育士を新たに増やして確保することが困難ということによって希望する施設の利用ができずにほかの施設を利用していただくことがあります。
市内の中で全て解決はできておりますが、第１希望の施設に入所できない、年度途中の入所はあるというようなことが現状でございます。
○西村祐一健康課長　私からは保健師の分について答弁いたしたいと思います。
保健所を設置している自治体には、地域保健法施行令第５条第１項によりまして、保健師をはじめとする専門職のうち、地方公共団体の長が必要と認める職員を配置しなければなりませんが、

本市のような保健所を設置していない自治体につきましては、保健師の配置基準等はないところでございます。
　現在、本市におきましては、健康課に育休中の者２人を含みます６人、福祉課に２人、地域包括ケア推進課に２人の合計10名が配属されているところです。
　近年、特定健診・特定保健指導や高齢者の保健事業、児童福祉の必要性の高まりなどによりまして、保健師の活動領域が拡大してきており、今後も健診の促進や正しい予防医療の知識の啓発、子育て支援等社会保障分野の施策の拡大など、保健師の需要はますます高くなってくると考えております。
○９番立石幸徳議員　最後の保健師の実情、そして市長の施政方針でしたかね、ちょっと不確かですけれども、枕崎市の保健師も一堂に集まった場所で業務をやっていただければいろいろな情報交換もできるし、より10人という需要からすると、大変な仕事をしている保健師の方々の効率的というと非常に語弊があるかもしれませんけど、いい形で本市の保健行政が進むんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどういうふうな考えを持っているんですか。
○西村祐一健康課長　ただいま議員からありましたとおり、今度仮にこども家庭センターを設置したとする場合に、保健師をはじめ有資格者の集約化というのを図った場合が、これまで取り組めなかった事業とか、あとは重複してやっている部分もございますので、そこら辺の効率化が図られまして、さらに効率的で効果的な施策が展開できるのではないかと考えております。
○９番立石幸徳議員　やはりそういった取組をですね、思い切って実現できるように取り組んでほしいと思います。要望しておきます。
　それから最後にですね、後期高齢者の医療保険制度、後期高齢者といって制度がスタートした時点ではですね、本当に予算規模も少ない制度でしたけれども、今や今度の当初予算を見ても国保予算規模よりも後期高齢者医療保険の予算規模が金額としても大きいですよ。後期のほうが制度としては予算も多額になってきている、そういう実態ですね。
　それから、ますます団塊世代が後期医療制度に加入していきますと、この後期高齢者の医療制度というのはかなり重要になっていくと思うんですが、そこへ来て、先ほどからの子育てとの関係でですね、今度の３月議会にも議案が１件出ているんですね、出産育児一時金を引き上げると。
　その引き上げる財源に、この後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入すると。後期の制度から出産の財源を捻出するという国の考え方ですよ。
　そのほかにもいろいろあるんですけど、この後期高齢者医療保険制度はどう変わっていくものなのか、その影響について最後にお尋ねをします。
○西村祐一健康課長　今回の制度改正につきましては、令和６年度分から開始される分になると思うんですが、主な内容につきましては、妊産婦の経済的負担軽減のための出産育児一時金を８万円引き上げるとともに、後期高齢者医療制度が令和６年度から費用の一部を出産育児支援金として負担するようにして、子育てを全世代で支える仕組みに改めるほか、急増が見込まれる高齢者医療費を公平に支え合うため、後期高齢者の保険料率を６年度から見直し、後期高齢者と現役世代の負担の伸びが同じになるよう改めるものです。
　この制度改正に当たりましては、被保険者の約６割を占めます年金収入153万円相当以下の被保険者に対し、医療費自然増分を除き制度改正の影響が及ばないよう配慮するため、賦課限度額の引上げと所得割率の引上げで賄うこととしております。このようなことから、所得割を負担している約４割の方が負担増ということになります。
　負担増となる方につきましては、激変緩和措置が設けられておりまして、賦課限度額につきましては、令和６年度から７年度の２年間にかけて段階的な引上げ、所得割率につきましては、被保険者の約12％が該当する年金収入153万円から211万円相当の方は、６年度は医療費自然増分に伴う負担増にとどめ、制度改正分は７年度から反映されるということになります。

厚労省の試算によります年収ごとの具体的な制度改正の影響額は、年収200万円の方は、令和６年度は制度改正の影響はなく、７年度につきましては年間3,900円の増ということになります。年収400万円の方につきましては、激変緩和措置の対象外であるために６年度には１万4,000円の増、７年度につきましてはそれより増えることはないということです。年収1,100万円の方は、６年度は６万円の増、７年度は７万円の増ということになります。

○永野慶一郎議長　以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時16分　散会

本　会　議　第　３　日

（令和５年３月７日）

令和５年枕崎市議会第１回定例会

議事日程（第３号）

令和５年３月７日　午前９時３０分開議

日程番号	件	名
1	一　般　質　問	禰　占　　通　男　　議員（78ページ～87ページ）
		東　　　　君　子　　議員（87ページ～94ページ）
		上　迫　　正　幸　　議員（94ページ～100ページ）

○　本日付議された事件は議事日程（第３号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番	永　野　慶一郎　議員	２番	眞　茅　弘　美　議員
３番	上　迫　正　幸　議員	４番	沖　園　　　強　議員
５番	禰　占　通　男　議員	６番	城　森　史　明　議員
７番	吉　松　幸　夫　議員	８番	豊　留　榮　子　議員
９番	立　石　幸　徳　議員	10番	下　竹　芳　郎　議員
11番	中　原　重　信　議員	12番	東　　　君　子　議員
13番	清　水　和　弘　議員	14番	吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　　増　事務局長	鷺　山　美津代　書記
大　江　武　史　書記	川　瀬　裕　也　書記
山　口　美津哉　書記	

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成	市長	本　田　親　行	副市長
山　口　　　太	総務課長	田　代　勝　義	企画調整課参事
鮫　島　寿　文	水産商工課長	日　渡　輝　明	市民生活課長
篭　原　正　二	財政課長	福　永　賢　一	福祉課長
中　嶋　章　浩	スポーツ・文化振興課長	松　田　　　誠	建設課長
沖　園　信　也	農政課長	西　村　祐　一	健康課長
鮫　島　眞　一	税務課長	堂　園　力　郎	地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人	水道課長	今給黎　　　仁	水道課参事
平　塚　孝　三	市立病院事務長	橋　口　和　洋	監査委員事務局長
水　流　敏　幸	監査委員	天　達　純　子	地域包括ケア推進課参事
森　　　智　賀	健康課参事	中　村　俊　彦	農政課参事
桑　原　英　樹	水産商工課参事	松　田　勇　一	市民生活課参事
今　門　俊　彦	会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則	建設課参事
平　田　寿　一	総務課参事	木之下　浩　一	教育長
宮　原　　　司	教育総務課長兼給食センター所長	中　村　克　己	学校教育課長
高　山　京　彦	生涯学習課長	永　江　靖　博	農委事務局長兼農業振興係長
木口屋　和　彦	選管事務局長	田　中　幸　喜	消防長
中　原　広　次	消防総務課長兼消防団係長	俵積田　一　豊	警防課長兼消防署長
中　山　俊　吾	総務課行政係長	山　神　修　一	企画調整課企画調整係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

［禰占通男議員　登壇］

○５番禰占通男議員　よろしくお願いいたします。

行政計画は、政策を着実に進めるために作成する。これが基本と思います。

本市約30種類の計画の中で、地域課題に対処するための独自計画はよしとしても、法律条項による作成義務を課された計画の改訂や廃止についての扱いはどのようになるのか、自治体の施策はどこまで束縛されるのかについて質問していきます。

行政計画策定はどのように行われているのかを質問いたします。よろしくお願いいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　答弁いたします。

計画とは、何らかの施策を行うために、あらかじめその方法や手順をまとめたものです。計画の策定により、目的や目標、手法、スケジュール等の共通認識の形成や、目標達成までの進捗管理が可能になると考えております。

本市の施策に関する計画として、最上位にある計画が総合振興計画であり、重要施策を網羅した計画が地方創生総合戦略です。

そのほか分野ごとにまたは分野を横断して、必要な計画を策定しているところです。

詳細につきましては、担当課から説明いたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長　計画の策定の発意でございますが、自治体が独自に発意して定める計画のほか、法令等により計画を義務づけられるものや、努力義務と規定されるものがございます。

報道によりますと、内閣府の地方分権改革有識者会議では、行政計画の総数を減らすための省庁向けの手引きをまとめ、計画策定の発意や記載内容は、自治体の判断に委ねるとの原則が明記されるようでございます。

したがいまして、今後、計画の在り方につきましては、自治体独自の判断を求められるケースが増えてくるものと考えております。

○５番禰占通男議員　まず最初にですね、今市長が提案している保健センター、健康センターから保健センターへ名称を変えて活用すると。それについて、本市の公共施設等総合管理計画に基づくものだと思うんですけど、この公共施設等総合管理計画の策定ですよ。この管理計画の中に記述されているんですけど、国が策定を要請していますという記述があるんですけど、これは義務的になんですか、それとも努力義務でこの策定に至ったのか、そこをまず伺っておきたいと思います。

○篭原正二財政課長　公共施設等総合管理計画につきましては、過去に建設されました公共施設等が大量に更新時期を迎えるとともに人口減少等により利用需要が変化していくこと、また、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性が生じていることを背景といたしまして、国が平成25年度にインフラ長寿命化基本計画、平成26年度に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を策定いたしまして、これを基にいたしまして、地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定を要請したという形になってございますので、質問者からの御質問に対しましては、今申し上げました国の指針を基に、それぞれの全国の自治体がこの公共施設等総合管理計画を策定しているということになっております。

○５番禰占通男議員　私が言うのは、義務であればですよ、もうつくらないといけない。努力義

務ならつくらなくてもいいや、専門家で対応していくと、そういう考えになると思うんですけど。法律で定められた分をつくっておくとなると、後でも次質問しますけど、いろいろ変更があったりなんかしたらこれは簡単にできないですよね。下手すると条例を制定しないと中身を変えられない部分もありますよ。それにもちょっと触れますけど。

その部分についてどうなるかということを伺いたいんですけど。

○篭原正二財政課長　この公共施設等総合管理計画についてのみ申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、国の指針に基づいて策定されたものでございます。条例等につきましては、特に策定してございませんので、そちらの変更、何かしらの手続の必要性はございません。

この計画につきましては、国の指針により要請されたものでございまして、本市といたしましても、国全体といたしましても、先ほど申し上げました公共施設の今後の在り方につきましての必要性、方針を指し示すものといたしまして、この計画については、それぞれの自治体、必要なものであるということがありますので、それぞれの自治体が要請に基づいて計画を策定したということになっております。

○５番禰占通男議員　法令によって要請されたということですね。

それでですよ、今回この質問をするに当たり、４冊から５冊、耐震から小学校、学校施設等の計画といろいろありますけど、公共施設等はただ文章だけで各施設の一覧表なるものがないんですけど、耐震対応の部分と、学校施設等部分には各施設の番号を振って、それなりの築年数、その対応とかいろいろありますよ。

これ、この公共施設をといったら、今言った小学校とか、それ以外の施設がどっか30か40あるでしょう。何でその一覧表なるものがないんですかね。

何でかっちゅうと、専門の皆さんは分かると思いますけど、私なんか文書を見て、この施設はどこにあるのかってそこから入らないと分からないんですよ。その辺はどうなんですか。

これを協議するには全課長が参加していると、在り方検討委員会にも、そういう文言が公共施設等管理計画にあるんですけどね。

○篭原正二財政課長　公共施設等総合管理計画に基づきまして、この計画に掲げた基本的な方針がございます。これに基づきまして、個別施設ごとの修繕や更新、長寿命化改修など、これを計画的に行うための検討、対応方針といたしまして、令和２年度までに所管するそれぞれの部署におきまして、それぞれの施設の個別施設計画を策定してございます。

この個別施設計画はそれぞれ策定するに当たりまして、施設を点検し、劣化や損耗の状態を調査いたしまして、国が示します更新に係る平米当たりの単価を用いまして、将来にわたる更新費用の試算を行っております。これによりまして、現時点で考えられる今後の在り方、そして方向性につきまして、この個別施設計画で整理いたしておりますので、それぞれの個別施設計画がまとまりまして、全体の計画とリンクしていくという形になっております。

この個別施設計画につきましては、計画期間を10年といたしておりますが、それぞれの施設の状況によりまして、適宜見直しを行っていくということになっております。

○５番禰占通男議員　今課長から伺ったように、その10年ごとにということも記述されていますけど、これを計画するには数値の目標とか、実施する対応の事業ですよね、そしてあとスケジュール表ですよね。

この施設は何年建っているから、今後何年に取りかかってどうしましょうとか、まずそれを詳細とは言わんでも、大体分かる程度に盛り込むのが私は基準というか、計画なんかつくるときは、そこが重要だと思うんですよね。

そうすると、今課長がおっしゃられたように、個別の施設等の対策を令和２年度に決めて、それで10年ごとにそれ以内か10年過ぎた頃に、そういう見直しも考えられるということで理解していいんですかね。

○篭原正二財政課長　まず、この個別施設計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画が大本の考え方になります。

公共施設等総合管理計画を基本方針といたしまして、それぞれの施設の管理などについて、今後の見込みを示したものでございます。

例えばある施設につきまして、建築年度が何年でありますので、今後長寿命化を図っていくためには何年度に幾らかけて改修をしていくと。そしてその後、何年後には建て替えを行っていくという形になりますが、それは継続して使用する場合であるとか、そういうものについて、試算をしていくという形になっております。

大本の考え方につきましては、公共施設等総合管理計画の中で方針というものは示しているところでございます。

○５番禰占通男議員　次の質問に移ります。

この策定後の改定やこの廃止の手順はどのようになっているんでしょうか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　改定につきましては、法令等により改定を求められるものや、計画自体に年度をおいての計画、見直しが規定されているものがございます。

そのほかの理由として、社会情勢の変化や技術の発展等により、計画どおりに進めることが困難になったり、実情にそぐわなくなったりすることがあると考えられます。このような場合には、合理性や必要性等から、改定について判断することになると考えております。

廃止につきましては、法令等による義務でなくなったり、目標が達成されたりするなどして、その役目を終えたと判断される計画は廃止されるものと考えております。

○５番禰占通男議員　この中にもいろいろ読めば読むほど何かわけが分からなくなるんだけど、我々素人には。それでちょっと伺っておきますけど、この中に公共施設っていうと寿命がありますよね。それについて日本建築学会の基準を基にという記述があって、最長というんじゃないけど、基準を60年ぐらいとなっているんですけど。

それについての見解というのはどうなっているんですか。

○松田誠建設課長　今の質問につきまして、耐用年数の考え方だと思いますが、耐用年数とは税法における建築物の減価償却年数を示すものでありまして、鉄筋造り、鉄骨造り、木造などの建物の構造形態、もしくは事務所、集会所、厨房など建物の使い方で年数が変わります。

減価償却期間中においては、簡易な修繕工事をした上での目安とされています。

○５番禰占通男議員　この管理計画の中にも、定期的検査、またメンテナンスをして対応する。そうすると延びますよね。人間も悪いところがあったら病院行って治して、若いときは簡単に治るんだけど、年取ってくるとそういかなくなるんだけど、建物と似たようなところがありますけど。

それとあと、この庁舎が約70年になりますよね。もうそろそろ70年になるんだけど。あと小学校が１棟解体の予定があるということで。そうすると、定期的には検査、それぞれの審査もするんだろうけど、どのぐらいまで大改修ということで延ばせるものなんですか。

○松田誠建設課長　一般的に屋根防水、壁塗装をした場合に、メーカーなど保証期間は10年となっております。先ほど申しました耐用年数の考え方は、税法の下ですが、そのほかに公営住宅法施行令、これよりますと、耐火構造住宅、いわゆる鉄筋造りですが、これによれば耐用年限、これが70年となっております。

○５番禰占通男議員　そうすると、簡単に言えば、この庁舎はどうするんですか。今、耐震対策をしてもうそろそろというと、その庁舎資金もまだ足りないんだけど。それはまた予算のところでもお聞きしますけど、やはり今この質問をするに当たり、その学校施設、公共施設、もう本当に古いですよね。市営住宅についても今潟山住宅を造って、次のやつ造っているけど、その間はほとんど亀沢、岩戸を造ってからずっと対応していなかったけど、やはり、行政としてはある程

度の輪廻というか、回転を見て行政をしていかないと、一度に莫大なお金がかかるような気がしてくるんですよ。

今回この資料を見て、いつも予算委員会もろもろで、行政側からは、そういう対策についてあっちこっちで説明があったりして、そのときは現実的という感じじゃなかったんですけど、今回はつくづく思いました。

それでですね、今市長がおっしゃられている民間施設の活用というのもこの計画にはないんですよね。平成６年か８年頃、法令が変わって、民間の住宅を借り上げて、公営団地というか公営施設にできるという国土交通省の法令改正があって、その後はちょっと聞いたんだけど、この頃はそういう話も聞かなくなって、各自治体、自分でつくっているのかなと思うんですけど。その民間施設の対応というのも計画にはないんだけど、その辺の解釈というのはどうなるんですか。

○本田親行副市長　議員がおっしゃるように、公共施設等総合管理計画の作成については、財政課からも説明がございましたが、一気に更新時期を迎えると、そうすると多額の経費がかかるわけでございます。

また、個別の施設について、対応の仕方を個別計画で計画していくわけですが、まず御指摘のあった庁舎につきましては平成28年だったと思いますが、耐震補強を行いまして、また外壁の補修を行い、20年使用可能年限を延ばしたところです。

本来なら財源がありまして建て替えるというのがいいわけなんでしょうけれども、建て替えのための基金も枯渇しておりましたので、その使用可能年限を延ばす中で、今現在、１億ずつ積み立てておりますけれども、財源を確保するというような考え方で20年延ばすというような対応を取ってきたところでございます。

また、民間施設の利用については、特段制限はないわけですけれども、これまで本市といたしましても、民間の住宅等を購入して教員住宅で活用する、それからまた、今建設課の駐車場になっておりますけれども、そこも民間住宅を購入して、農業委員会等が入ったケース、また、公的な施設で申しますと、現在の教育委員会の施設、それからサン・フレッシュ枕崎、それからハローワークの跡地と、公的機関からも譲り受けて、施設として活用しているところでございます。

本来ならばそれも更新して、新しい施設に集約すればいいんでしょうけれども、例えばサン・フレッシュのホール等についても、同じ庁舎内にそういう施設ができればいいわけなんでしょうけれども、財源経費比較等を行って、サン・フレッシュ枕崎などについても譲り受けているというのが現状でございます。

○篭原正二財政課長　先ほど質問者からありました民間施設の活用につきまして、計画にないのではないとかということでしたが、公共施設等総合管理計画の中で、公共施設等の管理に関する実施方針、この中に施設の適正配置という項目がございます。この中で、今後の保有の必要性を判断していきます。

その際、集約化、複合化、用途変更や近隣自治体、民間の施設活用も視野に入れ検討しという文言がございます。民間の施設活用というものもこの公共施設等総合管理計画の中で想定はしているというところでございます。

○５番禰占通男議員　１つは、これはもう時間も経過していきますので紹介だけにしておきますけど、義務づけの見直しに関する独自条例というのを県と鹿屋市、市では唯一鹿屋市が精神障害者の対象を１、２級から３級に拡大ということを条例変更でやっております。

そして、あと県も横断歩道に関する部分であったり、荒廃防除地域内の運動施設への対応と、非常災害時への自主防災組織の近隣住民との関係ということで。

国の指針、いろいろ法令に関するものであっても、独自条例ということで対応しておりますので、本市も30近くあるもろもろの計画、本市住民に影響のある部分は住民の利益を優先に対応してもらいたい、お願いしておきます。

次に、助成制度について質問いたします。

本市の個人向けや自治体などの団体向けの助成制度の状況は、どのようになっているのかを質問いたします。

○篭原正二財政課長　御質問にございました本市の個人向けや自治会など、団体向けの助成制度の周知状況ということで答弁いたしたいと思います。

本市における助成制度や支援制度については、各課におきまして、市ホームページへの掲載、そして作成した冊子等の配付によりまして、市民、団体等へ周知している状況にございます。

○５番禰占通男議員　本市も移住について10年近くやっておりますけど、それについてどのぐらいあったのかは今回控えておきますけど、移住してくる方、また市民の中にもこのコロナでいろんな補助金が適用され、市民へも対応したのは事実で、皆さんも御存じだと思いますけど。コロナの場合は大々的に国のほとんどの財源で賄ってきて、宣伝もそれなりに活用できて漏れはないかと思いますけど、実際、自分がほかの地域に行って住む場合のいろんな手続、もろもろの助成、また本市に住んでいる若い方が結婚、市長もおっしゃっていますけど子育て、もろもろのそういった援助を受けるときにどうすればいいのか。

インターネットで調べたり、この庁舎に知人がおったりすれば、そっちに聞けば、事済むんだけど。そういった場合、そう簡単に知る機会が、うちの発信元にはあるのかについてちょっと私は疑問になりました、これを見て。なんでかというとほかの市町村は１冊の冊子でもう全部載っている感じで。そうすると、うちはインターネットを開いても、項目ごとに拾っていかないとそういうのが出てきません。そして、担当課で拾っていかないとない。

そういうのを目の当たりにして、もう枕崎は遅れているのか、これから取り組むべきなのか、そう思って、また打合せのときもこういうことになっていますけどと紹介もしたんですけど。

それについて、このサービスの在り方っていうのをワンストップで対応する部署というのは必要じゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○篭原正二財政課長　まず、私から様々な助成制度、支援制度につきまして、周知が大事でございますので、どのように周知をしていくのかということにつきまして、本市の状況といたしましては、先ほど質問者からございましたとおり、まずホームページを見に行った際は、それぞれの分野ごと、例えば私はこういうことがしたいと、こういうことについてどんな助成制度があるだろうといったときに、そこを探しに行ってもらうような形、そこには様々なその分野の助成制度が出てくるということになっております。

例えばその一つの中に、子育てに関する支援助成制度につきまして、市ホームページの中には、枕崎市子育て支援応援サイトというものがございます。さらには、ホームページだけではなく、冊子を作成いたしまして、その冊子が子育て応援まくらざきというものでございますが、これを年１回、健康課で作成をいたしまして、支援制度、助成制度だけでなく、病院、施設、子育てに関する行事など、これら子育てに関する様々な情報を網羅したものを作成して、それぞれ必要となるタイミングに応じて配付をしているという状況でございます。

一方で、今、質問者からございましたとおり、他市、南さつま市に助成制度一覧というのが作成されたものがございますけれども、そのような１冊に様々な助成制度、いろんな分野の助成制度を取りまとめたものというのは現在のところ本市にはございません。

質問者がおっしゃるとおり、今のところそういうものは作成していない状況ですけれども、助成制度や支援制度につきまして、その対象となる方や、活用を考えている方に対してどう周知していくかというのが重要でございますので、今後、今、質問者がおっしゃったとおり、一覧表にしたほうがより分かりやすいのか、分野ごとに特化した形により導いていく方法、そちらのほうが有効であるのか、他市のそういうＰＲの状況等も見ながら、効果的な周知というものを、今後、方策を研究してまいりたいと思います。

○５番禰占通男議員　一覧表なり、対応するものはできれば作成して、対応をお願いしておきます。ただ、今、前田市長になってから玄関で案内係がいつも常駐して、それでもある程度助かっていると思います。

そういった中で、やっぱりワンストップ的なことも私は必要だと思いますよ。中には上まで上がってこないと、防災関係者には悪いけど２階まで御足労願わないと対応できないというのもあるわけでしょう。

そういったことを他の課で対応して、あと連絡なりどうのこうので対応できれば、さらなるサービスの向上につながるんじゃないかと、お願いしておきます。

それで２番目なんですけど、この定住促進に向け、助成はどのようになっているのかについて質問いたします。

○山神修一企画調整課企画調整係長　住居に係る施策といたしましては、空き家バンクによる情報提供及び公営住宅の充実という方向性を持って施策を展開しているところでございます。

空き家バンクにつきましては、これまでの実績を申し上げますと、物件の登録につきまして、平成29年度の制度創設からこれまで78件の登録がございました。売買物件で48件中19件、賃貸物件では30件中22件の契約成立となっております。そのうち市民が購入したものである物件が９件、市民が賃借人である物件が６件となっているところでございます。

また、若年層向けの施策といたしましては、枕崎市結婚新生活支援事業がございます。これは、結婚を機に新居の購入費、家賃３か月分等のほか引っ越し費用を補助するものです。上限は１世帯当たり30万円となっております。

実績を申し上げますと、家賃や引っ越し費用として、令和２年度は３世帯、令和３年度は２世帯となっておりまして、令和４年度は７世帯を予定しております。そのほか、移住者住宅確保支援事業も活用できるケースがあると考えております。

○５番禰占通男議員　市長の所信表明でも子育て支援ということで、大々的にスペースも割いております。

本当に本市の人口減、深刻な域に差しかかっていると思います。冒頭で言いましたけど、移住問題については、10年、私も議員になってからずっと移住問題っちゅうのは行政も取り組んできておりますけど、外から入ってくるのもいいけど、一番大事なのは、枕崎市から出て行かないように何か策をするほうが一番いいんじゃないかとつくづく思っております。

昔は250人から500人ぐらいの子供が生まれて、それが年度が変わるとパッと人口ががさっと減る。そうすると、その年度はまた出生でまた同じ域に戻るって、皆さんも経験していると思います。そうすると、出ていかないようにすれば、移住は１人か２人でも人口は増えていくわけですよ。それにはやはり産業が必要だし、働く場が必要ですし。

そういったことで、今補助事業ということでお願いしたいのは、若い世代や子育て世代への住居手当助成の検討は必要ないのかと。

自分の家ならもうそれはいらないんですけど、若者が結婚したい、結婚した、そしたら住む場所ですよ。衣と食はどうにかなると思いますけど、この住に関しては毎月、大きなお金が動いていきます。それに全額とは言いませんけど、ある程度の支援をして、本市にとどまって、最終的には余裕があればこの枕崎に住居を建ててもらってずっと末永く住んでもらいたい。それが私の考えなんですけど、どうなんでしょうか。若い世代に自分の持家じゃなくて、貸家、いろいろなところに住んでいる方への助成については考えはないですか。

○前田祝成市長　今、企画調整係長から答弁がございました中で、若者向けの施策として枕崎市新生活支援事業等を取り組んでございます。

今、議員からございました若い世代の、枕崎で働く人たちの住居という部分について、行政として対応すべきなのか、それともやはり市役所もそうですけれども、住宅手当というような部分

は、働く場からというところもございます。そのあたりも、市内の事業者等の状況等も鑑みながら、研究していければと思います。
○５番禰占通男議員　職場が住居手当を対応してくれる会社は本当にいいですよ。
　だけど、そういう対応のない企業とか、個人経営者っていうんじゃないけど個人で働いて頑張っている方、やはりそれはそれなりの私は支援をしてもいいと思いますよ。
　なんでかというと、今若い人から、みんな隣の町に、今この議場でも何度かそういう話が出ていますよ。みんな不動産を買って家を造っていますよ。そして、仕事場は枕崎。
　それで先ほどありました南さつま市をあげるのははばかれるんだけど、やはり住宅を建てる土地まで紹介していますよ。調べたところ、今、薩南病院が建つ村原地区の万之瀬川のちょっと北側辺り一体がほとんどその対象になって、不動産売買にも助成が出ている。そして、また本市にもありますけど、新築を造るために手厚い100万単位のやっぱり助成が出ていますよ。そしたら、皆さん行くのは当たり前ですよ、あっちに。だから私は枕崎で我慢している、枕崎に住んで働いてくれる方が本当にかわいいというか、もう頭が下がる思いですよ。
　やはりそのぐらい本市も対策をしないと、人口流出は食い止められないと思いますけどね。どうなんでしょう、市長。あなたの子育て支援もいいけど、子育て支援の前に産み育てる者がいなくなるわけですよ。まずそこからではないですか。
○前田祝成市長　まさに議員からございました、子育て支援の前に産み育てる若者がいなくなるという部分については、全く同感でございます。
　昨日から申し上げておりますが、若い世代が、議員からもございましたその働く場、若い世代がしっかりと働いて、将来にわたって収入が確保されてといいますか、生活ができるそういう経済環境をつくるっていうのが、やっぱり一番重要だと思います。
　当然、実際、子供を設けられた皆さんへの支援という部分も重要であるかとは思うんですけれども、その前に、まずベースとしてやはり若い人たちが、若い世代が働ける経済環境をつくっていくということが重要だと思いますので、そのあたりはしっかりバランス感覚を持って、少子化対策、子育て支援、経済対策っていうところに取り組んでいくということで考えてございますので、そのあたりはまた議員の皆さんからもいろんな御意見もお聞かせいただければと思います。ありがとうございます。
○５番禰占通男議員　私の経済対策というのは、もう企業はある会社の経営者に聞いても来ないと、枕崎には企業は来ませんと、一言。そうであれば、小さい企業を枕崎の有志でつくるか、五、六人の企業を今、ＩＴが盛んでいっぱいつくれると思うんですよ。それだったら、五、六人で10個つくったら50人ですよ。
　やはりそういうふうに、なければないで本市の若い力、考え、また企業の経営者、もろもろを巻き込んで、やはり起こす起業だと思うんですよね。これは私の考えですので、いずれ一般質問でもしようかと思いますので、選挙に受かったらですよ。それは受からないとできないから、本当にもう今度で最後ですから、そういうことで私の考えを紹介しておきます。
　次の質問に移りますけど、この証明書等の交付について、コンビニ交付についての取組状況はどのようになっているんでしょうか。
○鮫島眞一税務課長　証明書のコンビニ交付につきまして、本市におきましては、税関係証明や住民票の写しなど、コンビニエンスストアでの証明書交付は現在行っておりませんが、令和３年度より市税等のコンビニ納付サービスを導入しているところでございます。
○５番禰占通男議員　私も納税だけが対応と思わないで、いろいろありますけど、住民票、印鑑証明、戸籍、戸籍附票の写しなるものも、私は対応できるのかなあと思っていたんですよ。
　何でかというと、令和４年度予算ででですよ、自治体クラウド業務標準化調査業務委託とこの導入業務委託を予算で計上してあって、今もう４年度も終わりです。

それであと令和４年度は戸籍附票のシステム更新に伴うクラウド構築業務委託というのを1,600万円計上しておるわけです。これでもう何でもかんでもできるんだなと私は思っていたんですよ。

そうすると、コンビニ交付対応というのは、今後どうなるんですか、うちの行政としての取組は。

○鮫島眞一税務課長　まず、税関係証明につきまして答弁いたします。

税関係証明につきましては、マイナンバー制度を活用した法に基づく地方団体間の情報連携制度の利活用によりまして、各行政機関への証明書提出の必要がなくなった行政手続もございます。窓口での発行件数は頭打ちから減少傾向と現在なっております。

このようなことから、税関係証明書のコンビニ交付につきましては、現時点におきまして、市民の方から直接の要望等は寄せられておりませんが、今後の導入に当たりましては、税関係証明書以外の各証明書の取扱いと歩調を合わせながら、慎重に研究を行っていきたいと考えております。

○日渡輝明市民生活課長　コンビニ交付サービスの利用で、地方公共団体情報システム機構が提供する自治体基盤クラウドシステムを利用した場合で申しますと、現在のところ、住民票の写しと印鑑登録証明書の２種類が交付可能となっているところでありまして、今後、国の標準化の動向を見ながら、税証明書等の交付についてもシステムを構成する地方公共団体情報システム機構で検討をされているようです。

コンビニエンスストアでの証明書交付につきましては、このような状況も見極めながら、デジタル化社会へ向けた取組として、市民の利便性が高められるよう、引き続き研究をしていかなければならない課題であると認識をしておりまして、庁内においても議論を深めていきたいと考えているところでございます。

○５番禰占通男議員　今、検討をしていくと、そうだと利用者については、一番気になるところはこの手数料なんですけど、手数料はコンビニのほうが安いのか、もう庁舎に来て紙で申請するのか何か知らんけど、マイナンバーカードがあればそのままぱっといくようになると思うんだけど。手数料的にはどうなんですか、コンビニのほうが安くつくの、庁舎に足を運んだほうが安くなるとか、そこら辺が分かっていたらお答えください。

○日渡輝明市民生活課長　住民票の写しの交付、印鑑登録証明書、これについての手数料としては300円が設定されております。コンビニ交付サービスの利用の関係で、先ほど申しました自治体基盤クラウドシステムを利用した場合、交付証明書の発行手数料、コンビニ事業者等への委託手数料、それと運営負担金が必要となります。

市の必要な経費としまして、証明書交付に係る１通当たりの手数料は297円、それに加えまして、運営負担金として、人口３万人未満の市で令和５年度187万3,259円の金額が必要となります。

○５番禰占通男議員　１通当たりの単価としては、どうなんですかっていうこと。

○日渡輝明市民生活課長　証明書交付に係る市民の負担、手数料としては300円。窓口での場合でも、コンビニの場合でも300円という設定になりますが、市の経費として、先ほど申しました証明書交付に係る手数料と運営負担金が必要になってまいりますので、コンビニ交付サービスを行う場合においては、市の経費が多額になってくるということでございます。

○５番禰占通男議員　分かりました。

次に、防災と被災証明書発行について、被災者支援システムの取組はどうなっているのかについて質問いたします。

これもやはりクラウドということで、日本全国共通で使えるものもありますし、予算にあったので、本市もそこそこ対応はしているかなと思ったんですけど、お願いいたします。

○平田寿一総務課参事　大規模な災害が発生した場合、自治体は被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため被災者台帳を作成します。被災者が受けるべき給付や減免などの抜け、漏れ、落ちを防ぎ、できるだけスムーズに各種支援を受けることができるようにするためです。

しかし、全国では災害発生直後は、あまりにも多くの支援要請や被害情報が寄せられ大変混乱し、情報の整理、集約が間に合わなかったり、世帯情報を住民基本台帳から正しく取り込めなかったことや、入力したい事項に制限がかかり、被災者台帳に反映できないなどの問題が発生しています。

また、被災者の支援情報などが所管する部署ごとに管理され、災害が発生した後に十分に機能しなかったという事例も発生しています。

国はこうした課題を解消し、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として、クラウド型被災者支援システムを構築し、自治体に対して導入を推進しています。

クラウド型被災者支援システム導入の効果としては、住基情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地からの罹災証明等の申請ができ、全国のコンビニ等で罹災証明書等の受領が可能となります。また、平時においては、個別避難計画の作成機能等も備えています。

現時点では、クラウド型被災者支援システムの導入に向けた取組は行っておりませんが、今後、このシステムの詳細な内容や導入する場合の設備等の整備・経費的な面などについて調査・研究を行い、庁内関係部署で協議を行っていく必要があると考えております。

○５番禰占通男議員　３月11日の東日本震災の日に近づいてきますけど、今、新聞・テレビ報道でも十数年たって今でもずっと被災者の情報を流しております。

それで、今、原発の近くですね、帰還がやっとかなうところもありますし、そしてまた、近いところは熊本地震ですよ。

私も益城に３度ぐらい行ったんだけど、あそこも庁舎が壊れて支援物資もテントの中。そして、こうした証明書も机をずっと置いてあったから、聞いたら、その証明書の発行だといって、そのときも外でね、発行していた。そういうのを目の当たりにすると、クラウドシステムを見たときに、いい制度だなあと思って。本市からも支援に行っていますよね、この発行については。そこは行政の方々は皆さん情報を共有して分かっていると思います。

それとあと１つは、自分が被災したら、若い人はもう町には帰らないと思うんですよね。年寄りは未練があって残っているみたいな感じ。東北の方には悪いけど、残っているような感じですよ。そしたら、今説明がありましたように、ほかの地域で証明書を取るしかないですよね。わざわざ交通費をかけて、時間をかけてちゅうのは無理だと思いますから。ぜひ、早急に検討をお願いしたい。

それとあと、なんで私はこれを質問にしたかというと、令和３年11月４日付で都道府県経由で御案内済みですということが、ネットを調べとったら内閣府の部分で出てきたもんですから、これはもう１年前、鹿児島県内で取り組んでいるのはあるのかどうか分かりませんけど、そういう何か情報とかないんですか、どっかの市町村はもう取り組んでいるとか。

これ物すごく財政措置がよくて、特別交付税で対応であったり、本当に財政的には取り組んだほうがいいんじゃないかということで私も思っているんですけど、どうなんでしょうか。

○平田寿一総務課参事　国の資料によりますと、平成30年でこのクラウドのシステム、被災者支援システムを入れているところが全国の自治体の約３割程度、そして令和２年度においては約半分の自治体がシステムを導入していると聞いております。

そして、鹿児島県内においては、なかなか導入が進んでおらず、令和３年の12月１日現在だったと思いますが、２つの市と１つの町が導入しているということで、この自治体基盤クラウド

サービスを使っているのが２つの市であるということです。１つの町は民間のクラウドと連携してやっていると聞いております。

○５番禰占通男議員　最後に、これを使うのに、政府も共通システムが理想だよということを紹介しているんですけど、本市で取り扱うんであれば、全国共通のシステムを対応願いたい、そうお願いしておきます。

以上で終わります。

○永野慶一郎議長　以上で、禰占通男議員の一般質問終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分　休憩

午前10時38分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

［東君子議員 登壇］

○12番東君子議員　今回も正々堂々、真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

子供たちの成長を誰よりも願うお父さん、お母さん、今頃、学校で我が子は何をしているのだろう。

お友達と仲よくやっているのか、いじめられてはいないだろうか。仕事中も様々な心配が頭をよぎります。子供たちも一日一日を学校という学び場で、スポーツに勉強に一生懸命頑張っています。

道路を挟んだ目の前の建物では、アルコールの臭いをぷんぷんさせたやからが加わり、何億もの予算を動かす理不尽な姿が存在しました。

議員なりたて１年目、市民と市議会の語る会では、町が発展しない理由、それは市議会に問題がある。市民からの怒りの声が響き渡りました。議員定数を決めるアンケートでは、一番多かった御意見、議員の数は10名。もはや諦め何もあなたたちに望まない、求めない。報酬も歩合制にするべき。そして町は二分化に仕分けられている。

俺の言うことを聞くか聞かないか。もううんざり。見えないところで何をやっている。心の叫びとも取れる御意見をたくさんいただいております。

そして、同じ枕崎に住んでいながら、10年以上も理不尽な環境に悩み苦しめられている地域が存在しています。宇都集落です。

お正月、クリスマス、夏休み、冬休み、楽しいはずの行事が大雨が降るたびに、今頭上の穴の水かさはどれぐらいになっているだろう。水と泥が混ざり合い、我が家に押し寄せてくるのではないだろうか、不安と恐怖の毎日を過ごされています。

長年にわたって放置され続けた巨大な穴に悩まされる宇都集落の人たち、現在の危険な状況に対して、市はどのように考えていますか。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　本市におきましては、市民が健康で文化的な生活を確保する上において、良好な環境が極めて重要であることに鑑み、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することを目的として、枕崎市民の環境を守る条例を制定しております。

御質問の宇都集落の開発行為でございますが、開発行為を認知してから、条例に基づき指導等を重ねるとともに、開発行為者及び集落代表者や、周辺住民、隣接地の地権者、並びに本市による話合いを行った上で合意事項の確認書を締結してございます。

しかしながら、現在に至っても合意内容が履行されていないため、周辺住民からは不安の声が上がっておりますので、引き続き開発行為者に指導を行っていくとともに、梅雨時期の点検や大

雨時の避難情報の提供など周辺住民の不安の軽減・解消に努めてまいりたいと考えております。
○12番東君子議員　話だけでは多分どこがどうなっているのか、皆さん分からないと思うんですよね。現場を見ました、全身の鳥肌が立ちますよ、ここに証拠の写真が何枚もあります。

民家の坂道を上がっていくと、家があって横にちょっと草が生い茂った坂道があるんですよね。そしてちょっと何十メーターか上がっていくとですね、すぐ現れるんですが、山が削られて、こんなおっきな山が削られているわけですよ。そこに巨大な穴がほげているんですよね。

何が問題かって、そこに水が大雨のときにたまるわけですよ。そして泥とかが一緒になって流れてくるんですが、一番問題だと思うのがですね、危険な場所が民家から離れていないんですよ。分かりやすく言うと寝ている頭、枕元のすぐ上、すぐ上にあるんです、その危険な場所が。

あれだけの規模の工事を行うんでしたら、毎日のように家の横の坂道をブルドーザーとかが、ががががって上がっていくわけですよね。そして、山を削る音がしているわけですよ。その時点から計算に入れれば、かなりの期間ずっと悩まされているということになります。

これ何でこんなになるまでこんな工事をですね、市が許したのか、これ不思議でたまらないんですが、どういった目的でこの巨大な穴は掘られて、これに対して市はどのような対応を取ってきたんですか。
○山神修一企画調整課企画調整係長　まず、この開発行為の目的でございますが、本件開発行為の届出書によりますと、その目的は、個人財産及び公共用地、青線・赤線と呼ばれるものでございますが、これの保全のためとされているところでございます。

続きましてこれまでの経緯でございますが、この開発行為につきまして本市が情報を認知しましたのは、平成20年２月になります。

市による現地確認や開発行為者との面談を経まして、平成21年２月25日付で開発行為の届出書が提出され、同年３月３日付で文書により市が指導をいたしました。その後も周辺住民からの要請等もあり、現地確認や口頭での指導を続けてまいりました。

平成22年７月12日には、開発行為者や地域住民、隣接地権者、副市長以下担当職員が出席いたしまして、意見交換会を開催しました。同月21日には条例に基づく措置命令を出しまして、続く26日には、開発行為者、公民館長、隣接地権者、枕崎市で、宇都地内の開発行為に関する確認書を締結いたしました。このほかにも、口頭での指導や大雨時の点検などを行ってまいりました。

本市としましては、引き続き開発行為者に指導を続けていくとともに、梅雨時期の点検や大雨時の避難情報の提供など周辺住民の不安の軽減・解消に努めてまいりたいと考えております。
○12番東君子議員　写真もですね、何枚も見せていただきました。

今ここにあるんですが、小さいので見せられないんですが、ロードミラーがありますよね、オレンジ色の、この根本もですね、腐っているんですよ。

何で腐ったのかっていったら、やっぱりその泥水の影響だと思うんですよね。そして大雨が降るたびに土砂が流れて、そして砂ぼこりがおきる、窓も開けられない。多分、土を見たら硬い黒い土じゃないですよね、ちょっとシラスっぽいような、さらさらした砂だと思うんですけど、そこに水がたまって水が混じって、そして流れてくるわけですよね。

土砂が流れ、こんな状態で日が照って乾いてそれが空中に舞う、大雨にならなかったからよかったね、大災害にならなくて済んだね、そんな簡単な話ではないですよ。

動画を見られたと思いますが、滝のように流れ込んでいる、私見たんですよ。これどこの滝ですかって私言いました。見させていただいた方にですね、びっくりしてこれどこの滝かと。いや滝じゃないんですって、ここなんですって言うわけですよ。

ここの坂道がこんなになっているのって、それぐらいすごいですよ。自分の家の横の坂道がいきなり滝になって、そして目の前が川のようになって、自分の庭、道路に家に押し寄せてくるん

ですよ。こんな状態がですね、10年以上もほったらかしにされて、議会でも幾度も取り上げられた。それなのにまだ解決していない、その原因はどこにあると考えていらっしゃいますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　本件の開発行為、このことにつきまして解決に至っていない原因を特定することは困難でございますが、工事が行われておらず、周辺の住民が不安を抱えていることは事実ですので、引き続き開発行為者に指導していくとともに、梅雨時期の点検や大雨時の避難情報の提供など、周辺住民の不安の軽減・解消に努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員　ちょっと認識が甘くないですかね、今の回答だと。自分の家の状態がそういう状態になったときに、この危険な状態になったときに、そういう冷静な回答をされますかね。

記憶に新しい災害、熱海市で起きた土石流災害。令和３年７月、災害関連死１名を含む28名が死亡、580人が避難、建物の136棟が被害を受け、2022年被災地は立入禁止となっています。

こういったニュースが流れるたびに、宇都集落の方々はどういう気持ちでテレビを見たり、ニュースを聞いていらっしゃるのか。いつも災害の危険性と隣り合わせなんですよ、毎日を過ごされているわけですよ、もう待てませんよ、これ以上。何の罪もない落ち度もない集落の方々が、どうしてこんな目に遭わないといけないんでしょうか。

去年、今までにない大型台風が来るということで、農家の方々もですね、すごく大災害にならないように準備をされていました。屋根の上に土のうを積んだり、ハウスのビニールを撤去されたりですね。

でも、あのときたまたまそれたんです。だからそんなに大災害にならなかったんですよ。もう今３月ですよ、梅雨が来ますよ。それが過ぎたら台風が来ますよ、大丈夫ですか、早く急がないといけないんじゃないですか。

梅雨や台風によって大雨になれば土砂崩れの危険もあります。被害が出る前に急ぎ安全対策を行ってほしいです。明確な計画、これは今作成されていますか。

○山神修一企画調整課企画調整係長　本県におきまして、質問者がおっしゃるとおり、大雨時に泥水が流れ出るということは認識してございまして、このことにつきましては、開発行為者が維持管理、これがなされていないところでございますが、この開発行為に関しまして、まずは第一に当事者である開発行為者が対策すべきであるものと考えております。

したがいまして、本市におきまして具体的な計画は持っておりませんが、繰り返しになりますが、引き続き開発行為者に指導を続けていくとともに、梅雨時期の点検や大雨時の避難情報の提供など、周辺住民の不安の軽減・解消に努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員　必ずこれは台風に間に合うように市も責任を持って見守ってくださいね。約束してくださいよ、もう10年以上たっていますよ。許可を出したんですから、いいですね、よろしくお願いいたします。

次、環境対策について伺ってまいります。

私に寄せられる相談の中で、空き地の雑草に悩まされる住民の方々が年々増え続けています。相談がこれはとっても多いです。

相手方が動いてくださらない、一つの土地の中に何人もの方々が土地の持ち主になっている場合、いろいろなんですが、解決しないので自分で草を刈っている方もいらっしゃいます。

遠く離れた県外に住んでいて、子供たちの代になっている例、様々なんですね。せめてお盆やお正月ぐらいは、すがすがしく過ごしたいということで、こういった切実な声をいただいていますが、これから高齢化社会に突入してどんどん増えていくわけですが、空き地の雑草だけではとどまらず、アレルギーを引き起こすおそれのある植物もあるわけです。

この雑草に対してですね、相談者への対応、相手方の対応はどのように行っていらっしゃいますか。

○松田勇一市民生活課参事　質問者からございましたように、隣地に関する相談件数は年々増加

傾向にあり、令和３年度に43件の相談が寄せられ、そのうち雑草繁茂に関する相談が35件となっております。

令和４年度につきましては、１月末現在で66件の相談が寄せられており、雑草繁茂の相談が61件寄せられているところでございます。

民地に関することにつきましては、当事者間で解決することが原則となりますが、先ほども市長が述べられました枕崎市民の環境を守る条例におきまして、市の責務、市民の責務が明確に定められており、同条例第７条で、市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときには、速やかに実情を調査し、迅速かつ適正な処理に努めるものと定められており、第15条第２項におきましては、市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地または建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならないと定められております。

お尋ねの市民から隣接地に関する相談が寄せられた場合は、速やかに相談者と一緒に土地の状況を確認するようにしております。その後、当事者間で話合いができないケースもありますので、市から土地所有者、管理者に対しまして、現状の写真を添付し、当該地の適正管理についてのお願いの文書を送付しております。

適正な管理がなされていない土地は、病害虫の発生、不法投棄、小動物のすみかになるなど、生活環境への影響が懸念されますので、草払いなど対応を講じていただき、定期的な管理をお願いする内容の文章としております。

また、土地の所有者と直接面談して、適正な管理をお願いすることもあります。

内容につきましては、強制力はございませんが、市民の良好な環境が確保されるよう努めているところでございます。なお土地所有者がお願いした事案にどのように対応されるか、相談者へ具体的な回答をできるケースは少ないですが、市が行った対応など経過を報告するようにしております。相談内容につきましては、庁内関係各課で情報は共有しているところでございます。

○12番東君子議員　土地の所有者の方々からもですね、今まで相談がいろいろとあるんですが、毎回ですね、人を雇って草払いをすると業者に支払う代金もすごくばかにはならない。かといって自分も足腰を痛めていてとても草を刈ることはできない。娘や息子もこっちに帰ってきて家を建てる感じもしない。管理が大変なのでいっそのこと市に土地を譲りたいんだけど。

このような相談がですね、大変今多くなってきているんですが、このような声に対して前向きな解決方法はあるんでしょうか。

○篭原正二財政課長　市に土地を譲りたいといった御相談につきましては、年に数件いただいております。

市といたしましては、市民サービスの提供などへの活用が図られる可能性があるものについて、庁内で検討した上で御寄附いただいている場合もございます。

そうでない場合、行政サービス等に利用の可能性がない場合、土地を譲り受けることで、草刈り等の維持管理にかかる経費が生じてまいりますので、このことから御寄附は受けていないというところでございます。

なお、国におきましては、所有者不明土地の発生を予防する方策として、相続などにより取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる相続土地国庫帰属制度を創設いたしまして、令和５年４月27日に制度が開始される予定となっております。

これは土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加し、管理不全となる土地が増えていることが背景となり創設されたものでございます。

手続といたしましては、土地を手放したいと考えている所有者が、国に承認の申請を行いまして、法務局による要件審査、承認を経た上で、申請者が10年分の土地管理費相当額、これの負担金を納付することで、国が管理・処分を行うという制度となっております。

自治体の関与、市の関与といたしましては、国が承認申請を受け付けた後、自治体に対して市に寄附を受ける意向があるかどうか、照会がまいります。そのほか必要に応じて、土地に関する情報提供の依頼があるとされております。

○12番東君子議員　よく分かりました。ありがとうございます。

次ですね、市民にやさしいまちづくりについて伺ってまいります。

現在、強盗や殺人などあまり日本ではあり得ないような事件が非常に増えてきていると思うんですが、やはり最終的には、防犯カメラ、これが決め手となって、犯人が検挙される場合が多いのではないでしょうか。

防犯カメラを各集落に設置してほしいという声がですね、非常に町から離れた集落、そういう集落から幾つも相談を受けています。

実際ですね、この市民の安心安全な暮らしを守るためには、もうやっぱりそういう段階にきているのかなというふうに思われるんですが、防犯カメラの今後の設置計画、これはあるんでしょうか。

○平田寿一総務課参事　市内の防犯カメラの設置箇所や台数については定かではありませんが、コンビニエンスストアなどの店舗や事業所など、不特定多数の人が出入りする施設等への設置がかなり進んでおります。

防犯カメラを設置することで、交通事故や犯罪発生の抑止効果が期待されるほか、行方不明者の早期発見や、犯罪発生時における犯人の追跡、検挙などに効果を上げています。

市が設置する防犯カメラは、駅舎や国道等の通りに７か所14台を設置しており、その設置箇所については、有効的に活用できる場所を庁内関係課と警察と協議を行い設置しております。

市が設置する防犯カメラにつきましては、今のところ増設の計画はございませんが、今後市内の状況を考慮しながら、防犯カメラの設置による効果を警察とも検証し、必要に応じて設置を検討していきたいと考えております。

○12番東君子議員　一番大切なことは、カメラだけに頼らずに昔ながらの御近所付き合い、みんなで周りの方々を見守っていく、こういうことが大切ではないでしょうか。気にかける、尋ねる、声をかける。

まさにですね、今回私もある地区の方々にたくさん大切なことを教えていただきました。とっても心配な方が近くに住んでいらっしゃると。独り暮らしで、季節に合わない洋服、寒い日でも家の中は多分暖を取っていらっしゃらない感じがすると気にかけて、皆さんで尋ねていかれたり、コミュニケーションがままならない、そういう方も中にはいらっしゃいます。

一番ですね、皆さんが悩むのが、やはり個人情報といいますか、どこまで踏み込んでいいのか分からない、しかしこのままの状況を放っておけない。そういった相談を受けまして、私は市の担当課のほうにお電話をしました。

日常生活が心配な独り暮らしの高齢者に対して、市はどのような支援を行っていますか。

○堂園力郎地域包括ケア推進課長　お尋ねの件ですが、昨日の答弁とも少し重なるところがありますが、本市では毎年１月末から３月にかけまして、各公民館と民生委員に協力をお願いし、地域の高齢者や独り暮らしの世帯の調査を実施しており、調査の中で、見守り等の支援が必要な方についてはリストアップし、民生委員や在宅福祉アドバイザーが定期的に見守り活動を行っております。

活動については、定期的に地域包括支援センターへ報告書を提出していただいており、必要な方の情報が寄せられた場合は、センターの職員で本人の状態や暮らしぶりを確認し、その方の状態に応じた介護サービスや生活支援につないでおります。

また、見守る側の在宅福祉アドバイザーについても年１回全体研修会を実施しており、民生委員と連携した活動を行っていただいております。

さらに、普段不安なく生活されている高齢者が急に入院し、退院後の生活に不安が残る場合は、その方の入院中に医療機関から地域包括支援センターに情報を提供する仕組みとして退院調整ルールが行われており、共有された情報に基づいて、その方の状態に応じた対応を図っているところです。

いずれにしても、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただくためには、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供される公的な環境だけでなく、地域住民の皆さんの協力が不可欠ですので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

○12番東君子議員　他人の幸せを願いながら、そして一緒に生きていくすばらしい年の重ね方をぜひ、今後御手本にさせていただきたいというふうに思いました。

健康寿命を延ばすこと、このことが市の発展にもつながるところです。

そのためには、リラックスして楽しみを持って、生き生き毎日を過ごすことが大切ではないでしょうか。体は冷やすよりも温めるほうがいいです、血流がよくなる。

温泉も日頃の生活に上手に取り入れること、また市も参加して応援する取組、こういったことが必要ではないかなというふうに思います。私の知り合いの方から連絡をもらいまして、これはどういったことなのかと、いつもの行きつけの温泉に入りに行きましたと。ところがよその自治体の方が枕崎の湯に入りに来た。割引券を利用して安くで入るのを見た。あなたたちはどっから来たのと言ったら、どこどこから来たと。そういう割引券があるのという会話を交わしたということなんですね。

何が言いたいのかといいますと、地元の枕崎の方々が正規の値段で温泉に入りに行っているのに、何でよそから来た人たちが安くで入れるの。これはぜひ議会で取り上げていただきたいというお話だったんですね。

健康寿命を延ばすために、温泉割引券を発行して市民の方々に喜んでいただく。そういったうれしい取組を行ってはいかがでしょうか。

○福永賢一福祉課長　本市での高齢者等の入浴に関する施策としては、老人福祉センターに入浴設備がありますが、現在の老人福祉センターは耐用年数基準で残り８年程度となっており、今後の在り方について判断する必要に迫られております。

関係課で検討・議論している中では、入浴設備を廃止した場合、代替として入浴券の発行が必要ではないかとの意見もありますが、高齢者等全体を対象にした入浴券を恒常的に発行するとなると、多額の財源が必要となりますので、対象年齢の検討や現在実施しているタクシー利用券との併用など、実施の可能性について検討していきたいと考えています。

なお新年度は、第９期の介護保険事業計画と併せた老人福祉計画を策定いたしますが、計画検討懇話会でもこれらのことについて議論していただくことを考えております。

○12番東君子議員　ぜひですね、市民の皆様がうれしくて元気になるそういった取組を今後もよろしくお願いいたします。

それで次に入りますが、枕崎に住んでいて市役所に用事で行かれる方はたくさんいらっしゃいますが、まず入り口のほうに行ったらですね、玄関に職員の方が立っていらっしゃって、案内をしてくださいます。見ていますとですね、皆さん親切ですごく丁寧で、これだったら心配しなくて市役所に足が運べるなと、そういうようなとてもいいイメージを私自身も持っています。

それで身体に障害がある方にとってはですね、２階そして傍聴席は３階なんですが、複雑な階段が幾つもあります。

それで、エレベーターや昇降機が枕崎にはないんですが、例えば車椅子の方々が市役所に来られた場合はですね、どういう対応を取っていらっしゃるんでしょうか。

○山口太総務課長　庁舎２階の部署に御用件がおありで車椅子を使用されている方、あるいはつえをされている方が来庁された場合には、ただいま質問者からもございましたように、庁舎総合

案内の職員あるいはその場に居合わせた職員が御用件をお聞きして、担当部署に連絡をして、そして連絡を受けた職員や担当職員が１階まで降りていってというような応対をしております。

また、つえをついた方が２階に上がって御用件を済ませたいとそういった御希望があった場合は、御希望があって階段を上がる際ですとか、あるいはお帰りの際は転落などの事故が発生しないように職員が付き添って見守りを行っております。

実際に私自身も、本年度何回かただいま申し上げたような応対をさせていただいた記憶がございます。

利用頻度が高い主要窓口につきましては、市民の皆さんをはじめ来庁者の方々の利便性等を考慮して１階に集約しているところでございますが、今後とも庁舎総合案内の職員に限らず、全ての職員が車椅子やつえをついて来庁された方だけでなくて、高齢者など来庁者に対して積極的な声かけを行っていくとともに、先ほど申し上げましたような応対の徹底を図っていくことで、誰もが利用しやすい市役所となるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員　これからも思いやりのある対応でよろしくお願いいたします。

そしてエレベーターや昇降機が完璧な市役所であっても、大地震や災害に見舞われたときにですね、最終的には、やはり人がどう動くかこれが重要になるわけです。

独り暮らしの高齢者からの相談をお受けすることがとても増えてきているんですが、約束したお時間に自分なんかも行きます。それなのにピンポンと押してテレビはついているんだけれども、いる気配はするのに出ていらっしゃらない。これはもうどういうものかなと。そしてちゃんと時間も指定してその時間に自分なんかも行くわけですね。それじゃここでどうしようかな帰ろうかなどうしようかな、一応玄関で、私自身もですね10分ぐらい待っていたんですね。そうしましたところ、何か音がして、そして10分ぐらいかかったと思うんですが、あらいらっしゃったっていう感じで出てこられたんですね。

そしてお話をお伺いしましたところ、相談者の方はですね、家の中でつえをついて生活をされているということで、台所も段差があるということでですね。もう本当に注意をして生活をしなければ、転んだりしてとても大変な状態なので、ピンポンとなっても、すぐ、はあいと走って対応することができないんだというようなお話でした。

これから先、独り暮らしの高齢者の方が増えていく中で、決まったお時間にお伺いしても、出てくるまでにちょっと10分ぐらいは時間がかかる。こういうケースもあると思うんですが、職員の方が高齢者宅を訪問する際に、行き違いをなくすためにですね、何時ぐらいにお伺いしましたとそういった連絡メモ、こういったものがあるといいんではないかなあと思いまして、ちょっとつくってまいりました。

こういう感じなんですが、うさぎ年なので、ウサギさんのマークをつけて、そしてここがポイントなんですよ、何々さんに会いに来ました、普通だったら訪問して、不在票みたいな感じでね、宅急便でもそういうものが入ると思いますが、あえて私は会いに来ました。これを大きく掲げました。

これはなぜかというと、本当にですね私が訪問することをすごく楽しみに、お話をお伺いすると、待っていたということで、それでその前にちょっとトイレに行って、そしてお話に集中できるように態勢を整えられていた感じがするんですね。ということは、待っていたんです。ひょっとしたら、昨日からもう計画して待っていてくださって、楽しみにされていたと思うんですね。そして行き違いで、私がそのときにすぐ帰ってしまえば、あれ帰ってしまわれたということで、とても寂しい思いをされると思うんです。

ですから、もう本当にですね、ちょっとしたメモ一つこういうものがあるとどれだけ安心されて、そしてうれしい気持ちになるか、そういうことで会いに来ましたということを全面的に出したんですが、こういう連絡メモを活用されてはいかがかなあというふうに思いますけれども、ど

うでしょうか。
○堂園力郎地域包括ケア推進課長　大変すばらしい作品を見させていただきまして、市の業務は多岐にわたっておりまして、個人宅を訪問し業務を行っている部署も多いところですが、地域包括支援センターでは、介護支援専門員いわゆるケアマネが高齢者宅を訪問する際は、必ず事前に訪問する要件を伝え在宅の時間を約束してから訪問することとしております。
　また、心配な高齢者の情報が寄せられ面談ができなかった場合は、訪問した日時、要件を記入し折り返しの連絡を依頼する簡単なメモを残すようにしておりますが、高齢者の場合、認知機能や判断能力、運動能力が落ちている方もおられますので、作品を参考にしながら、御指摘のとおりより分かりやすいメモ用紙にするなど、工夫した対応を図るようにしていきたいと思います。
○12番東君子議員　はい、安心をしました。とっても大きな仕事を成し遂げたような気分になりました。
　これで私の一般質問を全て終わります。
　ありがとうございました。
○永野慶一郎議長　以上で、東君子議員の一般質問を終わります。
　ここで午後１時10分まで休憩いたします。

午前11時24分　休憩

午後１時10分　再開

○永野慶一郎議長　休憩前に引き続き会議を開きます。
　次に、上迫正幸議員。

［上迫正幸議員　登壇］

○３番上迫正幸議員　本年度最後の質問者となりました。
　しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。
　本年１月下旬の降雪で、農作物等被害に遭われた生産者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
　それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。
　まず初めに、スポーツ・文化による関係人口の増加についてを質問いたします。
　現在、野球場を中心としたイベント、キャンプ等が開催されていますが、関係人口の増加など、現状をどのように分析されているのかをお聞きいたします。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　今年度に入り、地域の活力を高めるために、スポーツや文化をまちづくりの資源として磨きをかけ、関係人口の増加に向けた取組を加速させ実績を上げております。
　２か年かけて市営野球場の大規模改修を終え、施設が充実したことで、九州女子硬式野球リーグなどの大会を誘致することができました。
　また、スポーツ合宿の誘致が進み、１月には韓国のチョンダム高校や仙台育英高校硬式野球部を迎え、現在、筑波大学硬式野球部がキャンプを実施しているところです。
　その後、九州大学医学部準硬式野球部がスポーツ合宿を実施する予定となってございます。
　また、市営野球場バックスクリーンの特設ステージと、スコアーボードの大型ＬＥＤビジョンの特徴を生かした野球以外の各種イベントも開催されるなど、関係人口創出に貢献しているところです。
　現状分析については、担当課長が説明いたします。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　市営野球場を多目的施設として開催したイベントとして、４月28日に枕崎高校と鹿児島水産高校の野球交流戦・書道パフォーマンスに両校全生徒、そして10月16日に近隣４市合同での南薩特産甲子園に3,500人の入場者、11月６日に第56回市民総合文化祭、市民芸能祭・自主文化事業ＡＲＴＳコンサートに702人の入場者、11月13日にホークスジュニアアカデミー野球教室に66人の参加者、１月15日に枕崎かつおランニングＤａｙに179人

の参加、１月22日は「ＭＡＫＵ　ＦＥＳ２０２３」、同時開催の肉フェスに4,500人と多くの方が訪れました。

また、スポーツ合宿は、１月に入り韓国のチョンダム高校硬式野球部の監督、コーチや選手42人、仙台育英高校硬式野球部が44人、現在キャンプ中の筑波大学硬式野球部が59人、また今後、これからになりますが、九州大学医学部準硬式野球部が20人予定しております。

また、野球場が改修されたことで、九州女子硬式野球リーグ戦や高校野球交流戦、新チームチャレンジゲームｉｎ枕崎など開催され、県外から多くのチームが訪れております。

特に、スポーツ合宿は宿泊を伴うため、本市にとって大きな経済効果が期待できます。合宿誘致を積極的に行うことで、関係人口の拡大が期待できるところであります。

野球場の利用者数の前年度との比較をいたしました市営野球場の利用者状況について説明いたします。

令和４年度１月末現在、市営野球場でのイベントなども含めて１万7,837人の利用があり、前年度の令和３年度は3,535人となっております。

コロナ前の令和元年度の実績8,661人と比べて、令和４年度、今年度１月末の実績は、2.1倍伸びております。

○３番上迫正幸議員　たくさんの方にイベント、キャンプ等参加してもらって非常にうれしいことであります。

各イベントの参加者の感想とかは聞いたことはないんですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　イベント参加者については、アンケートは実施しておりませんが、主催者そして実施団体から御意見を聴取したりして反省点など取りまとめて次期開催に向けての参考とさせていただいております。

例えば今年に入って１月15日に市営野球場を中心に開催されました、枕崎かつおジョギングＤａｙ、これは実行委員会形式で実施しまして、参加者から直接御意見を聴取するなどしまして、運営上の問題点そして反省点などメンバーが共通理解していくために次期開催に向けての取組をしているところであります。

○前田祝成市長　今、参加者の感想というお話がありましたが、「ＭＡＫＵ　ＦＥＳ２０２３」では、主催者からもちょっとお聞きしたんですが、やはりＬＥＤビジョンとステージを一体的に使えるということについては、イベントの効果としても非常にあるのではないかというようなお話を私直接伺っているところでございます。

○３番上迫正幸議員　非常にイベント参加者からは好評ということで、今度は逆に野球キャンプに参加した選手からは、何か意見とかはないんですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　既に韓国チョンダム高校、そして仙台育英高校が合宿を終えて、現在筑波大学が合宿をしておりますが、それにつきましては、率直に御意見をいただくようにしております。

その御意見につきましては、我々社会体育施設を管理する面、施設の運営上の問題点とか、そして宿泊などの環境面、これらの面につきましても御意見を賜っております。

今そういった御意見を精査しているところでございます。

○３番上迫正幸議員　はい、分かりました。

次にイベント、キャンプ等の企画運営、または誘致などは指定管理者が行っているのか。それに対して、本市はどのような形で関わっているのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　主に市営野球場を多目的な利用として実施するスポーツ・文化的なイベントは、スポーツ・文化振興課の企画によるものですが、南薩特産甲子園は、近隣の４市、指宿市、南さつま市、南九州市、枕崎市と地域振興局による連携により企画されたイベントであります。

また野球場を野外ステージとして利用として、市民団体の主催によります「ＭＡＫＵ　ＦＥＳ２０２３」のようなイベントもありまして、今後増えていくものと期待しているところであります。

国内外の高校や大学野球チームの春季スポーツ合宿の誘致は、指定管理者が自主事業として積極的に誘致を進め実現しております。

指定管理者と市が情報を共有し、一体となってこれからもスポーツ合宿の誘致を積極的に取り組んでいるところでございます。

○３番上迫正幸議員　イベントなどでたくさんの人が訪れるということで、駐車場そして宿泊施設は十分に足りているのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　駐車場につきましては、塩浜運動公園の駐車スペースとしまして約500台確保をしております。ですので、駐車場について不足したという御意見は今のところ承っておりません。

キャンプ場等の宿泊が足りているのかという御質問につきましては、スポーツ合宿は、指定管理者が市営野球場の利用や宿泊施設の調整を行っております。１月に入りまして新規スポーツ合宿では、宿泊施設の不足といった報告は受けておりません。

○３番上迫正幸議員　イベント・キャンプ等のですね、どこか来てやるという場合の告知はしていると思いますが、開催を知らない市民もたくさんおられるようです。さらなる周知方法はないのか検討されてはいませんか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　各種イベント等につきましては、広報紙の広報まくらざきや回覧版のお知らせ版で、毎月特設のコーナーを設けて広報しております。

市のホームページ等も利用し積極的にＰＲをしております。

本日広報まくらざき３月号に、新年度のスポーツ大会イベント一覧としましたスポーツへのお誘いなども折り込んでおります。また報道関係へも積極的に提供しております。

これも本日、地元新聞の南日本新聞の地域総合面の紙面で、合宿中であります筑波大学野球部に激励品を贈呈する写真が掲載されるなど、いろいろな広報手段を使って広報宣伝に努めているところでございます。

○３番上迫正幸議員　そうですね、広報などで周知しているということですが、まだまだ周知の仕方が私としては足らないと思いますんで、何か防災無線を利用した告知とかはできないんですかね。

○平田寿一総務課参事　一応、防災無線の用途としましては、防災情報を発信、周知する、それとテストとかも兼ねまして、市の行事、イベント等を放送しているところです。そういった市の催物等であれば、放送は可能かと思います。

○３番上迫正幸議員　可能ということなのであれば、防災無線をどしどし活用していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

野球場は現状で完成なのか、それとも今後まだ改修する予定があるのかをお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　新年度の市営野球場の環境整備といたしまして、野球場の管理棟の和式トイレを洋式に変更するなどのトイレの改修、そしてバリアフリーの設計委託を考えているところであります。

○３番上迫正幸議員　グラウンド整備用の用具がありますよね。ああいう用具なんかをなおす施設ちゅうか小屋みたいな倉庫みたいなとこはあるんですか。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　グラウンド整備用具の格納庫につきましては、これまでの大規模改修の一環として市営野球場の一塁側のダグアウト横に用具庫があります。

そこには、トンボやブラシ、ほうきなど整備用具が利用しやすいように収められております。

○３番上迫正幸議員　今度予算で組まれていますが、バッティングゲージの倉庫を造るということで、球場のどの辺に造る予定なんでしょうか。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　質問者の言われるとおり、新年度の事業でバッティングゲージが今現在２台ございますが、格納する保管庫を三塁側の投球練習場、ブルペン近くに設置、新設する計画がございます。
○３番上迫正幸議員　はい、分かりました。
　最後に、野球場周辺の運動施設の今後の改修予定があるのかをお聞きいたします。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　社会体育施設の全体的なことですが、老朽化に伴う施設の改修工事を今後も進めていくことになります。
　今後、武道館の屋根・内部天井の改修やテニスコートについては引き続きフェンスの改修やナイターの照明の設置、塩浜運動場のナイターなど施設の改修を、年次的に有利な補助事業の獲得を目指して実施できるように進めてまいりたいと考えております。
○３番上迫正幸議員　最後にお聞きします。深浦グラウンドの改修予定はないんですか。
○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長　深浦グラウンドにつきましては、現状ということで考えておりますが、将来的にはナイター設備、ハロゲンですのでＬＥＤに改修しないといけないというところは考えております。
○３番上迫正幸議員　本年10月に燃ゆる感動かごしま国体が開催され、総合体育館はなぎなたの会場となっております。全国から選手、監督、関係者がこの枕崎にやってきます。
　スポーツ・文化振興課はじめ関係者は大変多忙になってくると思いますが、この協議会が成功することを心より願っております。
　それでは次の質問に移ります。
　１月下旬の降雪で、農作物特に豆類に多大な被害が出たと聞いているが、その後の状況をお聞きいたします。
○沖園信也農政課長　本年１月24日から同月25日までの降雪による積雪・低温などによる本市の農作物等の被害につきましては、２月９日に議員の皆さんにお知らせいたしましたとおり、２月８日現在で4,477万3,000円と積算したところです。
　特に、実エンドウ、スナップエンドウで70％の被害率、被害額で、実エンドウ3,698万7,000円、スナップエンドウで588万4,000円、豆類の合計で4,287万1,000円となり、大きな被害が出たところです。このほか、果樹のビワで被害額190万2,000円となっております。
　幸いにして、農業用施設への被害はないところでした。
　その後の被害につきましては、耕作地を巡回しましても、既に実エンドウ等の収穫を諦め抜根しているところや、樹勢の回復状況を見極めているところなど、耕作場所により被害状況が異なることから、２月８日現在と変わりがないのではないかと思っております。
　ＪＡ南さつまによりますと、豆類につきましては、一部で収穫がなされてはいるが例年と比較して１割程度の出荷量であると聞いております。
　このため、市場の単価が高い状況にあることから、若干品質が劣るものでも集荷しているとお伺いしているところでございます。
○３番上迫正幸議員　収穫された方もいると思いますが、ほとんどの方がもう収穫できなかったと。
　それでやはり、苗代そして堆肥代とか前もって入れてあるわけですが、それに対しての国とか県への補助というか助成金の要請はしないんでしょうか。
○沖園信也農政課長　前回議会でも説明いたしましたが、市としての支援ということは特に考えておらず、今議員からありましたとおり、国県等での支援ということを要請したところであります。

県におきましては、今回の積雪、冷害などによる農作物被害に係る支援策が３月補正予算として今回の県議会に提案をされております。

支援策の詳細につきましては、県の補正予算成立後に説明会が予定をされておりますので、その内容を踏まえまして、被災農家等に周知をしてまいりたいと考えております。

○３番上迫正幸議員　平成28年にも降雪があったと記憶しているんですが、そのときの降雪の違いと今回の降雪の違い、この一番の違いは何だったのかお願いいたします。

○沖園信也農政課長　今議員からございましたとおり、平成28年１月下旬にも降雪があり、農作物の被害があったところです。

その際の確定報告では、実エンドウが55％の被害率、ソラマメで60％の被害率、被害額で実エンドウ3,955万1,000円、ソラマメ4,644万円、豆類の合計で8,599万1,000円であり、今回の豆類の被害合計額が4,287万1,000円ですので、約4,300万円、平成28年の被害が大きくなっております。

この際にも、果樹のビワでも被害があり、被害額356万5,000円と今回の被害額を大きく上回る被害となっております。

平成28年と今回の被害額の差を見てみますと、被害額計算の基礎となる耕地面積が実エンドウで28年は17ヘクタール、令和５年が10.6ヘクタールと約６ヘクタール強の減少となっております。また、平成28年の被害額の約半分はソラマメで、耕地面積が15ヘクタールでした。

今回、ソラマメの被害がなかったことや、被害に遭ったスナップエンドウの耕地面積が１ヘクタールと少なく、被害額積算の基となる面積に大きな差が生じ、平成28年の被害額が大きくなっております。

また被害率の点から申しますと、実エンドウで平成28年が55％、今回が70％で今回の被害率が高くなっております。

気象データから平成28年は、降雪後１週間の平均気温が約11度、最低気温の平均が約７度、今回の降雪後１週間の平均気温は約６度、最低気温の平均は約２度と、平成28年と比較しますと、平均気温で約５度、最低気温の平均で約４度低くなっております。

被害率は、圃場等を巡回し目視によるもので一概に言えませんが、平成28年と比較し降雪後の低温が長く続いたことによる影響もあり、今回の被害率が高くなったものと推察しております。

○３番上迫正幸議員　今、課長からこの被害額を説明してもらいましたが、これは露地栽培だけですかね、ビニールハウス栽培は入ってないんですか。

○沖園信也農政課長　今回の調査の中で露地とビニールハウス施設の区分はしておりません。

○３番上迫正幸議員　市のほうでビニールハウス栽培を積極的に進めるという考えはないんですか。

○沖園信也農政課長　28年の被害があった際に、その施設栽培による被害防止という点で農家にも　降灰防止事業、そういったものを活用して施設整備をしないかということで声かけをしたようであります。

しかしその際にも、農家から声は上がってこず、恐らく１件か２件程度の施設整備を行ったところですが、その後要望等が上がってきていないという状況です。

○３番上迫正幸議員　次に農作物の自然災害の備えとして、担当課が生産者に収入保険の加入を勧めたと聞いておりますが、その加入状況と今後の対策をお聞きいたします。

○沖園信也農政課長　収入保険制度は、農業経営の安定化対策として、農業をされている方の経営努力では避けられない自然災害や農作物の価格の低下などで売上げが減少した場合に、減少分の一部を補償する制度です。この制度は平成31年１月から国が新たに導入したもので、実施主体は農業共済組合となっております。

これまでの加入状況につきましては、個人または法人で55経営体が加入しております。

作物別では、カンショ27経営体、茶19経営体、花卉３経営体、野菜等４経営体、果樹１経営体、茶・カンショ・果樹等の複合が１経営体となっております。

加入率は、人・農地プランにおける中心経営体である認定農業者、新規就農者、認定農業者の基準到達者の数、約250経営体でありますが、加入者数を割りますと22.0％となります。

認定農業者の申請や甘しょ重要病害虫対策事業の説明の際には、収入保険への加入を促しております。収入保険は青色申告を行っている農業者が対象ですが、青色申告では帳簿の記帳が求められており、その中でも帳簿の簡易な方式でも負担を感じるようで、保険加入が進まない状況にございます。

また、収入保険は、過去５年間の平均収入が基準収入となります。

近年のサツマイモ基腐病により収入が大きく減少している生産者にとりましては、現時点での収入で保険に加入いたしますと、その基準収入が基腐病の発生前と比べ低い状況にありますので、収入減少による補填金が支給された場合でも補填金が少なく、メリットを感じないようです。

このような状況ではございますが、保険料に対する国の補助があることや、税の申告において経費算入できること、また、パソコン農業簿記記帳研修会などを紹介し、青色申告への誘導を行うとともに収入保険への加入を呼びかけてまいりたいと思っております。

○３番上迫正幸議員　収入保険の掛金ですね、1,000万に対しての掛金は幾らかとかそういうのが分かれば教えてください。

○沖園信也農政課長　基準収入が1,000万の農業者の場合で保証限度額80％、保険料率2.0％とした場合の保険料の分、掛け捨てになるんですが、こちらは７万2,000円、積立金ということでこの分積み立てて使わなければ返ってくる部分なんですが、その分につきましては22万5,000円ということで試算をされているようです。

○３番上迫正幸議員　はい、分かりました。

それでは最後の質問に移りたいと思います。

郷土芸能について、お聞きいたします。

まず、現在本市では、郷土芸能の活動を行っている団体は、幾つあるのか質問いたします。

○高山京彦生涯学習課長　現在、枕崎市郷土民芸保存会を組織する団体数につきましては、９団体11種目が加入しているところでございます。

保存会の活動につきましては、例年各団体において、豊年祭りで神社への奉納、農業祭、集落の運動会や敬老会などで、踊りの披露が行われているほか、５年ごとに開催する郷土芸能大会の際は、各団体が一堂に会し、それぞれ継承されている踊りや唄の発表を行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和２年から祭りや行事など中止が相次ぎ、活動機会が減少しているところでございます。

そのような中でも、昨年10月に妙見神社で行われました豊年祭りでは、東鹿篭太鼓踊りが３年ぶりに奉納され、多くの観客でにぎわったところでございます。

なお、東鹿篭太鼓踊り保存会は創立50周年を記念し、祝賀会を開催、これまで支えてくれた地域への感謝と継承に尽力してきた先人たちに対して敬意を表するとともに、これからも受け継いでいく決意を新たにしております。

さらに昨年11月には、リニューアルされた市営野球場を会場に、枕崎市総合文化祭、市民芸能祭が開催されましたが、その中では、駒水ヤンセ踊り保存会と別府小学校６年生の児童が練習を重ね、一緒に踊りを披露しているところでございます。

今後も、郷土芸能の活動が一歩ずつ着実に進んでいくことを期待しているところでございます。

○３番上迫正幸議員　９団体11種目あるということで、郷土芸能を継承していく上で、一番の問題点は何と当局はお考えですか。

○高山京彦生涯学習課長　地域に伝えられる伝統的な文化、郷土芸能などを継承していくという

ことが厳しい状況であると同時に、次世代に残していくことの重要性は認識しているところでございます。

郷土芸能を継承していく上で、多くの保存会では公民館活動の一環として、郷土芸能の継承活動が行われてきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化、また最近ではコロナ禍の影響によりまして、公民館活動が減少するとともに、伝統芸能の担い手の高齢化、深刻な後継者不足、併せて専門的な知識、技術が十分に伝承されていかないのではないかという懸念が生じていることが大きな課題であると認識しているところでございます。

○３番上迫正幸議員　一番の問題は、演者の高齢化ということなんですが、市内の小中学校に指導、継承していけないものかをお尋ねいたします。

○高山京彦生涯学習課長　人口減少に伴い、民俗芸能のような地域に根ざした郷土芸能の場合、その保存活動に携わる地域住民の生活様式と民俗芸能の保存活動とが乖離することによりまして、活動への参加者の減少や後継者不足が発生し、民俗芸能が衰退、そして廃絶してしまうことが懸念されることを憂慮しまして、令和２年度から、市内の学校と枕崎市郷土民芸保存会とが一体となって保存・継承するために、踊りの説明や指導者の実演、指導練習などに対して、市が活動に要する経費を負担する学校伝統文化継承事業があります。

また、文化庁の事業では、次代を担う子供たちを対象に、民俗芸能などの伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技芸等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組を対象に、事業を実施するための必要な経費を負担する伝統文化親子教室事業などがあります。

後者につきましては、別府地区に古くから伝わる郷土芸能、駒水ヤンセ踊りの後継者不足を懸念しまして、また、一つの集落で継承していくことには限界があることから、保存会が令和２年度から当該事業を活用しているところでございます。

先ほど答弁の中にもありましたが、別府小学校と連携し、保存会の方々が児童に踊りを指導して、練習を重ねまして、学習成果発表の場で披露するなど、地域ぐるみで踊りを伝承している実践事例であると思います。

一方で、小学校が郷土芸能を継承していくことにつきましては、授業時数の確保もあることから、双方で綿密に事前協議をする必要が求められます。

まずは、学校では総合的な学習の時間などを活用した取組によって、子供たちが郷土芸能の価値を正しく理解するとともに、保存や継承に向けた意識を醸成していくことで、受け継いでいくことの必要性を学び、そして、地域では各集落の活動を子ども会活動の一環として、家庭との連携を図りながら、理解したり経験したりしていくことが大切であると考えます。

その中で、地域に対する誇りや愛着を持ち、ひいては地域づくりの機運を高めるきっかけとなることが期待できるものと考えております。

○３番上迫正幸議員　ぜひですね各集落残っている郷土芸能を残すための取組を今よりももうちょっと強化していただいて、継承されていくことを切に願いまして、私の一般質問とさせていただきます。

○永野慶一郎議長　以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時49分　散会

本　会　議　第　４　日

（令和５年３月22日）

令和５年枕崎市議会第１回定例会

議事日程（第４号）

令和５年３月２２日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件　名	付託委員会
１	１４	枕崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
２	１５	枕崎市個人情報保護審議会条例の制定について	〃
３	１６	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
４	２２	枕崎市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
５	２４	町の区域の変更について	〃
６	１７	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産　厚
７	１８	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
８	１９	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
９	２０	枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１０	２１	枕崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１１	２３	枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
１２	２５	専決処分の承認を求めることについて	予　特
１３	1	令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	〃
１４	2	令和４年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃
１５	3	令和４年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）	〃

１６	4	令和４年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第２号）	〃
１７	5	令和４年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）	〃
１８	6	令和４年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）	〃
１９	２８	令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）	〃

○　本日付議された事件は議事日程（第４号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

１番	永　野　慶一郎　議員	２番	眞　茅　弘　美　議員
３番	上　迫　正　幸　議員	４番	沖　園　　　強　議員
５番	禰　占　通　男　議員	６番	城　森　史　明　議員
７番	吉　松　幸　夫　議員	８番	豊　留　榮　子　議員
９番	立　石　幸　徳　議員	10番	下　竹　芳　郎　議員
11番	中　原　重　信　議員	12番	東　　　君　子　議員
13番	清　水　和　弘　議員	14番	吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　増	事務局長	鷺　山　美津代	書記
大　江　武　史	書記	川　瀬　裕　也	書記

1　地方自治法第121条第１項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成	市長	本　田　親　行	副市長
山　口　　　太	総務課長	田　代　勝　義	企画調整課参事
鮫　島　寿　文	水産商工課長	日　渡　輝　明	市民生活課長
篭　原　正　二	財政課長	福　永　賢　一	福祉課長
中　嶋　章　浩	スポーツ・文化振興課長	松　田　　　誠	建設課長
沖　園　信　也	農政課長	西　村　祐　一	健康課長
鮫　島　眞　一	税務課長	堂　園　力　郎	地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人	水道課長	今給黎　　仁	水道課参事
平　塚　孝　三	市立病院事務長	橋　口　和　洋	監査委員事務局長
水　流　敏　幸	監査委員	天　達　純　子	地域包括ケア推進課参事
森　　　智　賀	健康課参事	中　村　俊　彦	農政課参事
桑　原　英　樹	水産商工課参事	松　田　勇　一	市民生活課参事
今　門　俊　彦	会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則	建設課参事
平　田　寿　一	総務課参事	木之下　浩　一	教育長
宮　原　　　司	教育総務課長兼給食センター所長	中　村　克　己	学校教育課長
高　山　京　彦	生涯学習課長	永　江　靖　博	農委事務局長兼農業振興係長
木口屋　和　彦	選管事務局長	田　中　幸　喜	消防長
中　原　広　次	消防総務課長兼消防団係長	俵積田　一　豊	警防課長兼消防署長
中　山　俊　吾	総務課行政係長		

午前　９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第１号から第５号までの５件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

［上迫正幸総務文教委員長 登壇］

○上迫正幸総務文教委員長　ただいま議題となりました日程第１号から第５号までの５件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第１号枕崎市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求に係る規定が同法に規定されたこと、また、枕崎市議会の個人情報の保護に関する条例において、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに審査請求に係る規定が同条例に規定されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第２号枕崎市個人情報保護審議会条例の制定について申し上げます。

本件は、枕崎市個人情報の保護に関する法律施行条例及び枕崎市議会の個人情報の保護に関する条例の施行に伴い、枕崎市個人情報保護審議会の組織等に関し必要な事項を定めようとするものです。

委員から、審査会と審議会の違いについて質疑があり、審査会については、例えば情報公開条例に基づいて不開示という決定をしたとき、それに対して不服がある場合に諮問し、審議会については、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときのみ諮問することができるとのことです。

また、委員から、審議会の委員構成や本市在住者への委員の委嘱についての質疑があり、専門的な知見を持った方のほか、地域の実情などにも精通している市民の方も委員に入っていただく形が望ましいと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第３号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、救急救命士である消防職員が、厚生労働省令で定める救急救命処置を行った場合における救急業務手当の額を定めようとするもので、現行では、消防職員が救急業務又は救助活動に従事したときには、１回につき一律150円を支給しているが、令和５年４月１日以降は、救急救命士が行う救急救命処置、いわゆる気管挿管などの特定行為を行った場合の救急業務手当の額を500円に定めようとするものです。

委員から、500円は適正な額なのかとの質疑があり、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務として、給料で調整することが難しい場合に限ってのみ支払われるものであり、本件については、特段上限が決まっておらず、額については全国的にばらつきがあるため、本市は県内や近隣市の状況等を考慮して、500円とするとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第４号枕崎市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、令和４年10月に着工した市民会館管理棟大規模改修工事に伴い、管理棟１階の和室前に第５会議室として新たに会議室を設置したため、その使用料を８時30分から正午までを550円、正午から17時までを820円、17時から22時までを1,260円と定めようとするものです。

委員から、市民会館の利用状況について質疑があり、平成30年度が1,923件の４万9,919人、

令和元年度が1,902件の４万9,231人、２年度が1,469件の２万248人、３年度が1,397件の１万8,422人と新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用回数も人数も減少しているが、今回新たに１階に会議室を設けたのは、既存の会議室は２階のみであることから利便性を図ることのほか、高齢者の身体的負担を軽減することを目的としているとのことです。

また、委員から、以前の用途であった視聴覚ライブラリー室についての質疑があり、以前と比べて部屋は狭くはなるが、視聴覚ライブラリー室は設けているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第５号町の区域の変更について申し上げます。

本件は、山手町及び日之出町の区域を変更することについて、地方自治法第260条第１項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

該当する件数は、土地が全体で７筆、建物が４棟となっており、今回変更を行う山手町及び日之出町については、平成７年度から18年度までの町名等整理事業により、平成11年度に既設の町を拡大して事業を実施したが、地籍調査事業において、片平山公園の一部と民地が筆界未定となっていたため、山手町と日之出町の町界部分についての町の変更が保留され、大字のままで存置されていたが、令和４年に当事者との協議により区域界付近の筆界が確定したことから、今回、保留されていた町名変更及び地番変更を行うとのことです。

委員から、筆界確定にかなり長い時間を要したのはなぜかとの質疑があり、平成７年の地籍調査において、片平山配水池東側付近にある駐車場と児童福祉施設の境界について、旧地権者の主張と市が主張する土地で相違があり、数回協議を持ったものの、そのたびに合意を得られない状況にあったが、令和２年10月に児童福祉施設責任者より境界確定に関する相談があったことから、令和３年６月の現地立会いを経て、市の主張する境界で合意に至り、令和４年３月に登記完了になったとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、採決いたします。

日程第１号から第５号までの５件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第14号から第16号まで及び第22号の４件は、原案のとおり可決、第24号は可決されました。

次に、日程第６号から第11号までの６件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

［吉松幸夫産業厚生委員長　登壇］

○吉松幸夫産業厚生委員長　ただいま議題となりました日程第６号から第11号までの６件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第６号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、本市条例も所要の改正をしようとするものです。

委員から、改正の影響がある特定教育・保育施設はあるのかとの質疑があり、本市には２つの認定こども園と５つの保育園があるとのことです。

なお、本市内の幼稚園は、認定を受けていないので対象外とのことです。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日程第７号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。
本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、本市条例も所要の改正をしようとするものです。
委員から、本条例の改正は、送迎車両の運行に関することと思うが、バス等での送迎を行っている施設はあるのかとの質疑があり、本市にはバス等での送迎を行っている施設はないとのことです。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日程第８号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。
本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、本市条例も所要の改正をしようとするものです。
委員から、日程第７号と同様に、バス等での送迎を行っている施設はあるのかとの質疑があり、本市には放課後児童クラブが５か所の６支援単位で実施されているが、バス等での送迎は行っていないとのことです。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日程第９号枕崎市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。
本件は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯以外の世帯に属する子についても、子ども医療費の助成対象となる年齢を現行の15歳までから18歳までに拡大し、令和５年６月１日から施行しようとするものです。
委員から、拡大する対象者数と助成額の見込みについて質疑があり、対象者は400人程度、助成額は令和３年度の中学生の医療費助成額の実績額から、928万円を見込んでいるとのことです。
なお、その対象は、保護者に監護されている子であり、その監護を離れて自立している18歳以下の子や、高校生であっても３月31日をもって18歳を過ぎた方については、対象外となるということです。
また、委員から、窓口無料化について質疑があり、住民税非課税世帯は窓口無料化となっているが、その他については、窓口で支払った後に口座振込みにより助成されるとのことです。
なお、全ての窓口無料化を行うためには、国保連合会のデータを使用することから、市独自での導入は困難であり、県全体で取り組む必要があるとのことでした。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日程第10号枕崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。
本件は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。
委員から、子ども・子育て会議の開催状況と構成メンバーについて質疑があり、会議は年に２回開催しているが、５年ごとの子ども・子育て支援事業計画を策定する年度については年３回開催するとのことです。
また、メンバーは各保育所、認定こども園、幼稚園の代表者、ＰＴＡ連合会、母親クラブ、母子寡婦福祉会などの多岐にわたる代表者17人で構成されているとのことです。
本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、日程第11号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げま

す。

本件は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられたため、本市条例においても、同様に額の改定を行うもので、支給される出産育児一時金は、産科医療補償制度に係る加算１万2,000円と合わせ50万円になるとのことです。

なお、この改正は、令和５年４月１日から施行となり、同日以後の出産に係る出産育児一時金について適用されるとのことです。

委員から、出生数と婚姻数について質疑があり、出生数については、令和４年が73人、３年が98人、２年が81人、元年が106人、また、婚姻数については令和２年が50件、元年が59件、平成30年が57件となっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第６号から第11号までの６件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第21号まで及び第23号の６件は可決されました。

次に、日程第12号から第18号までの７件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

［中原重信予算特別委員長 登壇］

○中原重信予算特別委員長　ただいま議題となりました日程第12号から第18号までの７件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る３月10日に開催し、委員長に中原重信、副委員長に眞茅弘美委員を選出いたしました。

付託された専決処分の承認１件、補正予算６件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第12号専決処分の承認を求めることについては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）、日程第14号令和４年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第15号令和４年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第16号令和４年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第２号）、日程第17号令和４年度枕崎市水道事業会計補正予算（第２号）、日程第18号令和４年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第２号）の６件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、お諮りいたします。

日程第12号から第18号までの７件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は承認、議案第１号から第６号までの６件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　ただいま上程されました議案第28号令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,738万4,000円を追加し、予算総額を158億7,698万4,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、株式会社枕崎お魚センターを観光振興と海業振興の役割を担う拠点として整備するための補助を行う、太陽と鰹のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業であります。

この事業につきましては、先般、国の令和４年度第２次補正予算分のデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプの内示を受けたことから、今回、追加提案という形でお願いするものであります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○９番立石幸徳議員　議案第28号についてですね、後もって予算委員会が開催されるようにはなっているみたいですけれども、本会議において市長出席、つまりお魚センターの社長出席の下で、基本部分について質疑をさせていただきます。

議案と一緒に添付されておりますお魚センターの経営実績報告書。この報告書を見ますと、令和４年の12月末の損益の見通しが約1,858万円の赤字になっているわけですね。

令和４年度ももう残すところ10日ないぐらいなんですけれども、４年度の決算見通しはどういうふうに見ているのかですね。この点を最初にお尋ねをいたします。

○桑原英樹水産商工課参事　御提出しております株式会社枕崎お魚センター経営実績報告書、令和４年４月から12月の中で、表の下全体説明のところにも記載していますとおり、期間中、令和４年４月から12月末までの入館者数につきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中、前年同期比100.5％と、微増しているところです。

売上高につきましては、レストランメニューのリニューアルや毎月のイベント開催、ふるさと納税返礼品の強化などの取組により、前年同期比110.1％と増加したものの、原材料費及び光熱費の高騰、人件費の上昇、コロナ関連雑収入の減少、固定資産税の減免措置の終了などにより、損益は前年同期と比べて438万7,000円の減、マイナス1,858万円となっているところです。

しかしながら、令和５年１月以降は観光客の動きも活発になってきており、特に２月については、市のキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンなどにより、前年同期と比べて、入館者数、売上高が大きく増加しているところでありますので、損益につきましても、改善をしてきていると伺っております。

そういうことで、令和４年度決算の損益につきましては、令和３年度決算と同程度、マイナス1,000万程度を見込んでいるようです。

○９番立石幸徳議員　今担当参事のほうで説明がありましたけど、資料を基に読み上げたんですが、最終的に令和４年度も1,000万程度の赤字という見通しをお持ちのようですが、そうしますと、結果的に６年連続の赤字という事態が発生するわけですね。

そこで昨年の12月議会で、お魚センターに対し本市から5,000万円の貸付けをする際、議会の附帯決議の一つとして、役員体制の見直しを取り組んでいただきたいという１項目があったと思うんです。

６年連続の赤字ということで、役員が旧態依然とした役員体制ということは、やはり市民にも、それからやっぱり経営のあるべき姿として、いかがなものかと考えているんですが、役員体制の見直しということについては、どういった対応をされているのか、お尋ねをいたします。
○前田祝成市長　ただいまございました附帯決議の内容につきまして、役員体制の見直しという中身が入っていたわけですが、その点につきましては、役員会で当然共有してございます。
そして今後の役員体制については、当然ながら経営判断というところになってこようかと思います。
今回の４年度の決算が出た際に、当然株主総会等でもう一度その附帯決議の内容確認は当然しますが、最終的には会社でどのような形がいいのかということを決する、そのようなことになろうかと考えてございます。
○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。――ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
ただいま上程中の案件については、議事日程に記載のとおり予算特別委員会に付託いたします。
以上で本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午前10時１分　散会

本　会　議　第　５　日

（令和５年３月29日）

令和５年枕崎市議会第１回定例会

議事日程（第５号）

令和５年３月２９日　午前９時３０分開議

日程番号	議案番号	件　　名	付託委員会
1	２８	令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）	予　特
2	7	令和５年度枕崎市一般会計予算	〃
3	8	令和５年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
4	9	令和５年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5	１０	令和５年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
6	１１	令和５年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	１２	令和５年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	１３	令和５年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
9	２９	令和５年度枕崎市一般会計補正予算（第１号）	
10	３０	公共施設等の有効活用と機能性の高い新庁舎建設の早期実現に向けた財源確保を求める決議	

○　本日付議された事件は議事日程（第５号）のとおり

1　本日の出席議員次のとおり

1番	永　野　慶一郎　議員	2番	眞　茅　弘　美　議員
3番	上　迫　正　幸　議員	4番	沖　園　　　強　議員
5番	禰　占　通　男　議員	6番	城　森　史　明　議員
7番	吉　松　幸　夫　議員	8番	豊　留　榮　子　議員
9番	立　石　幸　徳　議員	10番	下　竹　芳　郎　議員
11番	中　原　重　信　議員	12番	東　　　君　子　議員
13番	清　水　和　弘　議員	14番	吉　嶺　周　作　議員

1　本日の書記次のとおり

新屋敷　　　増	事務局長	鷺　山　美津代	書記
大　江　武　史	書記	川　瀬　裕　也	書記
山　口　美津哉	書記		

1　地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前　田　祝　成	市長	本　田　親　行	副市長
山　口　　　太	総務課長	田　代　勝　義	企画調整課参事
鮫　島　寿　文	水産商工課長	日　渡　輝　明	市民生活課長
篭　原　正　二	財政課長	福　永　賢　一	福祉課長
中　嶋　章　浩	スポーツ・文化振興課長	松　田　　　誠	建設課長
沖　園　信　也	農政課長	西　村　祐　一	健康課長
鮫　島　眞　一	税務課長	堂　園　力　郎	地域包括ケア推進課長
上　園　秀　人	水道課長	今給黎　　　仁	水道課参事
平　塚　孝　三	市立病院事務長	橋　口　和　洋	監査委員事務局長
水　流　敏　幸	監査委員	天　達　純　子	地域包括ケア推進課参事
森　　　智　賀	健康課参事	中　村　俊　彦	農政課参事
桑　原　英　樹	水産商工課参事	松　田　勇　一	市民生活課参事
今　門　俊　彦	会計管理者兼会計課長	大工園　昭　則	建設課参事
平　田　寿　一	総務課参事	木之下　浩　一	教育長
宮　原　　　司	教育総務課長兼給食センター所長	中　村　克　己	学校教育課長
高　山　京　彦	生涯学習課長	永　江　靖　博	農委事務局長兼農業振興係長
木口屋　和　彦	選管事務局長	田　中　幸　喜	消防長
中　原　広　次	消防総務課長兼消防団係長	俵積田　一　豊	警防課長兼消防署長
中　山　俊　吾	総務課行政係長	木　浦　勝　美	企画調整課主幹兼情報政策係長
石　場　博　和	財政課財政係長	石　場　竜　一	健康課健康促進係長

午前９時30分　開議

○永野慶一郎議長　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第１号から第８号までの８件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

［中原重信予算特別委員長　登壇］

○中原重信予算特別委員長　ただいま議題となりました日程第１号から第８号までの８件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算８件については、去る３月13日、15日、16日及び22日の４日間、議長を除く全議員で構成された特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第１号令和４年度枕崎市一般会計補正予算（第11号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第２号令和５年度枕崎市一般会計予算については、保健センター設置事業において、新たに民間医療施設跡地を取得し、こども家庭センターの役割と災害発生時の福祉避難所としての役割を担うことを目的に、令和７年度春に（仮称）保健センターの設置を目指すものとされていたが、国が求めているこども家庭センターの設置目的は、子ども・子育て支援の各種事業において、施設等の利用支援や援助の必要量の確保を求めているところで、箱物を求めているのではなく、児童福祉と母子保健における保健師や相談員などの専門職と、センター長・統括支援員との連携による地域資源の発掘や、施設等の紹介などのサポート体制の一元化を求めるものであること。

また、さきの12月議会において、令和４年度当初予算で議決されていた既存施設の老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を皆減し、新たに保健センターとして活用する民間医療施設跡地を取得する議案が唐突に提案され、議会は、経緯の時系列的なプロセスが不明瞭であり、枕崎市第６次総合振興計画を上位計画とした当初予算との整合性がなく、行財政改革に逆行していることなどを強く指摘した上で、皆減された老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を復元し、民間の医療施設跡地の取得事業費を削除する12月補正予算の修正案を絶対多数の下に可決した。

このような経緯にもかかわらず、令和４年度予算における今回の３月補正では、12月議会で修正可決され復元した老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託事業は、令和５年度への事故繰越や事業費の減額もなく、執行されていないことが判明し、明らかに議会の議決を無視した意図的な予算編成と言っても過言ではなく、市長の政治姿勢が問われる大きな問題でもあるとの理由から、保健センター設置に係る土地・建物購入費及び当該施設改修に係る調査設計等委託料の計7,440万円を皆減する修正案が提出されました。

これを受け、採決に当たっては、まず修正案を採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定し、引き続き修正部分を除く原案について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第３号令和５年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第４号令和５年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第５号令和５年度枕崎市介護保険特別会計予算の３件は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第６号令和５年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第７号令和５年度枕崎市水道事業会計予算、日程第８号令和５年度枕崎市公共下水道事業会計予算の３件は、いずれも全会一致

で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、報告を終わります。
○永野慶一郎議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。
眞茅弘美議員。
○２番眞茅弘美議員　令和５年度枕崎市一般会計当初予算の衛生費の衛生費中、保健衛生総務費の公有財産購入費7,000万円、委託料の調査設計等委託料440万円を削除する修正案について、賛成の立場で申し上げます。
この件については、さきの12月議会において、令和４年度当初予算で議決されていた既存施設、老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を皆減し、12月議会補正予算で新たに保健センターとして活用する民間医療施設跡地を取得する議案が唐突に提案され、議会は、経緯の時系列的なプロセスが不明瞭であり、枕崎市第６次総合振興計画を上位計画とした当初予算との整合性がなく、行財政改革に逆行していることなどを強く指摘した上で、皆減された老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を復元し、絶対多数の数のもとに可決したものであります。
このような経緯にもかかわらず、令和４年度当初予算における今回の３月補正予算では、12月議会で修正可決され、復元した現在の老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託事業は、令和５年度への繰越明許費や事業費の減額もなく、執行されていないことが判明したところで、明らかに議会の議決を無視した意図的な予算編成と言っても過言ではありません。
建物購入となると、非常に市民の関心も高く、市長への政治姿勢が問われる大きな問題でもあります。
また、令和５年度の当初予算は、保健センター設置事業として、民間医療施設跡地の土地家屋の取得と調査設計委託費を計上しており、さきの12月議会でも十分に議論し尽くされた結果、修正可決された議案を僅か３か月後に再提案する議案となっているところであります。
令和４年３月に見直された公共施設等総合管理計画の中でも、今後の人口動向や財政状況を踏まえ、状況に見合った施設へと縮減すると記載されております。医療施設購入費7,000万円及び購入する医療施設の改修のための設計業務委託費440万円が計上されているが、これ以上の経費がかかることは間違いないと思うところであります。
現在、試算されているだけでも購入予定の建物の改修費等に9,000万円、老人福祉センターの改修費に4,500万円、また、駐車場が狭隘のため、民有地買収となるとさらに金額がかさみ、管理費も計上され続けるのであります。
令和４年６月20日児童福祉法が改定され、市町村にこども家庭センターについては努力義務が課されたという説明であったが、妊産婦の産前産後の支援、児童虐待対策、子供の貧困対策、ヤングケアラーやひきこもり、発達障害など様々な困難を抱える子供や家庭への包括的支援などに特化した役割を果たすという部分においては、大いに進めてほしいという思いではございますが、厚生労働省が求めているこども家庭センターの設置目的は、子ども・子育て支援の各種事業において、施設等の利用支援や援助、必要量の確保を求めているところで、箱物を求めているのではなく、児童福祉と母子保健における保健師や相談員などの専門職とセンター長、総括支援員との連携による地域資源の発掘や施設などの紹介などのサポート体制の一元化の確立を求めているものと思っています。
したがって、効率のよい連携の取れる体制は、既存の施設でも取れるのではないかと思うところであります。
また、近い将来、新庁舎建設計画も決して避けては通れないところであります。

現在、本市の公共施設はあちこちに点在しており、市民も大変不自由な思いをしています。また、国からの交付税やふるさと納税事業が始まる以前、本市は財政危機宣言を出し、その時代は、行政と市民と一つになり、辛抱し、乗り越えてきたと察するところであります。

我々は、住民福祉の向上を願う最小の経費で最大の効果を上げる地方自治法の精神による行政運営を望むものであり、また、行財政改革の基本である屋上屋を重ねないを理念とし、中長期的な視点に立った行政運営を求めて、保健センター取得事業の予算を削除して、令和５年度当初予算を修正することに賛成の立場としての討論といたします。

○永野慶一郎議長　次に、下竹芳郎議員。

○10番下竹芳郎議員　日程第２号議案第７号令和５年度枕崎市一般会計予算に対する修正案に賛成する立場で討論いたします。

本件の経緯につきましては、先ほど眞茅議員の討論の中で説明がありましたので、省略いたします。

少子化対策、子育て支援というのは、待ったなしで取り組まなければならない事業です。ハード面に関しても、新しくきれいな場所にこしたことはないですが、ソフト面を充実させることで十分確立できる事業だと思います。12月議会の補正予算においても、この土地取得の議案が出されました。３か月しかたってない今議会にも同じ議案が提出され、計画性、予算面、考えに考えた結果、態度を変えることはできませんでした。

以上で、賛成討論を終わります。

○永野慶一郎議長　次に、吉嶺周作議員。

○14番吉嶺周作議員　議案第７号令和５年度枕崎市一般会計予算の修正案について賛成の立場から討論いたします。

現在の健康センターの場所は、老人福祉センター、市立病院、カンガルーのポッケに隣接しており、医療福祉圏としての機能を十分に果たしております。健康センターは、第１避難所として市民会館と同じ収容人員200人と最大であること、選挙の投票所や公民館等の利用など周辺住民に密接な施設だと考えます。また、市立病院東側には、旧准看護学校跡地が更地になっており、その土地の有効活用を検討するべきだと考えます。

当初予算に計上されているにしだ泌尿器科跡地は、土地建物購入価格7,000万円、調査設計等委託料440万円、外壁・屋根防水工事費約3,000万円、内装工事代も6,000万円程度必要です。そのほか駐車場確保に別途費用がかかり、最終的には、合わせて２億円近い財源が必要であろうと推察されます。

現在、地方公共団体に求められているものは、小さな地方政府による効率的、経済的かつ有効な事務遂行であります。限られた財源の中で、必要最小限のコストで最大限のアウトプット及びアウトカムを実現していかなければなりません。

さきに討論された議員の意見等も合わせて、修正案について賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長　次に、豊留榮子議員。

○８番豊留榮子議員　私は、ただいま報告がありました議案第８号から10号までの３件に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

議案第８号枕崎市国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険は、高齢者や自営業、農漁民、そして無職の人や学生の方々を対象としているところです。

令和５年度からは、市町村から県が主体となる制度改正が実施されているところです。

今年度は、団塊の世代の昭和23年生まれの被保険者が後期高齢者医療制度に移行する年度でもあり、１人当たりの医療費が高い年齢層の減少に伴う保険給付費などの支出の減少があります。

そして、市町村が県に納める令和５年度の納付金総額が前年度には約２億円がプラスされ、約480億円を県全体で納めるということですが、今度は県がためていた基金96億円の中から５億円

を取り崩し、国保税引下げに充てるということです。
しかし、国は市町村に対して、一般会計からの繰入れをやめるよう強く言い続けています。国民健康保険制度を守っていくためには、県に任せるだけではなく、市が市民の暮らしと健康を守るためにも、しっかりとした方針を掲げることが必要ではないでしょうか。
コロナ禍の中で物価の高騰が続き、市民の暮らしは厳しさを増してきているところです。本市も国や県への要望を引き続き行い、国保税の引上げを抑えるためにも、本市独自の減免制度を取り入れるべきではないでしょうか。
次に、議案第９号枕崎市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、75歳以上の医療費負担が病院の窓口で１割から２割に引き上げられ、さらに保険料の値上げが続けば、生活は成り立たなくなり、病院へ行くのも控えるようになることでしょう。さらに容赦ない負担増が高齢者の命、健康を脅かすことになるのではないでしょうか。
厚労省が全ての国民がいつでも必要な医療を受けることができると説明している国民皆保険を未来につなぐには、減らされてきた国庫負担の引上げはどうしても必要です。高齢者が安心して受診できてこそ、病気の早期発見、早期治療を進めれば、医療費を抑えることもできます。
高過ぎる保険料のさらなる値上げではなく、引き下げること、そして高齢者の健康推進事業を充実させるためにも、国や県に対して財政負担を強く求め、高齢者が安心して医療にかかれる制度にすべきではないでしょうか。
次に、第10号枕崎市介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える制度として、2000年から始まり23年目になりました。それまでは１人で家族の介護をされていた方や、老老介護に疲れ果てたと言われていた方々が、どんなにほっとされたことでしょう。
しかし、要介護認定で要支援か要介護に認定されていないとサービスを受けることができないし、介護度によっては、サービスの内容が制限され、いまだに保険あって介護なしと言われているようです。また、３年ごとの保険料の改定で、今では２倍を超える保険料になっているといいます。国からの自治体への締めつけをはね返し、市民にとって老後を安心して暮らせる大事な制度となるような介護保険制度にすべきではないでしょうか。
以上のことから、反対討論といたします。

〇永野慶一郎議長　これをもって討論を終結いたします。
これから、順次、採決いたします。
お諮りいたします。
まず、日程第１号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

〇永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第２号について採決いたします。
まず、本件についての委員長報告は修正でありますので、委員会の修正案について、起立により採決いたします。
委員会の修正案について、賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

〇永野慶一郎議長　起立多数であります。
よって、議案第７号に対する修正案は可決されました。
次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。
修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第７号における修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

この結果、議案第７号は修正可決であります。

次に、日程第３号から第５号までの３件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第３号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第９号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第５号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第６号から第８号までの３件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から第13号までの３件は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前９時55分　休憩

午前10時４分　再開

○永野慶一郎議長　再開いたします。

次に、日程第９号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［前田祝成市長　登壇］

○前田祝成市長　ただいま上程されました議案第29号令和５年度枕崎市一般会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ574万4,000円を追加し、予算総額を157億5,834万4,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、地域デジタル化推進事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業であります。

このうち、地域デジタル化推進事業につきましては、マイナポイント付与の申込期限が延長されたことに伴い、申込手続の支援を行う受付窓口の開設に係る経費をお願いするものです。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、65歳以上の高齢者と重症化リスクのある基礎疾患を持つ方を対象として、本年５月から追加接種を行うこととなったことに伴い、システム改修等の準備経費をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長　お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第３項の規定を適用し、委員会付託を省

略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用し、回数の制限はしないことといたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○９番立石幸徳議員　私は議案第29号ですね、ただいま提案されました提案理由の中でですね、このワクチン接種の関係で、市長の説明では65歳以上の高齢者、それから重症の基礎疾患を持っている方ということですが、具体的に本市の場合は、対象者は何名を想定されているのかですね。

それから５月以降の接種になるということですが、実際は大体いつ頃がこのワクチン接種の予定ということでなってくるのか、まず２点お尋ねをいたします。

○西村祐一健康課長　ただいま御質問のありました接種の対象人数ということなんですが、この春夏接種に関しましては、ただいま議員からありましたとおり、65歳以上の高齢者及び５歳から64歳の基礎疾患を有する者（117ページに訂正発言あり）、その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、重症化リスクが高い方が集まる場所でサービス提供する医療機関、高齢者、障害者施設等の従事者にも接種機会を与えることとしております。

今申し上げた方につきましては、令和４年中に５回接種をしておりますので、完了をされている方が6,000人強いらっしゃいますので、その方々がまず対象となると思います。

それといつ頃から接種を開始されるのかということですが、国からは５月８日、連休明けから開始するようにということになっておりますが、一応今回補正で上げておりますシステム改修、そういったものが終わった後接種券の送付を終えて、まずは医療従事者から始めまして、65歳以上の高齢者等の接種については、５月の中旬及び下旬に開始されるものと考えております。

○９番立石幸徳議員　令和４年に５回ワクチン接種されたということですけど、これまでの本市のワクチンの接種率ですね。この推移はどういうふうになっているのかですね。

全国的には、どんどん接種率も下がってきているみたいなんですけれども、本市の場合のこの接種率の推移ですね、この点についてお尋ねをいたします。

○西村祐一健康課長　ただいまありました接種率の推移でございますが、３月27日に集計した数値で申し上げます。

初回接種というのが、１回目・２回目接種をセットで初回接種と申しますが、これについては１万6,331人接種を完了しております。率に関しましては83.1％ということになっております。

それと３回目接種につきましては１万3,948人、71.0％、４回目接種につきましては１万0,535人、53.6％、５回目接種に関しましては6,286人、32.0％となっております。

パーセントを出すに当たっての割合の基礎になりますのは、３月１日付の住基人口１万9,645人に対しての率となっております。

○９番立石幸徳議員　私は最後にですね、いわゆる昨年全数把握はしないということがありまして、各自治体のコロナ感染状況がなかなかつかめなくなってきているんですが、私どもとしては、枕崎市のコロナ感染の状況というのは、今現在どういうふうに見ればいいんですかね。

つまり、県下全体のいろんな状況は報道でも分かるんですけれども、枕崎市の状況というのは、なかなかこの全数把握をしないということから、分かりづらくなってきているんですよ。その点を最後にお尋ねをしておきます。

○西村祐一健康課長　先ほど接種の対象者について65歳以上の高齢者及び５歳から64歳の基礎疾患を有する者と申し上げましたが、こちらが65歳以上の高齢者及び12歳から64歳の基礎疾患

を有する者ということで訂正いたします。

ただいま質問がありました、全数把握の見直し以降の本市の感染者数ということなんですが、こちらにつきましては、議員の皆様も御存じのとおり、南薩医療圏、枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市での発表となっております。

これについては、この南薩医療圏で９月21日から３月27日までの感染者数に関しましては１万1,417人となっております。

令和２年の国勢調査に基づきます南薩医療圏の人口は12万5,011人でありまして、同じく令和２年の国勢調査に基づく本市の人口につきましては、２万0,033人でありますことから、その割合で計算しますと、本市においては1,830人程度の方が９月21日から３月27日までに感染したのではないかと想定しているところでございます。

〇６番城森史明議員　私はマイナポイント申込支援事業について質疑いたします。

支援事業についてはどのような体制で現在やっているのか、それと高齢者の申請率が非常に少ないかと予想されるんですが、特に高齢者に対する広報ですよね、どのようにやっているのか質問いたします。

〇木浦勝美企画調整課主幹兼情報政策係長　マイナポイントの申込みの支援については、現在、委託業者１名、会計年度任用職員１名の２名体制で行っております。

高齢者に対する支援というところで、高齢者の方は基本、スマートフォンをあまりお持ちではないので電子マネーを勧めているところです。私も行くのですが、そこそこ高齢者の方も来られて申込みをされている現状です。

周知の方法ですが、広報紙、お知らせ版、国が出している新聞、テレビ報道で広報しているところです。

〇６番城森史明議員　本市のマイナンバーカード取得率は県下でも高いのではないかという、今までの発表があったんですが、取得率はどれぐらいを目指しているのか。

現在、県内の19市の中で毎年マイナンバーカードの取得率、これは何％なのか質問いたします。

〇日渡輝明市民生活課長　まず、マイナンバーカードの申請・交付状況についてお答えしたいと思います。

マイナンバーカードの申請・交付状況につきましては、令和５年３月19日現在のデータになりますが、申請者累計１万7,050人、申請率85.16％、交付につきましては、交付者累計１万4,794人、交付率73.90％となっております。

この分母となる人口につきましては令和４年１月１日現在、人口２万0,020人でございます。

県下19市の中での本市の交付率は、３月19日現在のデータで見ますと第８位となっている状況でございます。

国では、これまで令和４年度末に全ての国民にマイナンバーカードの取得をということで目指してきたところでございます。本市においての目標も、できる限り多くの市民の方にマイナンバーカードを取得していただきたいということで、広報、啓発等を行ってきているところでございます。

〇６番城森史明議員　100％というのは理想ですよね。この制度に関しては反対の国民というのも結構、実際おられるわけで、やはりその辺の交付率が73.9％、どうしても100％にはいけないと、理想的にはそう思うんで、それを一応今までの分析をされて、やはりこれについては、広報の不足であったり、特に高齢者はそういう部分もあると思うんですが、それの分析をされて、目標を定めるべきですよね、当然。その辺はどう考えているんですか。

マイナンバーカードについて今までのデータの実績を分析してね、最終目標は大体85なのか、その辺をどう見ているのか、どう考えているんですか。

○日渡輝明市民生活課長　先ほどの答弁の中でもお答えをいたしましたが、現在申請率については85.16％ということで、多くの市民の皆様に手続をいただいているところでございます。

今議員からありましたように、またできるだけ多くの方に申請をしていただきまして、また利活用できるような環境整備も整えていきながら推進に努めていきたいと思っております。

○４番沖園強議員　ただいまのマイナポイントの件なんですけど、会計年度任用職員が１名と委託とで対処しているということなんですが、そうすると、今回保険支出金が213万程度あって、そして補正額は147万で、一般財源を66万8,000円ですか、減額していると。

ということは、今の申込支援事業において、後づけでその交付金は来るんですか。どう捉えればいいんですか。

○篭原正二財政課長　当初予算の編成段階におきまして、このマイナポイントの付与に関わる期間といいますのが、年度末までとされておりました。

編成に当たりましては、国の動向がまだ見えておりませんでしたので、会計年度任用職員を２名２か月分ということで、もし問合せ等あった場合の対応ということで配置を予算化していたところです。まだ国庫支出金の方針が示されておりませんでしたので、歳入には組み入れていなかったと。今回５月末までの国の方針が出ましたので、そこは国で賄われるであろうという方針が今出ておりますので、国庫支出金で対応しているということでございます。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第９号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

［沖園強議員　登壇］

○４番沖園強議員　提案理由を申し上げます。

先ほどの予算特別委員会の委員長報告並びに討論等々、若干重複いたしますが、あえて申し上げます。

市当局は、令和４年12月議会において、令和４年度当初予算で議決されていた老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託を皆減して、新たな保健センター設置のために民間医療施設跡地を取得する補正予算を提案いたしました。

議会は、第６次枕崎市総合振興計画を上位計画とする枕崎市公共施設等総合管理計画等との整合性がなく、施設取得は、維持管理費など新たな財源負担につながることなどの理由で、民間医療施設跡地の取得予算を削減し、老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を復元する修正議案を絶対多数の賛成の下に可決いたしました。

ところが３月議会では、老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託の議決予算を執行していないことが判明いたしました。

地方自治法176条１項は、普通公共団体の議会の議決に異議があるときは、当該普通公共団体の長は議決の日から10日以内に理由を示してこれを再議に付することができると規定されております。

また177条では、義務的経費や災害復旧の予算等は再議に付さなければならないと規定されて

いるところでございます。
しかしながら市当局は、議会の議決に異議を示す再議を付しませんでした。にもかかわらず、予算の減額補正もありませんでした。翌年度への事故繰越もありませんでした。
その一方で令和５年度当初予算では、既存の老人福祉センターの大規模改修工事設計業務委託費を計上せず、保健センター設置の医療施設跡地の取得予算が……（「議長、議事進行、簡潔に言ってくださいよ」と言う者あり）再度提案されたものであります。
○永野慶一郎議長　ちょっとお静かに、提案理由の説明ですので。（「討論と同じ事を言っていますがね」と言う者あり）提案理由の説明ですので、続けてください。（「このとおり言ってくださいよ。長すぎる」「長い」と言う者あり）静かに傍聴者も静かにお願いいたします（「同じことを繰り返して時間の無駄ですよ」と言う者あり）。
○４番沖園強議員　あえて申し上げます。（「このとおり読めばいいんですよ」と言う者あり）
○永野慶一郎議長　提案理由の説明ですので続けてください。（「簡潔にしてくださいよ」と言う者あり）
○４番沖園強議員　議会の議決をほごにして、再度同じ議案を提案する当局の姿勢は、議会の議決を軽視した議会制民主主義を冒涜するものであり、地方自治法の規定を遵守していない行政事務の違法な行為であると強く指摘せざるを得ない政治姿勢が問われる大きな問題であります。この８期32年間、議員生活の中で前代未聞のことで誠に遺憾で残念でございません。
本市は第６次枕崎市総合振興計画を上位計画として、令和２年３月に第２期枕崎市子ども・子育て支援事業計画を策定して、令和４年３月に枕崎市公共施設等総合管理計画を見直し、令和４年度当初予算において老人福祉センターの大規模改修工事の設計業務委託を予算化して施政方針も示されました。
枕崎市公共施設等総合管理計画は、人口減少が続く本市の実態を踏まえ、集約化、複合化、近隣自治体・民間の施設の活用による公共施設の保有総量、維持管理コストの縮減を図る計画になっているところであります。
地方自治法は市民福祉の向上のために、最小の経費で最大の効果を上げることを求めています。耐震化で延命化している本庁舎の耐用年数が……（「議長、議事進行、簡潔に話してくださいよ」と言う者あり）差し迫っている問題や、出先機関が……。
○永野慶一郎議長　お静かにお願いいたします。
（「くどいぞ」と言う者あり）
○４番沖園強議員　失礼なことを言わないでください。
○永野慶一郎議長　冷静になって提案理由の説明を簡潔にお願いいたします。（「あんたの議会じゃないぞ」と言う者あり）お静かにお願いいたします。
○４番沖園強議員　ちょっと暴言ですから、後もって議事進行で議会運営委員会の開催を求めます。（「同じことを繰り返していますがね」と言う者あり）
○永野慶一郎議長　暫時休憩いたします。

午前10時31分　休憩

午前10時32分　再開

○永野慶一郎議長　再開いたします。
○４番沖園強議員　最小の経費で最大の効果を上げることを求めております。
耐震化で延命化している本庁舎の耐用年数が差し迫っている問題や、出先機関が多く行政機構が物理的に分散している現状を考慮し、枕崎市公共施設等総合管理計画による公共施設の有効活用と機能性の高い新庁舎の早期実現に向けた財源確保に努めることを求める意見書となっております。
以上、終わります。

○永野慶一郎議長　お諮りいたします。
ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第３項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。
［「異議なし」と言う者あり］
○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。
これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことといたします。
ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。
○９番立石幸徳議員　議案第30号についてですね、私は討論通告をしておりませんが、先ほどからの一般会計の５年度当初予算の修正案討論、そしてただいまの決議についてですね、実に事実と違ったことを述べられているので、討論通告しておりませんが、質疑をせざるを得ません。
まず、討論において、来月４月からもうあと数日いたしますと４月１日になりますが、国はこども家庭庁をスタートさせます。そのこども家庭庁の業務を受けて、全国の自治体にこども家庭センターを設置するよう求めているわけですね。このこども家庭センターの施設整備費については、国はなんと10分の９、９割は国が整備費を見ますよと、きちっと示しているわけです。箱物を求めているのじゃない、そうじゃないですよ。整備費については、国が９割は持ちますよと、このことをどう考えているのか。
それから、この決議書の中に新庁舎建設を早期実現せと、先ほどの提案理由でも庁舎建設は差し迫っているという発言がありましたが、現在の枕崎市役所の耐震化、これはいつまで耐震に耐えられるというふうに提案者は考えているのか、まず２点お尋ねをいたします。
○４番沖園強議員　こども家庭センターを設置するのに、建物だけに10分の９の国の補助があるわけじゃない。その整備、建物の整備とはどこにもうたっていないと思います。そして、当然、既存の、例えば老人福祉センターを改修しても、それにも10分の９の補助がございます。的外れの質疑かと思います。
それから新庁舎の建設の件につきましては、耐震化工事をして今何年目ですかね。８年ですかね、８年経過。その当時、耐震化工事をして20年の延命のために耐震化工事をしたと。差し迫っているのは、その耐震化工事が果たして本当に震災に耐え得るのか、まだ定かでない部分もあるんじゃなかろうかと。当然、あと十二、三年すれば、その20年の延命期間が終わります。
そしてまた、今現在、毎年１億円ずつ新庁舎のために基金を積み立てようということで、ふるさと応援寄附金の財源のもとに今積み立てております。
当然、そこを見据えた上で、議会も、そしてまた市行政も計画を練って、今の枕崎市公共施設等総合管理計画はなされているものと思っております。
○９番立石幸徳議員　答弁になっていないですよ。
まず前段のこの整備費、国が示した整備費10分の９、９割ですよ。こういった国の支援の在り方というのは、私、いまだかつて存じ上げておりません。一番の国の負担割合、せいぜい３分の２ですよ。それほどこども家庭センターに寄せる国の思いは深いわけであります。
委員会の審査の中でも明確になりましたが、本市は福祉サイドが対応する子ども家庭総合支援拠点整備、これはまだスペース、場所の物理的な関係からいまだにできていないわけです、そういった対応が。
そういう状況でですね、新しい庁舎に期待すると言ったって、十数年先ですよ。それも市民がそういった庁舎建設の機運を求めているのか。
隣接の南九州市では、設計図をつくってもこの物価高騰で大変なまた経費がかかるということで、庁舎建設もまた再検討をせざるを得ないという状況ですよ。その十数年、早くても十数年の

間、本市の子育て支援はどうなるんですか。今すぐ対応できる場所、スペースを現に執行部のほうで提案されているのに、新庁舎建設の早期実現に取り組んで、その新庁舎の新しいスペースでこの子育て支援を取り組んでいくという思いで決議が出されているんですかね、その点を確認いたします。

○４番沖園強議員　誠に遺憾でございますね。

先ほどの説明の中に、本市は第６次枕崎総合振興計画を上位計画として、令和２年３月に第２期の枕崎市子ども・子育て支援事業計画を策定したと。そして、令和４年３月に枕崎市公共施設等総合管理計画を見直していると。そして、同じく令和４年度の当初予算において、老人福祉センターの大規模改修工事の設計業務の委託費を予算化したと。

今、この決議の中で我々が求めているのは、そういった既存の施設を有効活用できるんじゃないかということを申し上げておりまして、別段ほかの新しい医療施設は、将来の財政負担につながりますよと、屋上屋を重ねることになりますよということを申し上げているところでございます。

それと、10分の９の国の補助、これは現在の老人福祉健康センターなり、そこを活用すればそれにも10分の９の補助がございますよということでございます。

○永野慶一郎議長　５番禰占議員。（「９番、質疑ですがね」「答弁があるんじゃないですか」と言う者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時43分　休憩

午前10時44分　再開

○永野慶一郎議長　再開いたします。

○９番立石幸徳議員　総合振興計画と公共施設等総合管理計画を言われておりますけど、今問題になっている、課題になっているこども家庭センターというのは、昨年の児童福祉法の改正に伴って国が求めてきているセンターですよ。

議長いいですかね、ちゃんと聞いとっていただきたいんですが。

総合振興計画あるいは公共施設の管理計画を作成する時点では、こども家庭センターなんか、全然、その国の課題あるいは我が自治体の課題にも何もなっていないんですよ。そういう課題にも上がっていない施設をですね、総合振興計画とか公共施設計画に載っていないじゃないかと、載っているもいないも、２つの計画をつくるときには、全然こども家庭センターというのは全国どこにもないんですがね。これは最近の課題ですよ。

それから老人福祉センターの大規模改修を言われていますが、これも委員会審査で明らかになりましたが、老人福祉センターの大規模改修をするのは、こども家庭センターは全然頭には入っていないんですと、目的じゃないんですと、何回答弁されたんですか。

それを、この老人福祉センターの大規模改修をすれば、あたかもこども家庭センターが対応できるような話っていうのはですね、実に委員会審査を無視している、それこそ。そう言わざるを得ないですよ。その点について明確にお答えください。

○４番沖園強議員　もうちょっと質問者は勉強していただきたいと思うんですけど。厚労省は、令和４年度末までに子ども家庭総合支援拠点の設置を求めておったんですよ。それが成り代わった名称、拠点施設の機能を備えているのは、こども家庭センターにも含まれていると、こういったＱ＆Ａがございますよ。もうちょっと勉強してくださいよ。

その子ども家庭拠点施設を設置する目的で、私は今の老人福祉センターの大規模改修等も検討してきたんじゃなかろうかという指摘は、委員会でずっと指摘してきました。我々は先ほどの説明でも申し上げましたが、最少の経費で最大の効果を上げる地方自治法の精神に基づいて物を申しているところでございます。

○９番立石幸徳議員　新しい庁舎建設でですよ、子育て支援の対応ができるなどというような、そういった決議を出すこと自体が最小の経費で最大の効果どころじゃないですよ。庁舎建設に幾ら大体かかると見ているんですか。

それから、こども家庭センターの意味、これは現在の福祉課が取り組んでいる保健福祉の業務と、健康課が取り組んでいる母子保健の業務、この本市の業務の分かれている２つの分野を一緒に取り組むことで、現在の日本あるいは我が市の虐待防止とかそういうものを防いでいくという大きな目的があるわけです。

ですから、２つの課の業務をいかにして効率よく進めていくか、その点についてはどういう考えを持っているんですか。

○５番禰占通男議員　まず、健康課と福祉課の関係ですけど、県はこども家庭センター、児童相談所を併設するということで、県は設置は義務です。しかし市町村に至っては、努力義務になっておりますし、まずそれが１点です。

それで先ほどから庁舎の分を言っておりますが、耐震化はうちはしました。耐震化した庁舎に対しては、国県から補助金は一切ありません。100％自分の資金で造らないといけない。今言ったこういった問題が出てくること自体、過去に平成18年、19年、私が議員になる前に庁舎基金なるものが存在したと。それを基金目的以外に流用してゼロになっている。

それから、私が議員になったときも、行政の方々も給与カット、給料カット、何年続きましたか。それほど本市の財政は逼迫していたところです。それで、今、ふるさと納税のおかげで約半分、17億、15億残るけど、その中で今財政がよくなった。そこで、民間の施設を借り上げようと。

それと審議の中でもいろいろ出てきましたが、住宅に関しては、民間の住宅を借り上げて使えるということがありました。今もあると思います。これは国土交通省が認めたことでできるわけであって、行政の持ち分を払い下げるのは聞いたことがあります。ただし、民間の施設を行政が買い上げる、これはもってのほかだと思います。地方自治法には目的を持って、土地、不動産取得はしないといけないと地方自治法にありますよ。

本来なら話はずれるけど、火之神地区の土地も目的外ですよ、私に言わせれば。そういうところに今、解体料に１億5,000万ぐらい使おうとしていますけど、それよりか庁舎、今皆さんが欲しいのは入れ物で仕事するんだろうと私は考えて、庁舎建設を促進するべきだと思って、これに盛り込んでもらいました。

それを考えると、今までも行政の方から伺いましたが、健康課と福祉課の連携をして、子育てに力を入れたかったんだけど、それができなかったと、今までずっと何年も。我々は子供の子育てにいろいろなことに反対しているわけでありません。よりよい環境をつくるのであれば、あるもので我慢してでも連携して、今までなんでしてこなかったのかと、行政がそれだけ分かっているなら。

もう結局、細かく議員にも計画を知らせてくれればいいんですよ。そしたら、今これを市長にも前に……。答弁でちょっと逸脱するかもしれんけど、私はそしたら公共施設等管理計画を去年の４月にですよ、改定したのであれば、それを改定してこれを上げるべきですよ、補正予算に。それが私の考えです。答弁になっているか分かりませんが。

○永野慶一郎議長　質疑をする方も答弁をする方も、この議案の決議内容についての質疑でございますので、それ以外の質疑、答弁等は控えていただくように、簡明に行っていただくようお願いいたします。

○９番立石幸徳議員　今、議長が言われたようにですね、私はこの決議書をもとにいろいろ質疑をしているんですよ。一番結びのところにですよ、最後の結論みたいなもんですよ。

機能性の高い新庁舎建設の早期実現に向けた財源確保をすると。新庁舎ができれば、子育て支

援、これが本市の場合は実現するのか。そういうつながりになるから庁舎建設を聞いているんですよ。私があえて庁舎建設を持ち出しているんじゃないんです。

決議書を出された方々が庁舎建設をやれって言っているわけですよ、簡単に言うと。それが何が最少の経費ですか。一体、庁舎建設に幾らかかると見ているんですか。

［傍聴席で話す者あり］

○永野慶一郎議長　すみません、お静かにお願いします。

［「内容のすり替えだ」と傍聴席で話す者あり］

○永野慶一郎議長　すみません、お静かにお願いします。

○４番沖園強議員　傍聴者が言われるように問題のすり替えなんですよね。（「書いていることを説明してくださいよ」と言う者あり）

○永野慶一郎議長　不規則発言になりますよ。すみません、ちょっと皆さん、静粛に。冷静になって進めていただくようお願いいたします。

○４番沖園強議員　よく読んでくださいよ。枕崎市公共施設等総合管理計画による公共施設の有効利活用と述べております。有効活用を述べているところです。それと併せ持って、庁舎建設には現在も新庁舎の建設に向けて庁舎建設基金を積み立てていますよと、そういう財源を確保してくださいと。早期に実現できるように確保してくださいと。御理解いただけないのが誠に残念でございます。

○９番立石幸徳議員　先ほどもお尋ねしましたけどね、委員会審査の中で、本市は現在国が進めている福祉課サイドの子育て相談の総合拠点整備、これはできていないんだと。設備はできていないと、そういう既存施設の実態ですよ。

それを踏まえても、なおかつ既存施設でやれ、既存施設でやれと言われても、今現在国の取り組んでいる子育てに関するですね、施設整備さえできていないわけですよ。

そういう実態にありながら、既存施設の有効活用、有効活用を言われても、それだけでは駄目なんですということで当局が出してきたのが、その新たな場所を求めたいわゆる母子保健と保健福祉の業務を、一緒に合わせて対応したいとそういうことなんでしょう。

老人福祉センターを大規模改修すれば、こども家庭センターが本市の場合はできるのかという、この点についても明確に委員会審査でなっているじゃないですか。

私はこの決議自体が、既存施設を使えということと、庁舎建設をやれという実に矛盾したものになっているということを指摘せざるを得ない。

その点を最後に聞いておきます。

○５番禰占通男議員　今この問題が審査に入ったときに、私は健康センターで何か不足があるのかと、使うのに。当局の答弁は不足はございませんと、その答弁でした。

それと、施設についてはそれですけど、簡単に言ったら、課を超えた連携ですよね。これは我々が指摘するどうのこうのじゃなくて、行政側のやり方だと思います。ただ我々は、それについてつけられた予算、それについて審査をするだけのことであって、その内容についてはまた国県の方針に沿って合っているのかどうなのかって、本市としての、私はそこだと思うんですよ。

それで、こういう民間施設を買い上げるという、それだったら、私は審査の中でも言いました、看護学校跡もあるよと、すると何億かかりますよと。だったらそれを計画してこれだけかかりますと最初から言えばいいけど、今物価が幾らするか、それで求めて出されているから、我々は答える部分がないですよ。行政の答弁の中のそれしかできない。

そしたら、今基金を１億円ずつ積み立てている。それであれば、早めに完成できるその基金を積み上げるべきだと、この中では言っております。

それで、何日か前にも南九州市のことが出ました。それであれば、今質疑者がしている部分は、全部この中に、決議書の中に私は納められていると確信しています。

○４番沖園強議員　12月議会から今回の３月議会含めてですね、多くのそういった質疑がございました。そういった質疑の中でも、当局にもただしました。果たして老人福祉センターの中での設置は無理なのかということもただしました。そして、南さつま市の今、子ども家庭総合支援拠点施設は、健康センター、そしてまた社会福祉協議会が入っている既存の施設の中に、僅か157平米で足りていますよということも申し上げました。そういった既存施設の有効活用を南さつま市はやっていますよと。

であれば、総務省のＱ＆Ａでありますように、子ども家庭総合支援拠点、これまさしくこども家庭センターなんですよね。その拠点は、厚労省は令和４年度末までに努力してくださいと、設置してくださいと。

それが基になって、先ほども申しましたが、老人福祉センターの大規模改修工事の設計業務委託をしてきたんだろうと確信いたしております。そしてまた、昨年令和４年３月には、市長は施政方針で述べてそこを予算化いたしております。まさしく計画的に物事は進んできておったと。それが唐突に出てきたもんですから、議会議決は何だったのかということでございます。

○９番立石幸徳議員　私は12月議会でも討論しましたけど、今この決議を出されている方々のお話を聞くたびに、本市の子育て支援がどこへ行くのか非常に危機感を持ちます。

もうあと３日すれば、国はこども家庭庁がスタートしていくわけです。こども家庭庁の業務目的に明確に書いてあります。

本市の子育て、あるいは子供たちを取り巻く虐待、ひきこもり、ヤングケアラー、こういった様々な問題をですね、今のままの体制で提案者の方々は、きちっと対応できると考えているのか確認をさせていただきます。

○４番沖園強議員　提案者の我々が答えるべきか、当局が答えるべきか分かりませんが、できるものと確信して、我々はこの決議を出しているところでございます。以上。

○永野慶一郎議長　ほかにございませんか。──これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。──討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議あり」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第10号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○永野慶一郎議長　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と言う者あり］

○永野慶一郎議長　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和５年第１回定例会を閉会いたします。

午前11時６分　閉会

一 般 質 問 の 要 旨

令和５年　第１回定例会一般質問及び要旨

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
①城森　史明	子育て支援における給食費無償化について	1　学校給食の無償化の動きが県内の自治体で広がっている。南さつま市に続いて南九州市も来年度から実施するとのことである。政府も来年度は異次元の子育て支援政策を実施するとのことである。 　手厚い子育て支援政策のために、本市も学校給食の無償化について真剣に検討すべきではないのか 2　学校給食法における学校給食費の負担についてどのように考えているのか 3　学校給食費の無償化の財源は、ふるさと応援寄附金を活用できないのか	市　長 副市長 教育長 課　長
	枕崎市クリーン堆肥センターにおける下水道汚泥の活用について	1　堆肥センターの設置及び管理に関する条例では、本市の公共下水道の汚泥を肥料原料として使用することは問題ないと思うが、どのように考えているのか 2　本市の下水道汚泥は、かつおぶし原料のカツオのアミノ酸に由来する窒素分が多い。一般の下水道汚泥と比較し、肥料効果が高いと思うがどのように考えているのか 3　公共下水道における汚泥処理は、直接的な処理費用や汚泥処理施設の設備投資等大きな財政負担となっている。政府も肥料の国産化に積極的に取り組むとのことであり、チャンスである。指定管理者であるＪＡ南さつまと協力し下水道汚泥の堆肥化に取り組むべきではないのか	市　長 副市長 課　長
	火之神地区の養豚場跡地の有効活用につ	1　今年度の施政方針の中で、当該土地の有効活用について本格的な検討を進めるとある。 　少子高齢化・産業振興・脱炭素の推進など本市の	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　問　の　要　旨	答弁者
	いて	地域課題の解決及び本市のさらなる魅力発信につながるとあるが、具体的にどのように検討されているのか 2　鹿児島市のサッカースタジアムの検討のように、外部の人材を含めた検討委員会を設置し、市民に開かれた情報提供をすべきと思うが、どのような検討委員会となっているのか	
②眞茅　弘美	高齢者福祉のさらなる充実・強化について	1　社会とのつながりが希薄になっている高齢者世帯を取り巻く現状と課題をどのように考えているのか 2　高齢者世帯が安心して暮らせるための取組は 3　在宅介護サービスの需要と供給のバランスに関する将来予測は	市　長 副市長 課　長
	ひきこもりの実態及び支援について	1　ひきこもりで悩んでいる家庭が増加傾向にあるようだが、市としての認識は 2　家族は寄り添うことが大事だと言われているが、家族も内心は不安を抱えている。まずは家族への支援が必要だと考えるが、市の見解は 3　社会参加を支援する関係機関と市との連携について	市　長 副市長 課　長
	交通弱者について	1　予約型乗合タクシー実証実験について 2　外出控えにつながらないようにタクシーチケット	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　問　の　要　旨	答弁者
		助成の増額はできないのか	
③豊留　榮子	難聴者への補聴器購入補助について	1　補聴器購入の助成制度は昨年の10月31日現在で全国114市区町村に広がり、県内でも曽於市が実施している。高齢者の生きがいづくり、生活の支援及び社会参加の促進、さらに介護費や医療費を抑えることができると考えられることからも補聴器購入への助成について市長の見解を問う 2　高齢者の難聴に関する実態調査などされているのか 3　聴力機能の低下が見られる高齢者に対して、補聴器購入の助成制度を創設する考えはないのか	市　長 副市長 課　長
	会計年度任用職員の処遇改善について	1　会計年度任用職員は事務職以外にどのような職種に就いているのか 2　会計年度任用職員は交通費や一時金など保障されているのか 3　１年ごとの切替えではなく、安心して働ける雇用の保障と抜本的な処遇改善が必要ではないのか	市　長 副市長 課　長
	国民健康保険税の子ども均等割について	1　国民健康保険に加入している子育て中の世帯数は 2　子どもが１人増えるごとに均等割で国保税が上がり、子育て世帯の暮らしを圧迫している。子どもの均等割は廃止すべきではないか	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
④清水　和弘	少子化・貧困対策について	1　子育て世帯の経済負担を軽減するための第２子・第３子の世帯に対する児童手当等の拡充を求める声があるが、本市の対象者について 2　中小企業の賃上げと環境整備の必要性、また、家族の貧困率が子供の将来に与える影響について 3　本市の保育サービスについて 4　本市の少子化対策について	市　長 副市長 教育長 課　長
	女性管理職について	1　2022年度の鹿児島県内43市町村の女性管理職の割合は9.3％、本市女性管理職の割合及び女性管理職登用のメリット・デメリットについて	市　長 副市長 課　長
	稼ぐ力の創出について	1　火之神公園周辺地域開発は交流人口の増加に大きな期待が持てると信じている。今後、本市が実施すべき周辺地域開発について 2　本市の交流・関係人口増加対策について	市　長 副市長 課　長
⑤立石　幸徳	燃ゆる感動かごしま国体とかごしま大会への本市取組について	1　来県者を温かく歓迎し、鹿児島の誇る郷土料理、特産品でもてなすための本市の対応について 2　街並みを花いっぱいにし、清掃活動やクリーンアップ運動への市民参加について	市　長 副市長 課　長
	子育て支援について	1　本市の出生数（令和元年から４年まで）の推移をどのように分析しているのか	市　長 副市長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		2　本市の周産期医療体制の今後について	課　長
		3　産前産後の国保料免除について	
		4　子育て世代包括支援センターと福祉課社会係などの連携について	
		5　児童福祉法改正に伴う「こども家庭センター」の設置により、子育て支援はどのように変わってゆくのか	
		6　本市の保育士、保健師の現状について	
	後期高齢者医療保険制度について	1　制度改正の影響をどのように予測しているのか	市　長 副市長 課　長
⑥爾占　通男	行政計画について	1　行政計画策定はどのように行われているのか（公共施設等総合管理計画など）	市　長 副市長 課　長
		2　策定後の改定、廃止の手順はどのようになっているのか	
	助成制度について	1　本市の個人向けや自治会など団体向け助成制度の周知状況はどのようになっているのか	市　長 副市長 課　長
		2　定住促進向け助成はどのようになっているのか	
	証明書等の交付について	1　コンビニ交付について取組状況はどのようになっているのか	市　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		2　被災者支援システムの取組はどのようになっているのか	副市長 課　長
⑦東　君子	宇都集落の「巨大な穴」について	1　長年にわたって放置され続けた「巨大な穴」に悩まされる宇都集落の人たち。危険な現状に対して、市はどのように考えているのか	市　長 副市長 課　長
		2　どういった目的で巨大な穴は掘られ、これに対して市はどのような対応を取ってきたのか	
		3　議会でも幾度も取り上げられたにもかかわらず、いまだ解決に至っていない原因はどこにあると考えているのか	
		4　梅雨や台風によって、大雨になれば土砂崩れの危険もある。被害が出る前に、急ぎ安全対策を行ってほしい。 　明確な計画を作成しているのか	
	環境対策について	1　空き地の雑草に悩まされる住民の相談がとても増えている。相談者への対応、相手方への対応はどのように行っているのか	市　長 副市長 課　長
		2　管理が大変なので市に土地を譲りたい。このような声に対して、前向きな解決方法はあるのか	
	市民に優しいまちづくりについて	1　防犯カメラを各集落に設置してほしいとの市民からの声が高まっている。市民の安心安全な暮らしを守ることにもつながると思われるが、今後の設置計画はあるのか	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		2　日常生活が心配な独り暮らしの高齢者に対して、市はどのような支援を行っているのか 3　健康寿命を延ばすために、温泉割引券を発行し、市民の方々に喜んでいただく取組を行ってはどうか 4　身体に障害がある方々にも積極的に市役所を利用していただくために、エレベーターのない本市では２階、３階に行かれる方々に対してどのような対応を取っているのか 5　職員が高齢者宅を訪問する際に、行き違いをなくすために、連絡メモを活用してはどうか	
⑧上迫　正幸	スポーツ・文化による関係人口の増加について	1　野球場を中心としたイベント、キャンプ等が開催されているが、関係人口の増加など現状をどのように分析されているのか 2　イベント、キャンプ等の企画、誘致は指定管理者が行っているのか、また、本市はどのように関わっているのか 3　野球場は現状で完成なのか、それとも今後まだ改修する予定があるのか 4　野球場周辺の運動施設の今後の改修予定はあるのか	市　長 副市長 課　長
	農作物の降雪被害について	1　１月下旬の降雪で、農作物（特に豆類）に多大な被害が出たと聞いているが、その後の状況は	市　長 副市長 課　長

質　問　者	質問の主題	質　　問　　の　　要　　旨	答弁者
		2　平成28年の降雪と今回の降雪の被害状況の違いは 3　農作物の自然災害への備えとして、担当課が生産者に収入保険の加入を勧めたと聞いているが、その加入状況と今後の対策は	
	郷土芸能について	1　現在、郷土芸能の活動を行っている団体は幾つあるのか 2　郷土芸能を継承していく上での最大の問題点は 3　市内小学校に指導、継承していけないものか	市　長 副市長 教育長 課　長

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

枕崎市議会議長　　　　永　野　慶一郎

枕崎市議会議員　　　　沖　園　　　強

枕崎市議会議員　　　　中　原　重　信